小山町地域防災計画

共 通 対 策 の 巻

地 震 対 策 の 巻

風 水 害 対 策 の 巻

火山災害対策の巻

大 火 災 対 策 の 巻

大規模事故対策の巻

資　　料　　の　巻

平成３０年３月

小山町防災会議

＜本書の構成＞

１　共通対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共　通－ 1

第２章　災害予防計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共　通－ 9

第３章　災害応急対策計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共　通－ 22

第４章　復旧・復興対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共　通－ 64

２　地震対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 1

第２章　平常時対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 17

第３章　地震防災施設緊急整備計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 26

第４章　地震防災応急対策（発災前の対策） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 28

第５章　災害応急対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 52

第６章　復旧・復興対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 79

第７章　津波対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 88

第８章　原子力災害対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地　震－ 92

３　風水害対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 風水害－ 1

第２章　災害予防計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 風水害－ 2

第３章　災害応急対策計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 風水害－ 6

４　火山災害対策の巻

富士山の火山防災計画

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 火　山－ 1

第２章　災害予防計画（平常時対策） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 火　山－ 13

第３章　災害応急対策計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 火　山－ 19

第４章　災害復旧計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 火　山－ 28

５　大火災対策の巻 大火災- 1
Ⅰ　大火災対策計画
第１章　総則 大火災- 2
第２章　火災予防計画 大火災- 4
第３章　災害応急対策計画 大火災- 6
第４章　災害復旧計画 大火災- 8
Ⅱ　大爆発対策計画
第１章　総則 大火災- 9
第２章　災害予防計画 大火災- 10
第３章　災害応急対策計画 大火災- 13
第４章　災害復旧計画 大火災- 15
６　大規模事故対策の巻 大事故- 1
Ⅰ　道路事故対策計画
第１章　総則 大事故- 2
第２章　災害予防計画 大事故- 4
第３章　災害応急対策計画 大事故- 6
第４章　災害復旧計画 大事故- 8
Ⅱ　鉄道事故対策計画
第１章　総則 大事故- 9
第２章　災害予防計画 大事故- 10
第３章　災害応急対策計画 大事故- 12
Ⅲ　航空機事故対策計画
第１章　総則 大事故- 15
第２章　災害予防計画 大事故- 16
第３章　災害応急対策計画 大事故- 17

共通対策の巻

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1　町	1
2　静岡県	1
3　警察	2
4　自衛隊	2
5　指定地方行政機関	2
6　指定公共機関	3
7　指定地方公共機関	4
8　公共的団体	5
第2節　町の自然条件	6
1　位置及び境域	6
2　地形・地質	6
3　気候	6
第3節　町の社会条件	6
1　人口	6
2　交通	6
3　産業構造	6
第4節　予想される災害と地域	7
1　風水害	7
2　地震	7
3　土石流・地すべり・がけ崩れ	7
4　火山噴火	7
5　火災	7
6　雪害	7
7　交通災害	7
8　複合及び連続災害	8

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	9
第１節　通信施設等整備改良計画	9
第２節　防災資機材整備計画	9
1 応急活動のための資材、機材の整備計画	9
第３節　道路鉄道等災害防止計画	10
第４節　防災知識の普及計画	10
1　普及方法	10
2　普及すべき内容	11
3　町の実施事項	11
4　防災関係機関	13
第５節　防災のための調査研究	13
1　実施方針	13
2　災害発生状況調査	13
第6節　住民の避難誘導体制	13
第7節　防災訓練	14
第8節　自主防災組織の育成	15
1　自主防災組織の概要	15
2　推進方法	16
3　研修会等の開催	16
4　町民の果たすべき役割	16
5　地域における自主防災組織の果たすべき役割	16
6　町の指導及び助成	17
7　自主防災組織と消防団との連携	18
第9節　事業所等の自主的な防災活動	18
第10節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	19
第11節　ボランティア活動に関する計画	19
第12節　要配慮者支援計画	19
第13節　救助・救急活動に関する計画	21
第14節　応急仮設住宅等	21
第15節　ライフライン事業の復旧に関する計画	21
第16節　町の業務継続に関する計画	21
第17節　複合災害及び連続災害対策	21

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	22
第1節　総則	22
1　町地域防災計画と県地域防災計画との関係	22
2　町の行う措置	22
3　防災業務計画と町地域防災計画との関係	22
4　この計画を理解し実施するための留意事項	22
第2節　組織計画	23
1　災害対策組織	23
第3節　動員計画	24
1　動員の実施基準	24
2　実施方法	24
第4節　通信情報計画	25
1　実施事項	25
2　情報伝達手段及び通信系統	26
第5節　災害広報計画	27
1　広報実施方法等	27
2　防災関係機関	28
3　報道機関への情報発表	28
4　経費負担区分	28
5　住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	28
第6節　災害救助法の適用計画	28
1　災害救助法の適用基準	28
2　被害世帯の算定基準	29
3　災害救助法の適用手続等	29
第7節　避難救出計画	30
1　避難	30
2　警戒区域の設定	31
3　救助	32
4　災害救助法に基づく町の実施基準	32
5　知事に対する応援要請	32
6　県管理施設の利用	32
7　広域避難	33
第8節　愛玩動物救護計画	33
第9節　食料供給計画	33
1　災害救助法に基づく実施基準	33
2　災害救助法に基づく町の実施事項	34
3　知事に対する要請事項	34
4　交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	34
第10節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	34
1　災害救助法に基づく実施基準	35
2　災害救助法に基づく町の実施事項	35
3　知事に対する要請事項	35
第11節　給水計画	35
1　災害救助法に基づく実施基準	35
2　災害救助法に基づく町の実施事項	36
3　知事に対する要請事項	36
第12節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	36
1　災害救助法に基づく実施基準	36
2　災害救助法に基づく町の実施事項	37
3　知事に対する要請事項	37
4　要配慮者への配慮	37
5　住宅の応急復旧活動	37
6　非常災害時における特例	38
第13節　医療・助産計画	38
1　災害救助法に基づく実施基準	38
2　災害救助法に基づく町の実施事項	38
3　知事に対する要請事項	39
4　医療救護活動の実施	39
5　健康への配慮	39
6　非常災害時における特例	39
第14節　防疫計画	39
1　町の実施事項及び要請事項	39
2　実施要領	40
第15節　清掃及び災害廃棄物処理計画	40
1　県の実施事項	40
2　町の実施事項及び要請事項	40
3　非常災害時における特例	41

発　　災　　後	頁
第16節　遺体の捜索及び措置埋葬計画	41
1　災害救助法に基づく実施基準	41
2　災害救助法に基づく町の実施事項	41
3　知事に対する要請事項	42
4　非常災害時における特例	42
第17節　障害物除去計画	42
1　災害救助法に基づく実施基準	42
2　災害救助法に基づく町の実施事項	42
3　町長の要請事項	42
第18節　社会秩序維持計画	43
第19節　輸送計画	43
1　災害救助法の規定による輸送の範囲	43
2　町の実施事項	43
第20節　交通応急対策計画	44
1　道路管理者等の実施事項	44
2　県知事又は県公安委員会の実施事項	45
3　鉄道事業者の実施事項	45
第21節　応急教育計画	45
1　災害救助法に基づく実施基準	45
2　町の実施事項	46
第22節　社会福祉計画	46
1　町の実施事項	46
第23節　消防計画	47
1　消防活動	47
2　計画の概要	48
第24節　応援協力計画	48
1　要請の実施基準	48
2　実施方法	49
第25節　ボランティア活動支援計画	49
1　町の実施事項	49
第26節　自衛隊派遣要請計画	49
1　災害派遣要請の範囲	49
2　災害派遣要請	50
3　災害派遣部隊の受入れ体制	51
4　災害派遣部隊の撤収要請	51
5　経費の負担区分	51
第27節　相互応援協力計画	51
1　応援派遣要請の実施事項	51
2　災害相互応援	52
第28節　電力施設災害応急対策計画	52
1　応急措置の実施	52
2　県との連絡及び協議	52
第29節　ガス災害応急対策計画	53
1　非常体制組織の確立	53
2　応急対策	53
3　県、町等との連絡協議	53
4　事故の報告	53
第30節　下水道災害応急対策計画	53
第31節　突発的災害に係る応急対策計画	54
1　町の体制	54
「火災・災害等速報要領」様式第１号～第４号	56
表１、表２	63

復　旧・復　興　期	頁
第4章　復旧・復興対策	64
第1節　災害復旧計画	64
第2節　激甚災害の指定	65
第3節　被災者の生活再建支援	65
1　災害弔慰金等の支給	65
2　被災者の援護	65
3　要配慮者の支援	66
第４節　風評被害の影響の軽減	66
1　正しい情報の提供	66
2　必要な検査等の実施	66
3　被害の拡大防止	66
4　関係機関との連携	66

第１章　総　　則

この計画は、「災害対策基本法」第４２条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、この計画は「小山町国土強靱化地域計画」を踏まえたものである。

小山町地域防災計画は、次の巻から構成する。

各巻の名称	記　載　内　容
１　共 通 対 策 の 巻	・各巻(２～６巻)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
２　地 震 対 策 の 巻	・東海地震対策（神奈川県西部の地震等の東海地震以外の地震の災害対策を含む。） ＊津波、原子力事故等による災害対策を含む。
３　風 水 害 対 策 の 巻	・風水害による災害対策
４　火山災害対策の巻	・富士山の火山活動による災害対策
５　大 火 災 対 策 の 巻	・大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
６　大規模事故対策の巻	・道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
７　資　料　の　巻	・各巻に付属する各種資料

第１節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて小山町の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１ 町

処理すべき事務又は業務
（1）小山町防災会議に関する事務 （2）防災に関する組織の整備 （3）防災に関する訓練の実施 （4）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 （5）防災に関する施設の新設、改良及び復旧 （6）消防、水防その他の応急措置 （7）警報の伝達及び避難の勧告又は指示 （8）情報の収集、伝達及び被害調査 （9）被災者の救難、救助その他保護 （10）被害を受けた児童及び生徒の応急教育 （11）清掃、防疫その他保健衛生 （12）緊急輸送の確保 （13）災害復旧・復興の実施 （14）その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

２ 静岡県

処理すべき事務又は業務
（1）静岡県防災会議に関する事務 （2）防災に関する組織の整備 （3）防災に関する訓練の実施 （4）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 （5）防災に関する施設の新設、改良及び復旧 （6）消防、水防その他の応急措置 （7）警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示

（8）情報の収集、伝達及び被害調査
（9）被災者の救難、救助その他保護
（10）災害を受けた児童及び生徒の応急教育
（11）清掃、防疫その他保健衛生
（12）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
（13）緊急輸送の確保
（14）災害復旧の実施
（15）その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
（16）市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 警察

機　関　名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 （御殿場警察署）	ア　災害時における住民の避難及び救助 イ　犯罪の予防、交通規制、被災地における社会秩序の維持

4 自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務
第１師団第34普通科連隊 富士教導団	ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ　災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ　非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア　災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局	ア　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ　事業場等の被災状況の把握 ウ　操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ　災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ　応急用食料・物資の支援に関すること ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ　被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ　被災中小企業の振興に関すること エ　電気の安定供給に関すること オ　ガスの安定供給に関すること

関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　電気の安全確保に関すること ウ　ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア　災害予防 ㈠ 所管施設の耐震性の確保 ㈡ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ㈢ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ㈣ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ　初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ　応急・復旧 ㈠ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ㈡ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ㈢ 所管施設の緊急点検の実施 ㈣　町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
国土地理院 中部地方測量部	ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

6 指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア　衣料、助産及び遺体措置に関すること イ　血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ　被災者に対する救援物資の配布 エ　義援金の募集 オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報
中日本高速道路株式会社	ア　管轄する道路の建設及び維持管理 イ　災害時の輸送路の確保

東海旅客鉄道株式会社	ア　鉄道防災施設の整備 イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ　災害時の応急輸送対策 エ　被災施設の調査及び復旧
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア　電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ　電気通信の特別取扱い ウ　気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア　災害対策に必要な物資の輸送確保 イ　災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　電力供給施設の防災対策 イ　災害時における電力供給の確保 ウ　被災施設の調査及び復旧
電源開発株式会社	ア　電力供給施設の防災対策 イ　被災施設の調査及び復旧
ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

7　指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア　土地改良施設の防災計画 イ　農地たん水の防排除活動 ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会	ア　ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ　被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ　災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社 （東部管理センター）	ア　管轄する道路の建設及び維持管理 イ　災害時の輸送路の確保
民間放送機関	気象予警報、災害情報その他の災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人　静岡県歯科医師会）
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア　要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ　避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体

機　関　名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 駿東歯科医師会 静岡県北駿薬剤師会	医療救護施設等における医療救護活動の実施
御殿場農業協同組合	ア　被災農家に対する斡旋及び共済事業 イ　災害時における種苗、肥料の確保 ウ　被災農家世帯に対する営農指導
小山町商工会	ア　商工業者に対する災害融資に関すること イ　被災商工業者に対する経営指導
小田急電鉄株式会社	ア　鉄道防災施設の整備 イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ　災害時の応急輸送対策 エ　被災施設の調査及び復旧
民間バス会社 富士急行㈱ 箱根登山バス㈱ 小田急箱根高速バス㈱ JRバス関東㈱ JR東海バス㈱ 京浜急行バス㈱	ア　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ　災害時の応急輸送対策

第２節　町の自然条件

１ 位置及び境域

小山町は、静岡県の北東端に位置して北西端は、富士山頂付近に達する。東は神奈川県、北は山梨県に接し外周は、三国連山系、箱根外輪山などにかこまれて東西に長くのびている。

・面積・人口等　　平成２９年４月現在

東 西	南 北	面 積	人 口	世帯数
２６.０４km	１３.３３km	１３５.７４k㎡	18,933人	7,485

・役場の位置

東　経	138° 59′	北　緯	35° 21′

２ 地形・地質

小山町の形状は、山地に囲まれた盆地状をなし、河川は源を富士山・箱根山系に発する鮎沢川が、小山佐野川・須川・野沢川を合して東流している。地質は、宝永山から噴出した火山砂礫が厚い層をなして分布しその下部には関東ローム層に似た赤土と称する層が砂礫と交互に堆積している。

町内には、塩沢断層帯が在る。

３ 気象

気候は変化が激しく、１月・２月にかけて寒さが加わる。７月・８月の盛夏になっても朝夕は涼しい。

降雪量は毎年多いところで約20ｃｍ以上を記録している。降雨日数は、年間約100日位、雨量は、約2,100㎜内外で、平均風速は約3.7m／秒である。

第３節　町の社会条件

１人口

平成２９年4月現在の総人口は、１８，９３３人、世帯数は７，４８５世帯で、一世帯当たりの人員は約2.５人となっている。人口は緩やかに減少している。

２ 交通

現在町内には、２本の国道と８本の県道がある。昭和４４年には、東名高速道路が、昭和４７年には国道２４６号バイパス、平成元年には、東富士五湖道路が開通した。

平日２４時間交通量は、国道２４６号で約４９，５００台、国道１３８号で約１１，２００台の利用がある。（平成22年全国道路・街路交通情勢調査）

３ 産業構造

平成22年の就業人口は11,045 人で、人口の48.8%を占めている。産業別人口は、第1次産業が432 人（3.9%）、第2 次産業が2,780 人（25.1%）、第3 次産業が7,833 人（71.0%）で、第1次産業と第2 次産業は減少傾向にあり、昭和45年と比べるとそれぞれ約26.6%、56.5%となっている。

一方、第３次産業は増減を繰り返しながらも全体的にはほぼ同じ値となっている。

第４節　予想される災害と地域

１　風水害

主要河川は、町の中央部を流れる鮎沢川であるが、野沢川、須川、小山佐野川などの河川の被害は局地的に発生する傾向にある。しかし災害はあくまでも予期されない事態によって起こるものであって、地域開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、６・７月の梅雨時、前線活動がしばしば活発になり、大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。また、８・９月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

２　地震

被害を及ぼす地震については駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震、相模トラフ沿いで発生する地震が最も恐ろしく警戒が必要である。また、想定対象地震については、以下の表における各地震が予想される。

区　　分	駿河トラフ・　南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル１の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.2) 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ０～５％】
レベル２の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード９程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.5) 相模トラフ沿い最大クラスの地震 (マグニチュード8.7) 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ０％】

※１　レベル１の地震・津波
　　発生頻度が比較的高く（相模トラフでは約200～400年に1回）、
　　発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

※２　レベル２の地震・津波
　　発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

３　土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で、急傾斜地崩壊危険区域が 57箇所、土石流危険渓流が４７箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

４　火山噴火

富士山、さらに隣接する箱根山など活火山があるため、その活動の推移に注意する必要があるとともに、富士山噴火のうち、特に溶岩流、融雪型火山泥流、降灰を想定した対策が必要である。

５　火災

近年著しい都市化により建築物の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油、ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、人命危機が高まっている。

６　雪害

毎年数回の積雪がある。時として積雪が２０cmを超える時があるので予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、なだれの危険も予想される。予報等十分に注意する必要がある。

７　交通災害

町内には、東名高速道路や東富士五胡道路をはじめ国道２４６号、１３８号等の主要幹線道路があり、交通量が多くそれに伴う交通事故も多発の傾向にある。ＪＲ御殿場線と併せて十分な配慮が必要である。

8 複合及び連続災害

地震・火山噴火・風水害等の２つ以上の災害が、同時又は連続して発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、対策が困難となる複合災害等の可能性を認識し、備える。

第２章　　災 害 予 防 計 画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第１節　通信施設等整備改良計画

災害時における無線通信は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等速やかに処理するために重要な業務である。災害時にその機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検を行うと同時に設備の充実を図る。

区　　分	内　　容
防災行政無線	ア　固定系 災害時等の場合には、町民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線により行う。 ・親局１局、中継局１局　屋外子局２４局、戸別受信機６，５００台 イ　移動系 町の関係各課及び防災関係機関、生活関連施設に設置し、正確な情報の発信や収集を行い、防災行政無線を補完する。 ・中継局2局（静岡県と共同利用）移動局（半固定型１４局・携帯型６５局）
県防災行政無線	・町と県との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。 ・150MHｚ携帯型　１台 ・静岡県のシステム利用（応援モードは移動系のみ。）により、県との相互通信が可能
アマチュア無線	小山町アマチュア無線非常通信連絡協議会は、災害時おける電話等の通信が輻輳した時、行政機関により細かな情報を提供するものとする。
被災者等への情報伝達手段の整備	・町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・町は、災害時に孤立が予想される地域のほか、各自主防災会に防災行政無線（移動系）を貸与するとともに、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

第２節　防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

１ 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

区　　分	内　　容
水防資材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、土のう袋
救助用資材	担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、救命用胴衣、発電機 医療セット
給水用資材	給水車、ろ水機、布製水槽
そ　の　他	天幕、折タタミ式寝台、長靴、雨具、簡易トイレ　等

第３節　道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図る。

区　　分	内　　容
道路交通の災害予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア　安全設備等の整備 イ　防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ　異常気象時の通行規制区間の指定 エ　通行規制の実施及び解除 オ　通行規制の実施状況に関する広報
鉄　道　の災害予防計画	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア　安全施設等の整備 ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ　防災体制の確立 ・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ　異常気象時における運転の停止等 ・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 エ　運行規制の実施状況に関する広報

第４節　防災知識の普及計画

○　地震等による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。
○　災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

区　　分	内　　容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
町	多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。
要配慮者等	・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。

１ 普及方法

町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区　　分	内　　容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
印刷物等による普及	町民等に対し、その時期に応じて広報おやま等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに町民等に対し、映画、スライド、講演会、防災出前講座などを適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	（1）防災気象に関する知識 （2）防災の一般的知識 （3）町地域防災計画の概要 （4）自主防災組織の意義 （5）災害危険箇所に関する知識 （6）災害時の心得 ア　災害情報等の聴取方法 イ　停電時の心構え ウ　早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ　非常食料、身の回り品等の準備 オ　その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 （7）要配慮者及び男女双方の視点への配慮

3 町の実施事項

（1）町職員等に対する教育

○ 町職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

○ 職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

教育事項	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第４次地震被害想定の内容 エ 「小山町地域防災計画」の内容と町が実施している地震等の防災対策 オ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 カ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） キ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ク 気象特別警報や緊急地震速報等の意義と受信時にとるべき措置 ケ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 コ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

○ オ～キについては、年度当初に各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

○ 各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

○ 町教育委員会は「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

（2） 生徒等に対する教育

○ 町教育委員会は、公立学校及び保育園、幼稚園（以下「学校等」という。）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

○ 住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等において継続的な防災教育に努めるものとする。

区　　分	内　　容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア　災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ　社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

（3）　町民に対する防災思想の普及

○　町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

○　町は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

○　この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

○　11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

○　この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災士等の積極的な活用を図る。また、町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

区　　分		内　　容
一般的な啓　発	啓発内容	ア　東海地震等防災の基礎的な知識 イ　第４次地震被害想定の内容 ウ　「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ　突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識 カ　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ　地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク　防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ　津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 コ　避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 サ　住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 シ　居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え ス　消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 セ　避難生活に関する知識 ソ　要配慮者への配慮及び男女双方への視点への配慮 タ　安否情報の確認のためのシステム チ　地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
	手段・方法	・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。 ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。
社会教育を通じての啓発		・町教育委員会は、ＰＴＡ、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 ・文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。 **啓発内容**：・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 **手段・方法**：・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

各種団体を通じての 啓 発	・町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 ・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。
防災上重要な施設管理者に対する教育	町は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。
相談窓口等	町は、それぞれの機関において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずる。 総括的な事項：防災課 建物等に関する事項：都市整備課

4　防災関係機関

○　東海旅客鉄道株式会社（静岡支社御殿場駅）、西日本電信電話株式会社（静岡支店）、中日本高速道路株式会社（東京支社御殿場保全・サービスセンター）、東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第５節　防災のための調査研究

1 実施方針

町は、小山町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調　査　研　究　内　容
（1）本町の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。
（2）古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
（3）災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
（4）要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
（5）要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

区　　分	内　　容
地　震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風 水 害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、地すべりに係る基礎資料を収集及び作成並びに町で作成した風水害に伴う土砂災害ハザードマップを、今後の防災対策の資料とする。
火　山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第６節　住民の避難誘導体制

町は避難勧告、避難指示(緊急)を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。

高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の伝達に努める。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>マニュアルの作成</td><td>町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
なお、水害や土砂災害については、小山町避難判断マニュアルにより、避難誘導に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>避難所及び避難地の指定</td><td>・町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。
・避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
・特に避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</td></tr>
<tr><td>避難情報と住民の安全確保措置</td><td>・町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
・「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
<table>
<tr><th>避難情報</th><th>住民に められる行動（安全確保措置</th></tr>
<tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>・高齢者や障がい者などの要配慮者は、立ち退き避難する。
・立ち退き避難の準備を整える。
・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>・立ち退き避難する。</td></tr>
<tr><td>避難指示（緊急）</td><td>・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。
・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>計画の作成及び訓練の実施</td><td>・消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。
・町は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</td></tr>
<tr><td>警戒避難基準の設定</td><td>・町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を、土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</td></tr>
<tr><td>避難誘導体制の整備</td><td>・町は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。
・町は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。</td></tr>
</table>

第７節　防災訓練

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び町民の防災意識の高揚を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

区　　分	内　　容
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。 （1）水防　（2）消火　（3）交通規制　（4）道路啓開 （5）救出・救護　（6）避難・誘導　（7）通信情報連絡　（8）救助物資輸送 （9）給水・炊出し　（10）応急復旧　（11）遺体措置 ・総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
災害対策本部・支部要員訓練の実施	災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び支部要員に対し、実践に即した訓練を行う。
非常通信訓練	災害時において、町から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第８節　自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される東海地震に際しては、国、県、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、災害の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

１　自主防災組織の概要

区　分		内　容
組　織		行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
編　成		本部組織として、情報連絡班、消火班、救出・救助班、避難誘導班、給食給水班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画、世帯台帳（防災用で避難行動要支援者を含む。）の作成等を行う。
	災害時	地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

2 推進方法

○ 町は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織を育成するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。

3 研修会等の開催

○ 町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 町民の果たすべき役割

○ 地震等の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。

○ 町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

区　　分	内　　容
平常時からの実施事項	ア　防災気象に関する知識の吸収 イ　地震防災等に関する知識の吸収 ウ　地域の危険度の理解 エ　家庭における防災の話し合い オ　警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ　石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ　家屋の補強等 ク　家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ　飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低７日分） コ　居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え サ　緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 シ　動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも５日分）
東海地震注意情報発表時の実施事項	ア　正確な情報の把握 イ　適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）
警戒宣言発令時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア　正確な情報の把握 イ　火災予防措置 ウ　非常持出品の準備 エ　適切な避難及び避難生活 オ　自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア　出火防止及び初期消火 イ　地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ　自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

○ 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

○ 自主防災組織は、町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区　　分	内　　容
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・災害時要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア　世帯台帳（基礎となる個票） イ　避難行動要支援者台帳 ウ　人材台帳 エ　自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難生活計画書の作成	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。
防災訓練の実施	・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織等と有機的な連携をとるものとする。 ・また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。 ア　情報の収集及び伝達の訓練 イ　出火防止及び初期消火の訓練 ウ　避難訓練 エ　救出及び救護の訓練 オ　炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 町の指導及び助成

区　分	内　容
自主防災組織づくりの推進	町は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。
地域防災指導員制度	・町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員制度の導入に努めるものとする。 ・地域防災指導員(防災士)の育成及び能力向上を図ることを目的に、町は県と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。 ・地域防災指導員(防災士)は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。 ア　同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ　個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ　町又は県の施策の広報や推進、普及協力 エ　町又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ　連合自主防災組織会長等の補佐、支援

<table>
<tr><td>自主防災に関する意識の高揚</td><td>町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。
<table>
<tr><th>研修名</th><th>対象者</th><th>目的</th></tr>
<tr><td>自主防災組織中核的リーダー研修</td><td>自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td><td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>組織活動の促進</td><td>町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織への助成</td><td>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、町は必要な助成を行う。</td></tr>
<tr><td>コミュニティセンター等の活用</td><td>町は、地域コミュニティ施設等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。
ア　平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
イ　警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
ウ　地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</td></tr>
</table>

7 自主防災組織と消防団との連携

○ 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組識の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や、消防団ＯＢが自主防災組識の役員に就任するなど、組識同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

○ 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

○ 町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第９節　事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

ア　従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。

イ　自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること。

ウ　発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めおくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄に関すること。

エ　災害応急対策は又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力すること

区　　分	内　　容
防災活動の概要	事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。 ア　防災訓練 イ　従業員等の防災教育 ウ　情報の収集、伝達体制の確立 エ　火災その他災害予防対策 オ　避難対策の確立 カ　救出及び応急救護等 キ　飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク　施設及び設備の耐震性の確保 ケ　予想被害からの復旧計画策定 コ　各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	・町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・町は、事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結に努めるものとする。
事業継続計画(BCP)の取組	事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチューンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区の事業所を有する事業者は、必等に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画作成し、これを地区防災計画の素案として町の防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区の事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町の地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

第11節　ボランティア活動に関する計画

ボランティア活動の支援

○　町は、小山町社会福祉協議会と、ボランティア団体等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

○　町は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

第12節　要配慮者支援計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特配慮を要する要配慮者のうち、自らが避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、その避難に支援、安否の確認、生命又は身体の保護するため、必要な措置を実施する体制整備と共に、その基礎となる避難行動要支援者名簿を整備する。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>避難行動要支援者支援体制</td><td>・県は、ＤＣＡＴ（災害派遣福祉チーム）及び応援職員(福祉関係職員等)の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。
・町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要支援者の避難支援体制を整備するものとする。
　但し、避難支援者も災害時には自分自身及びその家族の安全確保が優先される。避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に関して、その責任を負うものではない。
・地域においては、町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。
<table>
<tr><td>行政機関</td><td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td></tr>
<tr><td>地域組織</td><td>自主防災会</td></tr>
<tr><td>福祉関係、
福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、
老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>県の要配慮者支援体制</td><td>・県は、ＤＣＡＴ（災害派遣福祉チーム）及び応援職員(福祉関係職員等)の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</td></tr>
<tr><td>避難行動要支援者の把握</td><td>・町は、町内に居住する要配慮者のうち災害が発生、又は発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下、避難行動要支援者）という。）の把握に努める。
・町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下名簿という。）を作成する。
・町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿の更新を１年ごと行なうことを基本とするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
・町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。
・上記により名簿の提供を受けた者その他名簿情報を利用して避難支援等に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他必要な措置を講ずるものとする。
〇避難行動要支援者名簿記載、記録事項
ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他連絡先
カ　避難支援を必要とする事由（心身等の状況）
キ　その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項</td></tr>
<tr><td>防災訓練</td><td>町は、避難行動要支援者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施する。</td></tr>
<tr><td>人材の確保</td><td>町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、避難行動要支援者の支援に必要となる人材の確保に努める。</td></tr>
<tr><td>協働による支援</td><td>町は、避難行動要支援者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</td></tr>
<tr><td>情報伝達</td><td>町は、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>避難者支援等関係者等の安全確保</td><td>町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。</td></tr>
<tr><td>観光客の安全確保</td><td>町は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。</td></tr>
</table>

要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第13節　救助・救急活動に関する計画

町は、大規模・特殊災害に対応するため、御殿場市・小山町広域行政組合を通じて、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第14節　応急仮設住宅等

区　　分	内　　容
供給体制の整備	町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第15節　ライフライン事業の復旧に関する計画

○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

○下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第16節　町の業務継続に関する計画

区　分	内　容
業務継続体制の確保	・町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、小山町業務継続計画（平成２８年３月制定）により、業務継続性の確保を図る。 ・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第17節　複合災害対策及び連続災害対策

○　町及び防災関係機関は、地震、津波、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

○　町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

○　町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防御し又は応急措置等、災害の拡大を防止するために、町が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

町が実施する措置
（1）災害対策基本法第５条（市町村の責務） （2）災害対策基本法第６２条（市町村の応急措置） （3）災害対策基本法第６７条（他の市町村長等に対する応援の要求） （4）災害対策基本法第６８条（都道府県知事等に対する応援の要求等） 第６８条の２（災害派遣の要請の要求等） （5）災害対策基本法第７３条（都道府県知事による応急措置の代行）

第１節　総則

１ 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

○ 法第42条（市町村地域防災計画）では、市町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

○ 町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって、留意する事項について定める。

２ 町の行う措置

○ 災害対策基本法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき町が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

町の行う措置
(1)　警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2)　消防、水防その他の応急対策に関する事項 (3)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5)　施設及び設備の応急復旧に関する事項 (6)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7)　犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項 (8)　緊急輸送の確保に関する事項 (9)　河川法に基づく洪水防御に関する事項 (10)　道路法第６８条に基づく措置に関する事項 (11)　土地改良法第１２０条に基づく措置に関する事項 (12)　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

３ 防災業務計画と町地域防災計画との関係

○ 町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

４ この計画を理解し実施するための留意事項

区　　分	内　　容
関係法律との関　　係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

相互協力	・法第４条（都道府県の責務）、第５条（市町の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条(住民等の責務）及び第54条(発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。
町の配慮すべき事項	⑴要請について ・町長は、町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 ・連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 ⑵関係者への連絡周知について ・町長は県が県地域計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	県地域防災計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける町長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 ア　機関名、イ　所属部課名、ウ　氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	・災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第２節　組織計画

町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

１ 災害対策組織

組織名等	概要
小山町防災会議	・編制及び運営は、「小山町防災会議条例」（昭和37年小山町条例第１７号）（資料の巻（１－１－１））及び「小山町防災会議運営要綱」（資料の巻（１－１－２））の定めるところによる。

小山町災害対策（警戒）本部	・編制は、「小山町災害対策本部編成表」（資料の巻（１－２－２））の定めるところによる。 ・小山町災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、「小山町町災害対策本部事務分掌」（資料の巻（１－２－３））の定めるところによる。 ・設置基準は、次のとおりである。 ア　大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、町長がその対策を必要と認めるとき イ　災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき ・運営は、「小山町災害対策本部条例」（昭和３７年条例第１８号）（資料の巻（１－２－１））の定めるところによる。 ・本部設置及び廃止の通知は、本部が設置または、廃止されたときは災害対策関係機関、及び小山町災害対策本部運営要領に定めるもののうち、必要と認めるものに通知する。 ・　災害対策本部設置場所は、災害の種類や被害状況により、役場本庁又は総合文化会館のいずれかとする。（資料の巻（１－２－６）） ・現地対策本部 ア　本部長は著しい被害が発生した場合、または発生するおそれのある場合災害対策を総合的かつ迅速的確に実施する必要があると認めたときは、現地対策本部を設置する。（資料の巻（１－２－６）） イ　現地対策本部長は、本部長が定める。
小山町水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は＜小山町水防協議会設置条例＞の定めるところによる。
小山町水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は＜小山町水防計画＞の定めるところによる。 ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
その他	・標識は、本部活動を円滑に進めるため、別図のとおり標識を定めるものとする。 ・本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第３節　動員計画

この計画は、町長が動員を命令し、又は応援を要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

１ 動員の実施基準

区分	内容	
動員の時期	町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。	
動員対象者	ア　町職員（消防職員を含む。）	イ　消防団員
応援動員対象者	ア　国・県職員 イ　警察官 ウ　自衛官 エ　医師、歯科医師又は薬剤師	オ　保健師、助産師又は看護師 カ　土木技術者又は建築技術者 キ　大工、左官又はとび職 ク　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

２ 実施方法

区分	内容
町職員の動員	動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を準備する各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。 ア　動員は、町長の命により総務部長が行い、動員の状況を町長に報告する。 イ　各部長は、各部の実情に応じた動員の方法を定めておくものとする。 ウ　動員は、同報無線及び電話、メール等により行うものとする。 エ　動員について、各部に調整がある場合は、町長が行うものとする。 オ　職員の配置基準は、小山町災害対策本部運営要領によるものとする。

消防団の動員	・応援動員要請は原則として、消防団長に対して下記事項により行う。 ア　動員をする分団名、動員規模 イ　期間 ウ　作業内容及び作業場所 エ　装具等 オ　集合時間及び集合場所 カ　その他必要と認める事項
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、御殿場警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第25節　自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。
医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師､助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第12節　医療助産計画＞の定めるところによるものとする。
土木業者､建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）	・動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、別表（資料の巻（４－９））による業者を中心として当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。
関係機関等への協力要請	⑴　災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア　派遣を要請する理由 イ　派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ　派遣を必要とする期間 エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ　その他職員の派遣について必要な事項
	⑵　このほか法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。 ア　派遣のあっせんを求める理由 イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ウ　派遣を必要とする期間 エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
	3）他の市町村長等に対する応援要請
受入体制の確立	・町は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制を確立しておくものとする。 ・応援動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事するものの安全確保に十分に配慮するものとする。

第４節　通信情報計画

○　町、県及び関係機関との通信系統と、町の実施すべき事項を明らかにし、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

○　なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面[第２９節　突発災害に係る応急対策計画]により、情報の収集，伝達を実施するものとする。

１　実施事項

区　　分	内　　容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	・県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては、町警戒本部、もしくは防災担当課）において受理する。 ・気象等情報は、同時通報用無線、防災行政無線、小山町登録制メール（金太郎メール、以下「登録制メール」という。）、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

<table>
<tr><td>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</td><td>・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。
なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。
・派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。
・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）、登録制メールの活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
ア　被害状況
イ　避難の勧告・指示又は警戒区域設定状況
ウ　生活必需物資の在庫及び供給状況
エ　物資の価格、役務の対価動向
オ　金銭債務処理状況及び金融動向
カ　避難所の設置状況
キ　避難生活の状況
ク　医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
ケ　応急給水状況
コ　観光客等の状況</td></tr>
<tr><td>情報収集方法等</td><td>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。
特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<table><tr><td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害 急対策実施状況等の情報 収集 る。</td></tr><tr><td>自主防災組織等を通じての収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr><tr><td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において 規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害況について、情報収集 行う。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>県等への報告・要請</td><td>・災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。
・「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。
ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。
情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。
ア　緊急要請事項
イ　被害状況
ウ　町の災害応急対策実施状況
・消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。
・知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。
・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</td></tr>
</table>

2　情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、町及び関係機関と結ぶ通信系統は資料の巻（４－１）による。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>県防災行政無線</td><td>主として県と町間の情報伝達に用いる。</td></tr>
<tr><td>その他の無線及び有線電話等</td><td>地域防災無線、防災行政無線、同報無線、消防無線の無線を利用した非常通信、非常通話等のほか、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

<table><tr><td>同報無</td><td>屋外子局の設置場所は、資料の巻（４－２）のとおりである。</td></tr><tr><td>災害時優先電話</td><td>防災課　　0550-76-5715
小山消防署　　0550-76-0119</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>報道機関への協力要請による伝達</td><td>広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。（小山町テレビ共聴組合・静岡エフエム放送㈱）特に避難情報については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織を通じての連絡</td><td>主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報車、登録制メール等の活用</td></tr>
</table>

第５節　災害広報計画

この計画は、災害時において町と報道機関との協力体制を定め、町民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、関係機関に対し必要な情報資料を提供し、広報活動の万全を期すことを目的とする。

その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

１　広報実施方法等

区　　分	内　　容
広報事項	・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 ・実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 ・広報事項の主なものは次のとおりである。 ア　気象、地象、水象に関する情報 イ　地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起 ウ　電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況 エ　防災関係機関の対応状況及び復旧見込み オ　人心安定のため町民に対する呼びかけ カ　自主防災組織に対する活動実施要請 キ　その他社会秩序保持のための必要事項
広報実施方法	・同時通報用無線、インターネット、広報車、ＦＭ放送、携帯メール、登録制メール ・自主防災組織を通じて連絡 ・災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
外部機関からの区報事項の受領	町（災害対策本部）は、外部機関から災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。
報道機関からの災害記録写真の収集	町（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

被災者の安否に関する情報の提供	町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備する

2　防災関係機関

区　　分	内　　容
広報事項	広報事項は、その主なものは、次のとおりである。 ア　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 イ　災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、町及び県との連携を密にするものとする。

3　報道機関への情報発表

区　　分	内　　容
情報発表者	町（災害対策本部）が、報道機関に対し正式な情報を発表する場合の情報発表者は、本部長又は本部長が指名した者とする。
情報発表方法	報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。

4　経費負担区分

区　　分	内　　容
広報媒体活用の場合の経費	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項を受領した場合の経費	町に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真の経費	報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情　報　源		情　報　内　容
ラジオ、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
同報無線、広報車		主として町域内の情報、指示、指導等
インターネット	県、町の公式ホームページ	主として県又は町域内の情報、指示、指導等
	「静岡県　防災」Twitter、Facebook	ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡		主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン		火災の発生の通報

第６節　災害救助法の適用計画

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第１条に定めるところによるが、町において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	（1）町の区域内においての人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が５０世帯以上であるとき
	（2）県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内の２５世帯以上の住家が滅失したとき
	（3）県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	（4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被害世帯の算定基準

区分	内容	
被害世帯の算定	前記1の⑴～⑶に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	ア　滅失（全壊・全焼・流失） 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ⑺ 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０%以上に達した程度のもの ⑴ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０%以上に達した程度のもの。	
	イ　半壊・半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ⑺ 損壊部分がその住家の延床面積の２０%以上７０%未満のもの。 ⑴ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０%以上５０%未満のもの。	
	ウ　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 ⑺ 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 ⑴ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続等

区分	内容
町の報告	町における災害が、前記２の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は県東部方面本部長を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。
町の実施する救助法事務	・災害救助法第３０条の規定に基づき、町は次に掲げる救助を実施する。 ⑴ 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 ⑵ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ⑶ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ⑷ 医療及び助産 ⑸ 災害にかかった者の救出 ⑹ 災害にかかった住宅の応急修理 ⑺ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ⑻ 学用品の給与 ⑼ 埋葬 ⑽ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

救助法費用限度額	費用限度額は、別表による。
救助法適用外の災害	災害救助法が適用されない災害の場合は、被災の状況により町の責任において救助を実施する。

第７節　避難救出計画

この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、町の実施事項を明確にする。

１ 避　難

○ 町長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示をするものとする。

特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。

○ 町長のほか、警察官、知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。

○ 災害法対策基本法第６０条第５項の規定により、知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代わって避難のための立退きの勧告、又は指示をする。

○ 町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁若しくは県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

区　分	内　容
避難の勧告及び指示の周知徹底	・町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 ・その際、要配慮者への的確な情報提供に配慮するよう努める。 ア　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の主旨 イ　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）が出された地域名 ウ　避難所（所在地、名称、受入人員） エ　避難経路及び誘導方法 オ　その他必要な事項
屋内での退避等の安全確保措置	避難を行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する指示をするものとする。
避難誘導	・避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に配慮した避難誘導を実施するものとする。 ・避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。
安否確認	安否確認の実施に当たっては、避難行動要支援護者に十分配慮するよう努めるものとする。
避難行動要支援者の避難支援	町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。

避難所の安全管理	以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。 ア　避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町職員を配置する。 イ　避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ　避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ　常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ　火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ　避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ　給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク　避難所での避難生活の運営に当たっては、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性職員の配置、障害者用トイレの設置、時間の経過に伴うニーズの変化の把握、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ　保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ　避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。
避難所の場所	・避難地は資料の巻（6-1～6-3）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物の仮設や、天幕を設営するなどの措置をとる。 ・この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。 ・さらに、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。
福祉避難所	・町は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 ・町は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 ・町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
２次的避難所	・２次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは２次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。
避難所以外での滞在への配慮	町は、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の整備に努める。
避難所の早期解消	町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

2 警戒区域の設定

○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

区　　分	内　　容
警察官、 自衛官の代行	・警察官又は自衛官は、災害対策基本法第63条第２項、第３項の規定により町長の職権を行うことができる。 ・警戒区域を設定した場合、警察官又は自衛官は、直ちにその旨を町長に通知する。
知事による代行	知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第１項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

3 救　助

区　分	内　　容
救助の実施	町長は、救助を要する住民があるときは救助活動を実施するものとする。
住民等に対する救助の呼びかけ	地域住民及び自主防災組織等に対して救助活動への積極的な協力を呼びかける。
救急用資材の整備	平素から救出機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

4 災害救助法に基づく町の実施基準

（1）避難所の設置

区　分	内　　容
収容の対象者	ア　災害によって現に被害を受けた者 イ　災害によって現に被害を受けるおそれのある者
設置基準	原則として学校、公民館等既存建物を使用する。 既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。
実施期間	災害発生の日から７日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
費用の限度	資料の巻（８－２）のとおり

（2）り災者の救出

区　分	内　　容
実施基準	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。
実施期間	災害発生の日から３日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	救出のため必要な機械器具等の借上代等実費

5 知事に対する応援要請

○　町長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区　　分	内　　容	
避難の場合	ア　避難希望地域 イ　避難を要する人員 ウ　避難期間	エ　輸送手段 オ　その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア　救出を要する人員 イ　周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ　その他必要事項（災害発生原因）	

6 県管理施設の利用

○　町長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7　広域避難

○　富士山の噴火に係る広域避難については、県、町及び避難受入れ市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）を踏まえ、具体的な方法を定めるよう努める。

第８節　愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項を定める。

区　　分		内　　容
同行避難動物への対応	町	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所のおける愛玩動物の取り扱い等について、広く住民に周知を行う。
	飼い主	ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも５日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
放浪動物への対応	町	ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※　同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。
避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第９節　食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区　　分	内　　容
食料給与の対象者	ア　避難所に避難した者 イ　住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ　被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者 オ　損害を受けた自宅等で生活している被災者（いわゆる自宅避難者）であっては、ライフラインの断絶や、店舗の壊滅等で食料品購入が不可能な者
対象品目	ア　主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ　副食（調味料を含む。）

対象経費	ア　主食費 　(ｱ) 米穀販売業者及び農林水産省生産局等から購入した米穀 　(ｲ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 　(ｳ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ　副食費（調味料を含む。） ウ　燃料費 エ　雑費 　器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 　アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料の巻（８－２）のとおり
実施期間	災害発生の日から７日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事の定めるところにより、必要最小限の期間を延長することができる。

２ 災害救助法に基づく町の実施事項

区　　分	内　　容
応急食料調達	協定締結事業所より調達するものとする。
輸 送 方 法	ア　応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ　輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第18節　輸送計画＞に基づき措置するものとする。
応急食料給与	ア　応急食料の給与の実施は、実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し等適当な方法により実施するものとする。 イ　炊出し実施場所等 　炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するものとする。 ウ　対象者その他 　救助法の食品給与の実施基準による。

３ 知事に対する要請事項

○　町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにして、知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　調達あっせんを必要とする理由 イ　必要食料品目 ウ　必要数量 エ　引渡しを受ける場所及び引受責任者	オ　連絡課及び連絡責任者 カ　荷役作業員の有無 キ　その他参考となる事項

４ 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

○　「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、町長は関東農政局静岡農政事務所長（地域課長を含む。）又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

この計画は、災害により、必要な物資を入手できないり災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区分		内容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、ＬＰガス、ガソリン等の燃料
費用の限度		資料の巻（８－２）のとおり
給（貸）与の期間		災害発生の日から10日以内 ただし、知事の定めるところにより必要最小限の期間を延長することができる。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区分	内容
衣料、生活必需品等の調達	・資料の巻（８－２）のとおり
輸送方法	・調達した物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第18節　輸送計画＞に基づき行うものとする。
給（貸）与	ア　衣料、生活必需品等の貸与は、物資配分計画表を作成し、これにより実施するものとする。 イ　配分にあたっては、必要数、対象者数、り災者の実態等勘案し、円滑で適正な措置を講ずるものとする。 ウ　物資の配分は、避難所等で実施する。 エ　各避難所などニーズの把握ができない発災当初は、推進（プッシュ）補給も考慮する。
対象者その他	・対象者は、救助法の医療等供与の実施基準による。 ・調達は、防災倉庫、支援物資、協定締結業者の順に行う。 ・在庫・配分管理を適切に実施するため、協定に基づき宅配業者等の支援を受ける。 ・燃料の確保と供給の優先順位を決定する。

3 知事に対する要請事項

○ 町長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、時間の経過に伴うニーズの変化に対応し、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　必要品目	オ　荷役作業員の有無
イ　必要数量	カ　経費負担区分
ウ　引渡し場所及び受取責任者	キ　その他参考となる事項
エ　連絡課及び連絡責任者	

第11節　給水計画

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区分	内容
給水対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者

給　水　量	大人１人１日最小限おおむね３リットルとする。
実 施 期 間	災害発生の日から７日以内 ただし、知事の定めるところにより必要最小限度の期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

２災害救助法に基づく町の実施事項

区　　分	内　　容
給水の方法	ア　運搬給水 取水、給水拠点を定め、運搬給水用具及び車両等を活用して運搬し、給水するものとする。 イ　ろ水器による給水
給水実施計画の作成	給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。 ア　給水を必要とする地域及び人員 イ　搬送方法、容器の有無 ウ　取水拠点の状況 エ　今後の見通し
住民への広報	自己の努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意の広報を行う。

３ 知事に対する要請事項

○ 町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

要請時、明確にすべき事項	
ア　給水対象人員	エ　給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
イ　給水期間及び給水量	オ　給水車両のみ借上げの場合その台数
ウ　給水場所	カ　その他必要事項

第12節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

１ 災害救助法に基づく実施基準

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場合で、救助法が適用されたときは同法の実施基準により実施し、救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて町において実施するものとする。救助法の実施基準は、次のとおりである。

区　　分	内　　容	
応急仮設住宅設置（県直接実施）	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
	規模及び費用	資料の巻（８－2）のとおり
	着工期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に知事の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
	その他	供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

	規模及び経費	資料の巻（８－2）のとおり
	修 理 期 間	災害発生の日から１か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、知事の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。
	そ の 他	修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容	
仮設、修理の方法	規模、構造等	設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準による。
	仮設住宅の設置場所	仮設住宅の設置場所については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、建設予定地を選定しておく選定するものとする
	建設資材、労務者等	建設資材は、別表により調達し、建設業者等については、［第３節 動員計画］によるものとする。
	建設資材の輸送	調達した資材等の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼するが、それにより難い場合は、［第18節 輸送計画］により措置するものとする。
入居者、修理対象者の選考	ア 入居者、修理者の決定には、公正を期すため、選考委員会を置くことができる。委員は、そのつど町長が任命するものとする。 イ 選考にあたっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公正な選考に努めるものとする。	

3 知事に対する要請事項

○ 町長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）	エ 住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数
イ 住宅設置（修理）戸数	オ 連絡責任者
ウ 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量	カ その他参考となる事項

4 要配慮者への配慮

○ 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。
○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
○ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
○ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

5 住宅の応急復旧活動

○ 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

6 非常災害時における特例

○ 著しく異常かつ激甚な　　非常災害であって、政令で指定されたちきは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
町長の措置	ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 応急住宅等における災害防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節　医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区　　分	内　　容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける対象者	ア　災害のため助産の途を失った者 イ　現に助産を要する状態の者 ウ　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者 エ　被災者であると否とを問わない オ　本人の経済的能力の如何を問わない	
医療・助産の範囲	医療	ア　診察 イ　薬剤又は治療材料の支給 ウ　処置、手術その他の治療及び施術 エ　病院又は診療所への受入れ オ　看護
	助産	ア　分べんの介助 イ　分べん前、分べん後の処置 ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実　施　期　間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から７日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	医療	ア　救護所による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬器具の修繕費等の実費 イ　一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア　救護所による場合、使用した衛生材料等の実費 イ　助産師による場合、当該地域における慣行料金の８割以内の額

2 災害救助法に基づく町の実施事項

（1）災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。

（2）医療助産は原則として「小山町医療救護計画」に基づいて行うものとする。

ア　医療救護本部の設置

町は、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を設置する。

医療救護本部は、医療救護施設の開閉、医療救護施設と災害対策本部との連絡調整、医師等や医薬品等の確保、活動記録の取りまとめ及び報告などを行う。また、医療救護班、ＤＭＡＴ等の一元的な運用調整を医療救護本部で実施する。

イ　救護所の設置

医療活動を実施する場合には、健康福祉会館を始めとして３カ所の救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

ウ　救護病院の指定

町は、医療関係団体と協議し、指定した病院に救護病院を設置する。

エ　医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、災害対策本部長は医療救護本部長より医療材料の補給について要請があった場合には、直ちに県本部長（知事）に対して、医療品備蓄センター（静岡県薬事振興会）から補給するよう要請する。

3 知事に対する要請事項

町長は、町において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項
ア　必要な救護班数 イ　救護班の派遣場所 ウ　その他必要事項（災害発生の原因）

4 医療救護活動の実施

○ 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

○ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

5 健康への配慮

○ 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

○ 町及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

6 非常災害時における特例

○ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区　分	内　容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び第17条の規定は、適用しない。
町長の措置	ア　上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ　臨時の医療施設における災害防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節　防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町の実施事項及び要請事項

区　分	内　容
実施事項	ア　病原体に汚染された場所の消毒 イ　ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ　病原体に汚染された物件の消毒等 エ　生活用水の供給 オ　浸水地域の防疫活動の実施 カ　防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ　臨時予防接種の実施
要請事項	ア　防疫薬剤の種類及び数量 イ　その他必要事項

2 実施要領

区　分	内　容
防疫班の編成	ア　災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班を編成し必要な防疫活動を行うものとする。 イ　防疫班は、災害の規模等に応じて編成する。 ウ　防疫班は、衛生担当課長の指示に従い感染症が発生し、又は発生の恐れがある汚染地区の消毒、ねずみ族昆虫駆除作業にあたるものとする。
実施の基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。 ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ　集団避難場所 ウ　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施の方法	ア　予防宣伝 被災地の環境衛生を確保し、感染症の予防を図るため、保健衛生上の注意事項などについて啓蒙宣伝を行う。 イ　消石灰、クレゾール液の配布 (ｱ) 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。 (ｲ) 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。 (ｳ) 消石灰、クレゾール液等について自主防災組織又は区へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。 ウ　汚染された井戸等 汚染された堀ぬき井戸等の使用者に対し、次亜鉛素酸ナトリウム等の点滴による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。 エ　ねずみ族昆虫等の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生の恐れのある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。 オ　毒物・劇物の取扱 回収及び流失飛散防止を図るものとする。 カ　その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。

第15節　清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1　県の実施事項

区　分	内　容
基本方針	・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて迅速・適正に処理する。
県の実施事項	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん ・清掃用運搬機材のあっせん ・死亡獣畜処理場（町又は清掃業者）のあっせん ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の町への周知等

2 町の実施事項及び要請事項

区　分	内　容
実施事項	(1) ごみの収集及び処理 町又は、町の許可業者により収集し、その処理は富士山エコパーク焼却センターにおいて処理する他、必要に応じ埋め立て又は焼却処分するものとする。 (2) し尿の収集及び処理 収集は許可業者があたり、処理は原則として衛生センターで行うものとする。 (3) 死亡獣畜の処理 死亡獣畜の処理は原則として、死亡獣畜処理場で処理するものとする。 (4) がれき、残骸物の処理 公共施設等に一時的な仮置きをし、再利用できるものから順次処理をするものとする。

知事に対する要請事項	・町長は、町において清掃活動を実施することが困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事に対してそのあっせんを要請するものとする。 ア　処理対象物名及び数量 イ　処理対象戸数 ウ　当該町所在の処理場の使用可否 エ　実施期間 オ　その他必要事項 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等

3　非常災害時における特例

○　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区　分	内　容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
町長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節　遺体の捜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区　分	内　容
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ　遺体の一時保存 ウ　検案 エ　遺体の身元確認
埋葬対象者	ア　災害時の混乱の際に死亡した者 イ　災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議して延長することができる。
費用の限度	資料の巻（8－2）のとおり

2 災害救助法に基づく町の実施事項

小山町遺体措置計画に基づき実施する。

区　分	内　容
遺体の捜索収容班の編成	捜索収容班は、町職員及び消防団員をもって編成するものとする。
遺体の捜索	遺体の捜索にあたっては、地元関係者等の協力により行うものとし、常に警察等関係機関との連係を密にして実施する。
遺体を発見した時の処理	ア　遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人がある時は、速やかに引き渡すものとする。 イ　身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成する。

埋火葬班の編成	埋火葬班は、町職員、雇い上げ作業員及びその他の者をもって編成するものとする。
遺体の収容	遺体安置所は、斎場（霊安室）等とし、これにより難い場合は、協定を締結した町内葬祭業者等の施設を使用するものとする。
火葬	遺体の火葬は斎場において行う。
遺体の輸送	町有車両によるほか、業者から借り上げてあてるものとする。

3 知事に対する要請事項

町長が、遺体の捜索、処理、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　捜索、処理、火葬に必要な職員数 イ　捜索が必要な地域 ウ　火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否	エ　必要な輸送車両の台数 オ　遺体処理に必要な器材、資材の規格及び数量 カ　広域火葬の応援が必要な遺体数

4 非常災害時における特例

○　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区　分	内　容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第17節　障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区　分	内　容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事の定めるところにより、延長することができる。
費用の限度	資料の巻（８－2）のとおり

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区　分	内　容
作業班の編成	災害の状況により、町職員、消防団員、土木建築業者等をもって適宜編成する。
車両の調達	障害物除去作業に必要な車両は、［第１８節　輸送計画］により措置するものとする。
作業用機械器具	町有の機械器具等をもってあてるが、不足する場合は建設業者等の応援又は調達によるものとする。
集積場所	障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するように措置するものとする。

3 町長の要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別） イ　除去に必要な人員 ウ　除去に必要な期間	エ　除去に必要な機械器具の品目別数量 オ　集積場所の有無

第18節　社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

区　　分	内　　容
住民に対する呼びかけ	町長は、町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ　特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第19節　輸送計画

○　この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。
○　災害発生時に緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
○　緊急輸送が円滑に実施されるよう予め輸送業者と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

1　災害救助法の規定による輸送の範囲

区　　分	内　　容
輸送の範囲	ア　被災者の避難 イ　医療及び助産における輸送 ウ　被災者の救出 エ　飲料水の供給 オ　救助用物資の輸送 カ　遺体の捜索 キ　遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施するものとする。
実施期間	前項の各救助の実施期間。 ただし、事前に知事の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

2　町の実施事項

輸送は、災害の態様、輸送物資の種類、緊急度及び交通施設の被災状況などにより、次に示すもののうち適切な方法により行うものとする。

区　　分	内　　容
陸上輸送	・町有車両及び借り上げ車両の活用、物資調達業者又は運送業者の協力により実施するものとする。
航空輸送	・災害の状況により、航空輸送を行う必要が生じた場合は、ヘリコプターによる必要最小限度の輸送を確保するものとする。 ・実施に際しては、[第２５節　自衛隊派遣要請要求計画]に基づき、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。
人力による輸送	・町職員及び住民の協力により、リヤカー等を使用して人力による輸送を実施するものとする。

県に対する要請	・町において輸送の措置が不可能又は困難な場合は、輸送の内容により各計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

第20節　交通応急対策計画

この計画は、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救急物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋梁等の応急復旧を行い交通対策の万全を期することを目的とする。

1 道路管理者等の実施事項

区　　分	内　　容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識により明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	ア　応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 イ　町長の責務 (ｱ) 他の道路管理者に対する通報 町長は、町道以外の他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (ｲ) 緊急の場合における応急復旧 町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ｳ) 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。 ウ　仮設道路の設置 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、町長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	ア　道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 イ　緊急の場合における応急復旧の経費 町長が他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。 ウ　仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、町長はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

2 県知事又は県公安委員会の実施事項

区　　分	内　　容
災害時における交通の規制等	・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第１項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻（９－１）に掲げる標示を設置しなければならない。
緊急通行車両の確認	・県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 ・確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻（９－１）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。
緊急通行車両の事前届け出	・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。 ・事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

3 鉄道事業者の実施事項

区　　分	内　　容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第21節　応急教育計画

この計画は、災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する県の実施事項を定め、小学校児童、中学校及び高等学校生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区　　分	内　　容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品

実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。）　１か月以内 文房具及び通学用品　15日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
費用の限度	資料の巻（８－２）のとおり

２ 町の実施事項

区分	内容
応急教育の措置	ア　応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法 (ｱ) 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し分散や二部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。 (ｲ) 町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとし、必要な場合は応急仮設校舎を建設するものとする。 (ｳ) 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。 (ｴ) 町の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく町指定の避難所と定めているため応急教育施設の確保にあっては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即応した措置を講ずるものとする。 イ　教職員の確保 教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。
給食等の措置	学校給食に必要な食料等は、［第９節　食料供給計画］に基づき措置するものとする。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、町は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の応急対策	社会教育施設にあっては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。
知事に対する要請	町長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に要請するものとする。 (1) 応急教育施設のあっせん確保 (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第22節　社会福祉計画

この計画は、り災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、生活、就職その他の相談所の開設を行い、り災者の早期更生を図ることを目的とする。

１ 町の実施事項

区分		内容
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置		・り災社会福祉施設の応急復旧 ・り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん ・臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
り災低所得者に対する生活保護の緊急適用		
り災者の生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
	協力機関	県、町社会福祉協議会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、町）
	協力機関	県、町、民生委員・児童委員
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による

り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）	
	協力機関	町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸 付 額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障がい児者に対する補装具の交付等	実施機関	児　　童	県、町
		18歳以上	町
	協力機関	児　　童	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、 身体障がい者更生相談所
	対　　象	り災身体障がい児者	
	交付等の内　容	・災害で補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付 ・り災身体障がい児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	町	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
	支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づく「小山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年町条例第２５号）で定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、町	
	協力機関	教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、 社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機関	県、町	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。	
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	県	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支 給 額	「被災者生活再建支援法」第３条に定める額、県交付要綱に基づく額	

第23節　消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1　消防活動

区　　分	内　　容
消防活動体制	・町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 ・地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

広域協力活動体制	・町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ・　発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ・　発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ・　発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	・町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	・危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 ・消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガス災害対策	町は、高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

2　計画の概要

この計画については、「御殿場市・小山町広域行政組合消防本部」消防計画によるものとし、おおむね次の事項について定めるものとする。

消防計画に定める事項	
ア　組織計画	コ　富士山噴火警防計画
イ　消防力の整備計画	サ　風水害等警防計画
ウ　調査計画	シ　避難計画
エ　教育訓練計画	ス　救急・救助計画
オ　災害予防計画	セ　感染症対策
カ　警報発令伝達計画	ソ　応援協力計画
キ　情報計画	タ　安全管理計画
ク　火災警防計画	チ　その他必要な事項
ケ　地震警防計画	

第24節　応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため知事が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

1　要請の実施基準

区　　分	内　　容
要請基準	町長は、他の計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要とすると認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	ア　町区長会 イ　女性団体 ウ　高校生 エ　自主防災組織 オ　赤十字奉仕団

2 実施方法

区　　分	内　　容
町区長会に対する応援協力要請	ア　要請は、町区長会長に対して行うものとする。 イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
女性団体に対する応援協力要請	ア　要請は、当該団体の長に対して行うものとする。 イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
高校生に対する応援協力要請	ア　要請は当該学生、生徒の所属する別表に定める学校の長に対して行うものとする。 イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
自主防災組織への協力要請	ア　要請は各自主防災会長に対して行うものとする。 イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
赤十字奉仕団への応援要請	要請は小山町赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節　ボランティア活動支援計画

町はボランティアの自主性を尊重し、県・町社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1　町の実施事項

区　　分	内　　容
町災害ボランティア本部の設置及び運用	・町は、必要に応じ、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティア本部を町社会福祉協議会（健康福祉会館）に設置する。 ・町災害ボランティア本部は、町社会福祉協議会職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・町は、随時、町災害ボランティア本部と情報交換、協議等を行い、その活動を支援する。必要により、町災害対策本部から福祉班の要員を派遣する
ボランティア活動拠点の設置	町はあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア･コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第26節　自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

○　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の３要件を満たすものである。

○　具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分		内容
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の勧告又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請

区分	内容
災害派遣要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	・町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、下記ウの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。 ・ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、電話等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は陸上自衛隊富士学校に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
自衛隊派遣要求書の提出及び記載事項	ア　提出先（連絡先）　静岡県危機対策課 イ　提出部数　１部 ウ　記載事項 (ｱ) 災害の情況及び派遣を必要とする事由 (ｲ) 派遣を希望する期間 (ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (ｴ) その他参考となるべき事項

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部隊名（駐とん地名等）	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内（内線）	時間外（内線）
第34普通科連隊（板妻）	第３科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550－89－1310 〈防災行政無線150－9000～2〉	235 236 237	301 302
第１戦車大隊（駒門）	第３係主任	部隊当直司令	御殿場 0550－87－1212 〈防災行政無線152－9000～2〉	481	499

富士学校 （富士）	企画室総括班長 又は防衛業計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151－9000～2〉	2200 2234	2302
富士教導団本部 （富士）	第３科防衛班長	団当直長	須走 0550－75－2311		

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区分	内容
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	・町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう関係機関と調整するものとする。
作業計画及び資材等の準備	・町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう関係機関と調整するものとする。
作業実施に必要な物資機材等	・町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	・町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。 ・一般災害の際は第３４普通科連隊（板妻駐屯地）、南海トラフ沿いで発生する地震の際は富士教導団（富士駐屯地）と連絡調整する
派遣部隊の受入れ	町長は、派遣された部隊の受け入れ施設を生涯学習センター等とし、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 本部事務室：派遣人員の約１割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など 宿舎：屋内宿泊施設　隊員の宿泊は一人一畳の基準 材料置場炊事場：屋外の適当な広場 駐車場：適当な広場（車一台の基準は３m×８m）

4 災害派遣部隊の撤収要請

○ 町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

○ 自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

第27節　相互応援協力計画

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、県内外の地方公共団体と相互応援協力体制を整備することを目的とする。

1　応援派遣要請の実施事項

区分	内容
応援派遣要請の基準及び方法	ア　災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、町において困難な場合 イ　町長は、前号の事態が生じたときは直ちに適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び、相互応援締結市町地に対して応援派遣の要請をするものとする。 ウ　派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。 (ｱ) 派遣希望人員、機材 (ｲ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (ｳ) 派遣を希望する期間 (ｴ) 派遣される者の受け入れ体制 (ｵ) その他参考事項

担当業務	ア　火災防御活動及び水防活動 イ　人命救助及び負傷者の搬送 ウ　遺体の捜索、収容 エ　給食、給水 オ　防疫 カ　その他緊急を要する業
その他の留意事項	ア　応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部班から職員を派遣し、本部との連絡に充てるものとする。 イ　指揮命令は、応援派遣を受けた町において行うものとする。
経費の負担区分	経費については、原則として派遣を受けた町において負担するものとするが、細部についてはそのつど協議し決定するものとする。

2 災害相互応援

○　町長は、県知事又は地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情がない限り、その求めに応ずるものとする。

○　協定市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

第28節　電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1　応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める＜東京電力パワーグリッド㈱静岡総支社防災業務計画＞に基づき実施するが、その主なものは次のとおりである。

区　分	内　　容
町災害対策本部への連絡員の派遣	非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、町災害対策本部に予め定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。
電力需要家に対する広報	ア　非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、需要家に対し十分な広報を行うものとする。 イ　緊急やむを得ない事態の発生により、送電が停止された場合は、早期復旧を図るとともに、予め復旧見込みを需要家に対し広報するものとする。
関係機関等に対する要請	ア　関係機関等に対して、受け持ち区域内関係設備の被害状況を連絡するとともに、復旧対策について協力要請するものとする。主な要請事項は次のとおりである。 ㈠　宿舎のあっせん要請　　他からの応援復旧班の宿舎 ㈡　駐車場のあっせん要請　　他からの応援復旧班車両の駐車場 ㈢　応急材料置場のあっせん要請　臨時材料置場 イ　町民等が、非常災害による被害箇所を発見した際は、速やかに通報するよう協力要請を行うものとする。

2 県との連絡及び協議

○　電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と連絡及び協議して措置するものとする。

第29節　ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区　　分	内　　容
緊急出動に関する相互協力	消防本部（署）、警察、LPガス販売事業者、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	・ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 ・非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

これは、大綱のみを定めるものとし、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

区　　分	内　　容
保護保安対策	・ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 ・ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 ・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	・災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 ・災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 ・ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに消防機関に連絡するとともに、必要な応急措置を講ずる。
応急復旧対策	・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 ・応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

3 県、町等との連絡協議

○　ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

○　ガス事業者は、ガス事故の報告を県、町、消防機関及び警察に行う。

第30節　下水道災害応急対策計画

○　下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第31節　突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 町の体制

○　町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急態勢」により、初期の情報収集に当たる。
○　事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

（1）突発的災害応急体制

区　　分	内　　容
設置基準	ア　多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発など） イ　その他町長が指令したとき
組　　織	町、小山消防署、消防団、御殿場警察署等で構成する。
任　　務	・応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 ・災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ・必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
県、国への報告	消防本部（消防署）は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式１～４により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア　発生日時、場所 イ　被害の状況 ウ　応急対策の状況 エ　自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 （派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。）
医療救護活動の実施	・多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 ・医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタッグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

東部危機管理局（東部方面本部）

区　分	ＮＴＴ　有線	静岡県防災行政無線	
		地上系	衛星系
電　話	055-920-2002	5-103-6400～4 5-103-6411～5	8-103-6400～4 8-103-6411～5
ＦＡＸ	055-920-2009	5-103-6405～9、6416	5-103-6405～9、6416
時間外	055-920-2183 080-1602-6045		

県危機管理部

区　分	ＮＴＴ　有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電　話	054-221-2072	5-100-6030、6039	8-100-6030、6039
ＦＡＸ	054-221-3252	5-100-6250、6299	8-100-6250,6299

消防庁応急対策室

区　　分		ＮＴＴ有線	消防庁無線
平　日 （9:30～18:15）	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013
	FAX	03-5253-7537	8-048-500-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49102
	FAX	03-5253-7553	8-048-500-90-49036

（2）災害対策本部の設置

区　　分	内　　容
設置基準	突然的災害応急体制による情報収集の結果、本部長（町長）を中心とする本格的な救助体制を組む必要があると判断されたとき
組　　織	本部員及び支部職員、各所属長が必要と認めた数の職員で構成する。
任　　務	事故現場に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速かに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、東部危機管理局に連絡する。

（3）災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区　　分		内　　容
情報の収集、伝達等		・支部は、各区、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 ・本部は、支部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握		・本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 ・本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 ・本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県・消防庁へ報告するものとする。
各機関への要請	自衛隊	・自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、東部危機管理局に要請する。 ・要請の方法、手続きは＜第26節　自衛隊派遣計画＞による。
	緊急医療活動	ア　静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康増進課を通じて要請する。 イ　日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、住民福祉課を通じて要請する。 ウ　医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、健康増進課を通じて、協力を要請する。 エ　静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康増進課を通じて要請する。
各機関の調整・２次災害防止のための措置		・本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 ・災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順，情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ，連携して活動するものとする。 ・事故の態様により、２次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。

（4）災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式１～４

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。ＦＡＸ又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	㎡ ㎡
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式 （その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　報）

災害の概況	発生場所						発生日時	月　日　時　分						
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）						（市町村）						
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha	
報告者名				冠水 ha	
区分	被害		畑	流失・埋没 ha	
人的被害 死者 人				冠水 ha	
人的被害 行方不明者 人			文教施設 箇所		
人的被害 負傷者 重傷 人			病院 箇所		
人的被害 負傷者 軽傷 人			道路 箇所		
住家被害 全壊 棟			橋りょう 箇所		
住家被害 全壊 世帯			河川 箇所		
住家被害 全壊 人			港湾 箇所		
住家被害 半壊 棟			砂防 箇所		
住家被害 半壊 世帯			清掃施設 箇所		
住家被害 半壊 人			崖くずれ 箇所		
住家被害 一部破損 棟			鉄道不通 箇所		
住家被害 一部破損 世帯			被害船舶 隻		
住家被害 一部破損 人			水道 戸		
住家被害 床上浸水 棟			電話 回線		
住家被害 床上浸水 世帯			電気 戸		
住家被害 床上浸水 人			ガス 戸		
住家被害 床下浸水 棟			ブロック塀等 箇所		
住家被害 床下浸水 世帯					
住家被害 床下浸水 人		り災世帯数 世帯			
非住家 公共建物 棟		り災者数 人			
非住家 その他 棟		火災発生	建物 件		
			危険物 件		
			その他 件		

区分			被害	災害等の対策本部の設置状況	都道府県	
公立文教施設		千円			市町村	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計	団体
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数		件

災害の概況		
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）
	自衛隊の災害派遣	その他

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

表1

機　　関　　名	N　T　T	防災無線（消防庁無線）
消防庁応急対策室	03-5253-7527	（8-048-500-90-49013）
県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110	
県警察本部地域課　航空隊	054-622-6251	
静岡地方気象台	054-286-3521	160-9000
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	159-9000
(一社)静岡県医師会	054-246-6151	
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力パワーグリッド㈱　静岡総支社	055-915-5474	
(一社)静岡県ＬＰガス協会	054-255-2451	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
中日本高速道路㈱静岡管理事務所	054-286-5181	
日本通運(株)静岡支店	054-254-3344	
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	
日本放送協会静岡放送局放送部	054-274-1021	
ＳＢＳ放送局	054-284-8950	
テレビ静岡報道局	054-261-6115	
静岡朝日テレビコンテンツ局	054-251-3301	
第一テレビ報道制作局報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送編成制作部	053-457-1153	

表2

機　　関　　名	N　T　T	消防庁無線
消防庁応急対策室	03-5253-7527	8-048-500-90-49013

第４章　復旧・復興対策

第１節　　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章　災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

１　公共土木施設災害復旧計画

（１）河川公共土木施設災害復旧事業計画

（２）砂防設備災害復旧事業計画

（３）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

（４）道路公共土木施設災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　工業用水道災害復旧事業計画

６　専用水道災害復旧事業計画

７　公共用地災害復旧事業計画

８　住宅災害復旧事業計画

９　社会福祉施設災害復旧事業計画

10　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

11　学校教育施設災害復旧事業計画

12　社会教育施設災害復旧事業計画

13　被災中小企業復興計画

14　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

区　分	内　　容
基本方針	町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施事項	(1)　町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2)　町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第３節　被災者の生活再建支援

１　災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区　　分	内　　容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

２　被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(1) 町が実施する事項

区　　分	内　　容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。 【県への報告】 ア　死亡者数 イ　負傷者数 ウ　全壊・半壊住宅数　等 【被災者台帳】 ア　氏名、生年月日、性別 イ　住所又は居所 ウ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 エ　援護の実施の状況 オ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由　　等
り災証明の発行	ア　り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ　り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

義援金の募集等	ア　町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

⑵ 社会福祉協議会が実施する事項

生活福祉資金の貸付を実施する。

3　要配慮者の支援

○ 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

○ 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

○ 町が実施する事項は、次のとおりである。

区　　分	内　　容
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア　要配慮者の被災状況及び生活実態 イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第４節　風評被害の影響の軽減

1　正しい情報の提供

町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2　必要な検査等の実施

町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3　被害の拡大防止

必要に応じて、町長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4　関係機関との連携

町は、県、関係機関・団体等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

地震対策の巻

総　　則	頁
第1章　総則	1
第１節　計画の主旨	1
第２節　過去の顕著な災害	2
第３節　予想される災害	7
１　第４次地震被害想定	7
２　駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル１の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海、南海地震）の被害想定の結果	7
３　駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル２の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	9
４　相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定結果	10
５　相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定結果	11
第4節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
１　町	12
２　県	12
３　静岡県警察（御殿場警察署）	13
４　広域行政組合	13
５　防災関係機関	13

発　　災　　前	頁
第2章　平常時対策	17
第1節　防災思想の普及	17
第2節　自主防災活動	17
第3節　地震防災訓練の実施	17
１　町	17
２　防災関係機関	18
第4節　地震災害予防対策の推進	18
１　広域応援部隊の受援体制	18
２　消防施設の整備	18
３　火災の予防対策	19
４　建築物等の耐震対策	19
５　被災建築物等に対する安全対策	20
６　地盤災害の予防対策	20
７　落下倒壊危険物対策	20
８　危険予想地域における災害の予防	21
９　被災者の救出活動対策	22
10　要配慮者の支援	22
11 生活の確保	22
12 緊急輸送活動の確保	24
13 災害廃棄物の処理体制の整備	24
14 公共土木施設等の応急復旧	24
15 情報システムの整備	24
16 緊急輸送用車両等の整備	24
17 文化財等の耐震対策	25
第３章　地震防災施設緊急整備計画	26
第１節　地震防災施設整備方針	26
１　防災業務施設の整備	26
２　地域の防災構造化	26
３　緊急輸送路の整備	27
４　防災上重要な建物の整備	27
５　災害防止事業	27
６　災害応急対策用施設等の整備	27

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
第4章　地震防災応急対策（発災前の対策）	28
第1節 防災関係機関の活動	28
1　町	28
【東海地震注意情報発表時】	28
【警戒宣言発令時】	29
2　広域行政組合	29
3　防災関係機関	30
【東海地震注意情報発表時】	30
【警戒宣言発令時】	30
4　自衛隊	32
【東海地震注意情報発表時】	32
【警戒宣言発令時】	32
第2節 情報活動	32
1　町	33
2　防災関係機関	33
第3節 広報活動	33
1　町	34
2　防災関係機関	34
3　地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	34
第4節 自主防災活動	34
【東海地震注意情報発表時】	35
【警戒宣言発令時】	35
第5節 緊急輸送活動	36
1　町	36
2　防災関係機関	36
第6節 自衛隊の支援	37
第7節 避難活動	37
1　避難対策	37
2　避難地の設置及び避難生活	38
第8節 社会秩序を維持する活動	39
第9節 交通の確保活動	39
1　陸上交通の確保対策	39
第10節 地域への救援活動	41
【東海地震注意情報発表時】	41
【警戒宣言発令時】	41
1　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	41
2　飲料水の確保	42
3　医療救護活動、防疫及び保健衛生活動、廃棄物処理	42
4　応急復旧資材の確保	43
5　応急仮設住宅の建設	43
第11節　町有施設設備の防災対策	43
1　無線通信施設等	43
2　公共施設等	43
3　コンピュータ	44
第12節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	44
【東海地震注意情報発表時】	44
【警戒宣言発令時】	45
第13節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	47
1　各施設・事業所に共通の事項	47
2　各施設・事業所の計画において定める個別事項	48
第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	50
【東海地震注意情報発表時】	50
【警戒宣言発令時】	50

発　　災　　後	頁
第５章　災害応急対策	52
第1節 防災関係機関の活動	52
１　町	52
２　防災関係機関	53
第2節 情報活動	55
第3節 広報活動	55
第4節 緊急輸送活動	55
１　町	56
２　町及び防災関係機関の緊急輸送	57
第5節 広域応援活動	57
１　町の応援活動	57
２　自衛隊の支援	58
３　緊急消防援助隊、医療応援班、災害派遣医療チーム（DMAT）、警察（広域緊急援助隊）等の支援	59
４　広域応援部隊の一元的な運用調整	59
第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	59
１　消防活動	59
２　水防活動	60
３　人命の救出活動	60
４　被災建築物等に対する安全対策	61
５　災害危険区域の設定	61
第7節 避難活動	61
１　避難対策	61
２　避難所の設置及び避難生活	63
３　帰宅困難者への対応	64
４　広域避難	64
５　他の市町からの避難者の受入	64
第8節 社会秩序を維持する活動	64
第9節 交通の確保対策	64
１　陸上交通の確保	64
第10節 地域への救援活動	66
１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	66
２　給水活動	67
３　燃料の確保	67
４　医療救護活動	68
５　し尿処理	69
６　廃棄物（生活系）処理	69
７　災害廃棄物処理	70
８　防疫活動	70
９　遺体の捜索及び処理	71
10 応急住宅の確保	71
11 ボアンティア活動への支援	72
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	73
１　基本方針	73
２　計画の作成	73
第12節　被災者の生活再建等への支援	74
１　基本方針	74
２　実施事項	74
第13節　町有施設及び設備等の対策	75
１　町防災行政無線	75
２　公共施設等	75
３　コンピュータ	76
第14節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策	76
第15節　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	77
１　各施設・事業所に共通の事項	77
２　各施設・事業所の計画において定める個別の事項	78

復　旧・復　興　期	頁
第6章　復旧・復興対策	79
第1節 防災関係機関の活動	79
1　町	79
2　静岡県警察(御殿場警察署)	79
3　防災関係機関	79
第2節 激甚災害の指定	82
第3節 震災復興計画の策定	82
第4節 復興財源の確保	82
1　予算の編成	82
2　復興財源の確保	82
第5節 震災復興基金の設立	83
1　震災復興基金の設立への協力	83
第6節 復旧事業の推進	83
1　復旧計画の策定	83
2　基盤施設の復旧	83
第7節 都市・農村の復興	84
1　都市・農村復興計画の策定	84
2　都市の復興	84
3　農村の復興（主に都市計画区域外）	84
第8節 被災者の生活再建支援	85
1　恒久住宅対策	85
2　災害弔慰金等の支給	85
3　被災者の経済的再建支援	85
4　雇用対策	85
5　要配慮者の支援	86
6　生活再建支援策等の広報・PR	86
7　相談窓口の設置	86
第9節 地域経済復興支援	87
1　産業復興計画の策定	87
2　中小企業を対象とした支援	87
3　農林業者を対象とした支援	87
4　地域全体に影響を及ぼす支援	87
その他（津波対策・原子力災害対策）	頁
第7章　津波対策	88
第1節 予想される災害	88
1　予想される災害	88
2　遠地津波	88
第2節 津波情報	89
1　津波情報等の種類	89
第3節 避難活動	90
1　避難対策	90
第8章　原子力災害対策	92
第1節 想定する災害	92
第2節 連絡体制の確保及び情報の収集	92
第3節 医療及び防護資機材等の整備	92
1　医療活動用資機材等の整備	92
2　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	92
第4節 屋内退避、避難収容等の防護措置	92
1　屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施	92
2　要配慮者への配慮	93
第5節 住民等への的確な情報伝達活動	93
1　住民等への情報伝達活動	93
2　県内全市町への情報伝達	93
第6節 被災住民への避難所の提供等	94
1　被災住民への避難所等の提供	94
2　被災住民への一時集結地の提供	94

第１章　総　　則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、小山町（以下「町」という。）、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる第４次地震被害想定の危険度の試算の概要を示す。

第１節　計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第４２条の規定に基づき作成する「小山町地域防災計画」の「地震対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第６条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第５条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

<table>
<tr><th>区分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>性格</td><td>・本町の地域に係る地震対策について定める。
・県、町、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）、防災関係機関、事業所及び町民等が地震対策に取り組むための基本方針である。
・第３章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。
・「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策についてのうち、特に緊急に実施するものについて定める。
・状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>構成</td><td>この計画は本編と資料の巻から構成し、本編の構成は次の６章による。
<table>
<tr><td>第１章　総則</td><td>この計画の目的、性格、構成、第４次地震被害想定など計画の基本となる事項</td></tr>
<tr><td>第２章　平常時対策</td><td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td></tr>
<tr><td>第３章　地震防災施設緊急整備計画</td><td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td></tr>
<tr><td>第４章　地震防災応急対策(発災前の対策)</td><td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策</td></tr>
<tr><td>第５章　災害応急対策</td><td>地震災害が発生した場合の対策</td></tr>
<tr><td>第６章　復旧・復興対策</td><td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策</td></tr>
<tr><td>第7章　津波対策</td><td>町民が沿岸市町に滞在した場合の沿岸市町の避難対策や自衛措置等</td></tr>
<tr><td>第8章　原子力災害対策</td><td>原子力災害が発生し場合の防護措置等</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第２節　過去の顕著な災害

○　本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
○　陸域には糸魚川ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
○　特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
○　県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆

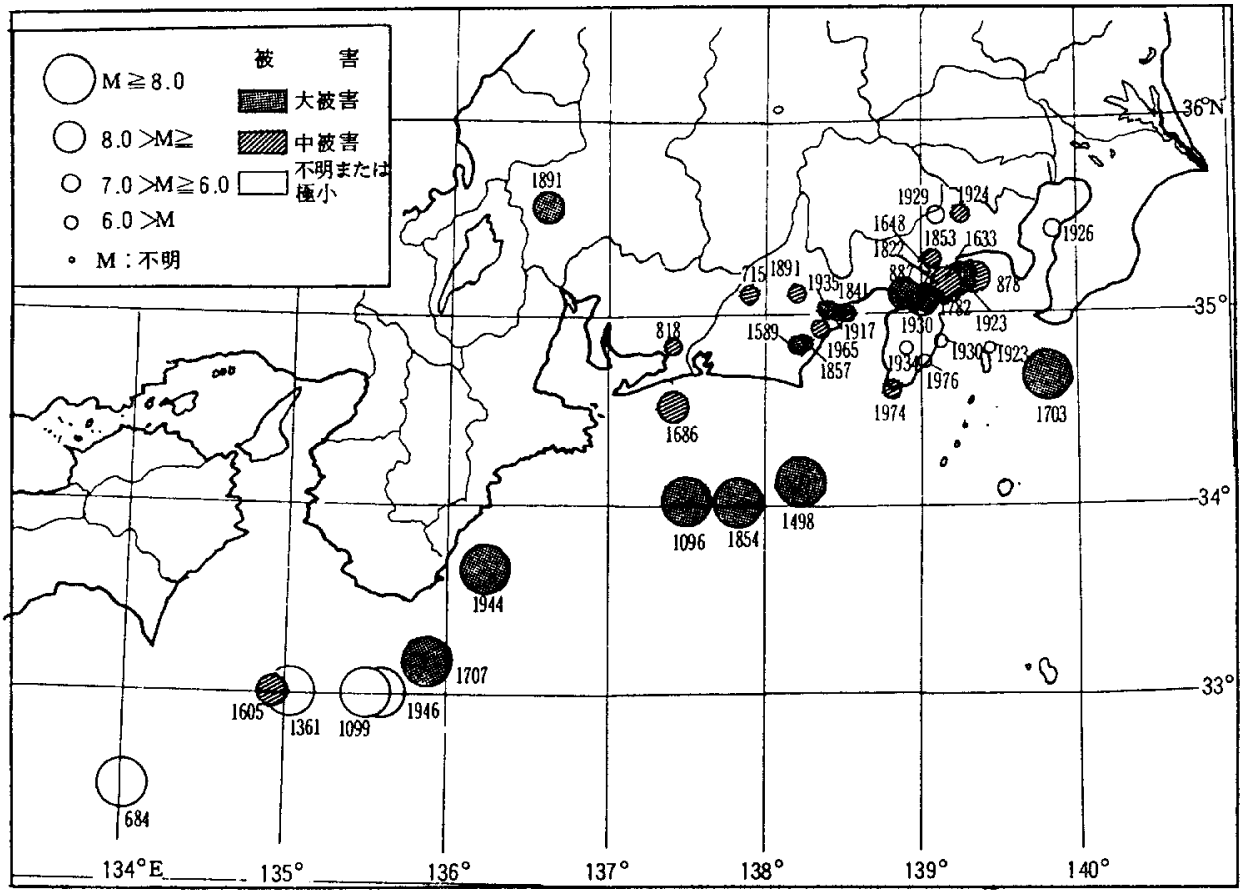

静岡県内の地震活動　　日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆　　＊津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深　さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害 西　部（遠　江）	被害 中　部（駿　河）	被害 東　部（伊　豆）
11*	818. －　－ 弘仁 9. 7.－	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841.－－ 承和 8.－－	138.9 35.1 伊　豆	7.0	[II] VI+			伊豆：里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	鎌　倉	7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東 海 道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 （志太郡）	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18～19町。寺川以下の田園水没す。
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12～13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。（不苦という文書もあり）	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV～V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根－三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余（宇佐美）・163（須玖美）、27（下田）。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破痛船53。
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武　相	7.3	[I] 1 IV～V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害 西 部 （遠 江）	被害 中 部 （駿 河）	被害 東 部 （伊 豆）
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小 田 原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で損所ありという。
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷1、一般に山地は軽か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱　　海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島＋15℃、湯ヶ野＋5℃、蓮台寺－ x℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕篭坂峠で土地の陥没（長さ20間巾 3尺、深さ 3尺）あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波（12m）、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北 伊 豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊 2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。 伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天 城 山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島－天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒（湯ヶ島・与市坂・白田・上河津）。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 （遠 江）	中 部 （駿 河）	東 部 （伊 豆）
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東 海 沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97 %。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南 海 沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ　下田2m、 須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山（がけ）くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河 津 町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	III			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 ～ 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3 ～ 平成元　7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 （遠 江）	中 部 （駿 河）	東 部 （伊 豆）
	1997. 3. 3 〜 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	Ⅴ弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	Ⅴ強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	Ⅵ弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。 東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山（崖）崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	Ⅴ弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	Ⅵ強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	Ⅴ弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症１人

第３節　予想される災害

○　本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード８クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード８クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード８.２）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード７クラスの地震がある。

○　また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード９クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.５）、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（マグニチュード８.７）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

○　この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

１　第４次地震被害想定

○　地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

○　試算については、本町において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震を対象とした。

　なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区　　分	レベル１の地震	レベル２の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海地震・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 ５地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（２０１２））
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0～５%】	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0%】

※　相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

　内閣府（2013）：首都直下のＭ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

○　なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

２　駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル１の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海、南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

○　この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

○　試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル１の地震とレベル２の地震と同じもの（内閣府（2012の基本ケース））を使用している。

○　これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とと

もに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

○ また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項　　目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約１０	約１０	約１０	約１０
	半壊	約２００	約２００	約２００	約２００
液状化	全壊	―	―	―	―
	半壊	―	―	―	―
人工造成地	全壊	―	―	―	―
	半壊	―	―	―	―
山・崖崩れ	全壊	約４０	約４０	約４０	約４０
	半壊	約９０	約９０	約９０	約９０
火災	焼失	―	―	―	―
建物棟数		７，４２２	７，４２２	７，４２２	７，４２２
建物被害総数	全壊及び焼失	約５０	約５０	約５０	約２００
	半壊	約３００	約３００	約３００	約３００

「―」：被害わずか

（注）・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	死者数	―	―	―	―	―	―
	重傷者数	―	約１０		―	―	
	軽傷者数	約３０（約１０）	約４０（約１０）		約１０	約１０	
山・崖崩れ	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	―	―		―	―	
	軽傷者数	―	―		―	―	
火災	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	―	―		―	―	
	軽傷者数	―	―		―	―	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	―	―		―	―	
	軽傷者数	―	―		―	―	
死傷者数合計	死者数	―	―	―	―	―	―
	重傷者数	―	約１０		―	―	
	軽傷者数	約３０	約４０		約１０	約１０	
自力脱出困難者数	木　造	―	―	―			
	非木造	―	―	―			
	合　計	―	―	―			

「―」：被害わずか

（注）・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1991）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

3　駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル２の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概説

○ この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む。）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。
注）中央防災会議（2011）:「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告

○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

○ また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

○ 本町に最も大きい被害が想定される「東側ケース」について想定結果を掲載する。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項　　目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約５０	約５０	約５０	約５０
	半壊	約４００	約４００	約４００	約４００
液状化	全壊	―	―	―	―
	半壊	―	―	―	―
人工造成地	全壊	―	―	―	―
	半壊	―	―	―	―
山・崖崩れ	全壊	約４０	約４０	約４０	約４０
	半壊	約１００	約１００	約１００	約１００
火災	焼失	―	―	―	―
建物棟数		７，４２２	７，４２２	７，４２２	７，４２２
建物被害総数	全壊及び焼失	約１００	約１００	約１００	約１００
	半壊	約５００	約５００	約５００	約５００

「―」：被害わずか　　注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	死者数	―	―	―	―	―	―
	重傷者数	約１０	約２０		―	約１０	
	軽傷者数	約７０（約１０）	約８０（約１０）		約２０	約２０	
山・崖崩れ	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	―	―		―	―	
	軽傷者数	―	―		―	―	
火災	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	―	―		―	―	
	軽傷者数	―	―		―	―	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	―	―		―	―	
	軽傷者数	―	―		―	―	
死傷者数合計	死者数	―	―		―	―	
	重傷者数	約１０	約２０		―	約１０	
	軽傷者数	約７０	約８０		約２０	約２０	
自力脱出困難者数	木　造	―	―	―			
	非木造	―	―	―			
	合　計	―	―	―			

「―」：被害わずか　　注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル１の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

○ この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本町に最も大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。

○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項　　目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約1，７００	約1，７００	約1，７００
	半壊	約1，５００	約1，５００	約1，５００
液状化	全壊	―	―	―
	半壊	―	―	―
人工造成地	全壊	―	―	―
	半壊	―	―	―
山・崖崩れ	全壊	約６０	約６０	約６０
	半壊	約１００	約１００	約１００
火災	焼失	約２０	約２０	約９０
建物棟数		７，４２２	７，４２２	７，４２２
建物被害総数	全壊及び焼失	約1，７００	約1，７００	約1，８００
	半壊	約1，７００	約1，７００	約1，６００

「―」：被害わずか　　注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	死者数	約３０（約１０）	約１０	約２０
	重傷者数	約２００（約２０）	約２００（約２０）	
	軽傷者数	約400（約80）	約300（約600）	
山・崖崩れ	死者数	―	―	
	重傷者数	―	―	
	軽傷者数	―	―	
火災	死者数	―	―	
	重傷者数	―	―	
	軽傷者数	―	―	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	―	―	
	重傷者数	―	―	
	軽傷者数	―	―	
死傷者数合計	死者数	約３０	約２０	約３０
	重傷者数	約２００	約２００	
	軽傷者数	約400	約300	
自力脱出困難者数	木　造	約１００	約５０	約９０
	非木造	約２０	約５０	約３０
	合　計	約１００	約１００	約１００

「―」：被害わずか　　注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

5　相模トラフ沿いで発生するレベル２の地震（元禄型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

○ この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。

○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項　　目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約2，４００	約2，４００	約2，４００
	半壊	約1，４００	約1，４００	約1，４００
液状化	全壊	―	―	―
	半壊	―	―	―
人工造成地	全壊	―	―	―
	半壊	―	―	―
山・崖崩れ	全壊	約７０	約７０	約７０
	半壊	約２００	約２００	約２００
火災	焼失	約３０	約３０	約１００
建物棟数		7，４２２	7，４２２	7，４２２
建物被害総数	全壊及び焼失	約2，５００	約2，５００	約2，６００
	半壊	約1，６００	約1，６００	約1，６００

「―」：被害わずか　　注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	死者数	約５０（約１０）	約２０（約１０）	約４０（約１０）
	重傷者数	約２００（約30）	約８００（約80）	
	軽傷者数	約400（約１００）	約1,200（約300）	
山・崖崩れ	死者数	―	―	
	重傷者数	―	―	
	軽傷者数	―	―	
火災	死者数	―	―	
	重傷者数	―	―	
	軽傷者数	―	―	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	―	―	
	重傷者数	―	―	
	軽傷者数	―	―	
死傷者数合計	死者数	約５０	約３０	約４０
	重傷者数	約２００	約３００	
	軽傷者数	約400	約400	
自力脱出困難者数	木　造	約２００	約９０	約２００
	非木造	約３０	約８０	約５０
	合　計	約２００	約２００	約２００

「―」：被害わずか　　注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、広域行政組合、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１ 町

（1）地震対策計画の作成
（2）地震防災に関する組織の整備
（3）自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
（4）防災思想の普及
（5）防災訓練の実施
（6）地震防災のための施設等の緊急整備
（7）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲に存する市町に限る。）
（8）東海地震に関連する情報(「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報(臨時)」、警戒宣言、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
（9）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報･啓発
（10）避難の勧告又は指示に関する事項
（11）消防、水防、その他の応急措置
（12）応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
（13）東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
（14）緊急輸送の確保
（15）食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
（16）県、広域行政組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
（17）その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

２ 県

（1）地震対策計画の作成
（2）地震防災に関する組織の整備
（3）自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
（4）防災思想の普及
（5）防災訓練の実施
（6）地震防災のための施設等の緊急整備
（7）震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
（8）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
（9）東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」）、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報・津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
（10）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報･啓発
（11）避難の勧告又は指示に関する事項
（12）水防その他の応急措置
（13）応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
（14）東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
（15）犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
（16）緊急輸送の確保
（17）食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施

⑱ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
⑲ その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（御殿場警察署）

⑴ 災害関連情報の収集及び伝達
⑵ 被害実態の早期把握
⑶ 負傷者の救出救助
⑷ 緊急交通路の確保等交通上の措置
⑸ 避難誘導及び二次被害の防止措置
⑹ 検視及び行方不明者の捜索
⑺ 被災地域における社会秩序の維持
⑻ 県民の安全の確保と不安解消のための広報
⑼ 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
⑽ その他必要な警察業務

4 広域行政組合

⑴ 防災計画の作成
⑵ 地震防災に関する組織の整備
⑶ 防災訓練の実施
⑷ 地震防災のための施設等の緊急整備
⑸ 警戒宣言発令時及び災害時における広域行政組合所有の施設及び設備の整備又は点検

5 防災関係機関

⑴ 指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ　非常通信協議会の運営に関すること
静岡財務事務所	ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供移管すること
沼津労働基準監督署	ア　事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ　事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ　応急用食料・物資の支援に関すること ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ　被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

経済産業省関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ　被災中小企業の振興に関すること エ　電気の安定供給に関すること オ　ガスの安定供給に関すること
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（ エ　ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	管轄する道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア　災害予防 ㈠ 所管施設の耐震性の確保 ㈡ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ㈢ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ㈣ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ　初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ　応急・復旧 ㈠ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ㈡ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ㈢ 所管施設の緊急点検の実施 エ　警戒宣言発令時 ㈠ 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達 ㈡ 地震災害警戒体制の整備 ㈢ 人員・資機材等の配備・手配 ㈣ 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力 ㈤ 道路利用者に対する情報の提供
国土交通省中部運輸局	ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ウ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 エ　陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 オ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 カ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 キ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと イ　気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ　地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ　地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ　異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	ア　郵便事業の運営に関すること イ　施設等の被災防止に関すること ウ　利用者の避難誘導に関すること エ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
日本赤十字社静岡県支部	ア　応援救護班の派遣又は派遣準備 イ　被災者に対する救援物資の配付 ウ　血液製剤の確保及び供給のための措置 エ　赤十字飛行隊による救援又は救援準備 オ　赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導
日本放送協会 静岡放送局東部報道室	ア　地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ　臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ　地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ　放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・サービスセンター	ア　交通対策に関すること イ　地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	ア　警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ　列車の運転規制措置 ウ　旅客の避難、救護 エ　東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ　施設等の整備
西日本電信電話株式会社 静岡支店 株式会社ＮＴＴドコモ　東海支社静岡支店	ア　警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ　警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ　復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
日本通運株式会社 御殿場営業所	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ　復旧用資材等の整備 ウ　電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社静岡支店 ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ株式会社	ア　東海地震予知情報の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(3) 指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア　医療救護施設における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会　東部支部御殿場地区会	ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報 イ　協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ　警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ　燃料の確保に関する協力 オ　協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社 東部管理センター	ア　避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ　緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ　緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧

静岡放送㈱　沼津支社 ㈱テレビ静岡　沼津支社 ㈱静岡朝日テレビ　東部支部 ㈱静岡第一テレビ　東部支局 静岡エフエム放送㈱	ア　地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ　警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ　放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会東部支部 一般社団法人静岡県バス協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア　災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ　警戒宣言発令時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ　応急・復旧 (ｱ)　関係機関との連携による応急対策の実施 (ｲ)　所管施設の緊急点検 (ｳ)　農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ　避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(4)　自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務
・第３４普通科連隊（板妻） ・富士教導団（富士）	ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ　災害時における応急復旧活動

(5)　公共的団体

機　関　名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	救護班の派遣による医療救護活動の実施
御殿場農業協同組合	ア　被災農家に対する融資あっせん及び共催事業の実施 イ　種苗及び肥料の確保 ウ　被災農家に対する営農指導
小山町商工会	被災商工業者に対する災害融資及び経営指導に関すること。
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス㈱ JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	ア　警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報の伝達 イ　バスの運転規制措置 ウ　旅客の避難、救護 エ　東海地震予知情報、バスの運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ　設備等の整備

(6)　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア　地震防災訓練
イ　従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
ウ　従業員等に対する防災教育及び広報
エ　災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
オ　防災組織の整備
カ　東海地震予知情報等の収集及び伝達
キ　警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
ク　警戒宣言発令時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
ケ　地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第２章　平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第１節　防災思想の普及

（共通対策の巻　第２章災害予防計画　第４節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第２節　自主防災活動

（共通対策の巻　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第３節　地震防災訓練の実施

○　東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
○　町民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
○　なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　町

○　町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
○　訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と医療機関、事業所等との連携による防災活動など、過去の災害履歴など地域の特性を踏まえた訓練を実施するものとする。
○　訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要の応じ体制等の改善を行う。

区　　分	内　　容
総合防災訓練	ア　職員の動員 イ　東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ　警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 オ　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 カ　食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ　消防、水防活動 ク　救出・救助 ケ　避難生活 コ　道路啓開 サ　応急復旧 シ　「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による活動
地域防災訓練	ア　12月第１日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ　この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

2 防災関係機関

○ 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画に基づいて訓練を行う。

○ その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機　関　名　等	重　点　事　項
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	ア　警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 イ　列車の運転規制方及び運転再開方 ウ　旅客の避難誘導
西日本電信電話㈱静岡支店 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社静岡支店	ア　警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ　警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ　地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・サービスセンター	ア　警戒宣言等の伝達 イ　地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ　交通対策 エ　緊急点検
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ　地震防災応急対策 ウ　災害復旧
富士急行株式会社 小田急箱根高速バス㈱ JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社	ア　乗客の避難 イ　情報伝達
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア　情報の収集及び伝達 イ　避難誘導 ウ　火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ　その他施設、事業の特性に応じた事項

第４節　地震災害予防対策の推進

○ 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

○ 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

○ 町は、国の地震防災戦略及び県の「地震対策アクションプログラム２０１３」を踏まえ、町民の参画を進め、国、県と連携し、「小山町地震対策アクションプログラム２０１３」により、効率的・効果的な地震対策を進める。

○ 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

○ 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 広域応援部隊の受援体制

○ 町は、自衛隊、緊急消防援助隊、医療応援班及び災害派遣医療チーム（通称：DMAT）などの広域応援部隊の受け入れ施設などについて計画し、実践的な訓練等を通じて、広域応援部隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

○ 町は、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- 消防団による避難誘導のため拠点施設
- 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 消防の用に供自家発電設備又は自家給油設備
- 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

○ 町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

区　　分	内　　容
危険物施設 少量危険物取扱所	県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(ＬＰガスを含む。)施設	・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
ＬＰガス消費設備	ＬＰガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア　可燃物と酸化剤の接触による発火 イ　黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ　金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>建築主等による
耐震性の向上</td><td>建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
（1）軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
（2）所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。</td></tr>
<tr><td>町が実施する
耐震性の向上</td><td>次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
（1）町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
（2）自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
（3）建築主及び建築設計者等への下記についての啓発
<table><tr><td>新　築
建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr><tr><td>既　存
建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存 骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐 診断及 耐震補強</td></tr><tr><td>建　築
設　備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr></table>（4）耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進
プロジェクト「TOUKAI－0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。
（5）住宅の新増改築等による耐震化の促進</td></tr>
</table>

公共建築物の耐震化	・町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
コンピュータの安全対策	町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
家具等の転倒防止	・町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。 ・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。
ガラスの飛散防止	町は、県が定めるガラス類等安全対策指針により、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策実施を指導する。
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

○ 町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

6 地盤災害の予防対策

○ 町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区　　分	内　　容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすい等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。

7 落下倒壊危険物対策

○ 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、東京電力株式会社及び西日本電信電話株式会社は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請するものとする。

○ 町は、下記以外の施設等の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。

物　件　名	対策実施者	措　　置　　等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。

アーケード、バス停上屋等	設置者 管理者	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	所有者 管理者	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

○　道路区域内における不法占用防止のため、占用物件の規制、取締を強化するほか、県、町の広報機能等を活用し関係者に啓発する。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

町は、下記事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

区分	内容
要避難地区の指定	町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア　避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ　延焼火災発生時における避難のため、避難地、幹線避難路を指定する。 　また、必要に応じ一次避難地を指定する。
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区分	内容
避難誘導体制整備	町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

<table>
<tr><td rowspan="4">山・がけ崩れ危険予想地域等</td><td colspan="2">要避難地区については、山・がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>山・がけ崩れ危険予想地域図</td><td>・町及び県は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td></tr>
<tr><td>住民への危険性の周知</td><td>・町長は、 域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。</td></tr>
<tr><td>警戒宣言発令時</td><td>・町は、警戒宣言が発せられた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</td></tr>
<tr><td>地震発生時</td><td>・町長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき 動について周知徹底に努める。</td></tr>
</table>

9　被災者の救出活動対策

○　建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内　　容
町	ア　自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ　自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 ウ　救出技術の教育、救出活動の指導 エ　大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア　救出技術、救出活動の習得 イ　救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ　地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

１０　要配慮者の支援

○　高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策の巻　第２章第１２節「避難行動要支援者計画」に準ずる。

１１　生活の確保

○　警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内　　容
町	ア　非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ　町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ　流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ　町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ　緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ　住民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ　給食計画の策定
町民	ア　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ　アのうち３日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を含む非常持出品の準備 ウ　自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ　緊急物資の共同備蓄の推進

(2)　飲料水の確保

実施主体	内　　容
町	ア　水道の基幹施設（配水池・基幹管路）の耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備及び復旧資材の備蓄を行う イ　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ　給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ　町民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。 オ　工事業者等との協力体制を確立する。

町民	ア　家庭における貯水 (ｱ) 貯水すべき水量は、１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の７日分を目標とする。 (ｲ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ｳ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ｱ) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (ｲ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ｳ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

実施主体	内　容
県	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。
重要施設の管理者等	・重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。 ・なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 医療救護

実施主体	内　容
町	ア　直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ　大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ　医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ　救護班（ＤＭＡＴ等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ　家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	ア　応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ　医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ　担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
町民	ア　軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ　医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ　献血者登録に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内　容
町	ア　し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ　し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ　防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ　住民が行う防疫の指導をする。 オ　避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内　容
町	ア　被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ　住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

○　町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき

直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

○　なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア　通信機材 イ　放送設備 ウ　照明設備（非常用発電機を含む。） エ　炊き出しに必要な機材及び燃料 オ　給水用機材 カ　救護所及び医療資機材	キ　物資の集積所 ク　仮設の小屋又はテント ケ　仮設便所 コ　防疫用資機材 サ　清掃用資機材 シ　工具類

(8)　救援・救護のための標示

区　　分	内　　容
公共建築物•病院の屋上への番号標示	町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	町は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

(9)　応急住宅

区　　分	内　　容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

１２ 緊急輸送活動の確保

○　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

○　障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

１３ 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内　　容
町	（1）災害廃棄物（がれき・残骸物）処理計画の作成に努める。 （2）災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとする。

１４ 公共土木施設等の応急復旧

○　町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

○　特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

１５ 情報システムの整備

○　災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

１６ 緊急輸送用車両等の整備

○　災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

１７　文化財等の耐震対策

○　文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等及び静岡県重要文化財等所有者連絡協議会は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必　要　な　対　策
ア　文化財等の耐震措置の実施
イ　安全な公開方法、避難方法の設定
ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ　文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第３章　地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第１節　地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

整　備　方　針
（1）　多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。 （2）　地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 （3）　地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

１ 防災業務施設の整備

区　　分	内　　容
消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 ・河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	・地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 ・このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星ネットワークと防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 ・情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 ・住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

２ 地域の防災構造化

区　　分	内　　容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。また、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区　　分	内　　容
道路の整備	・緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ・地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 ・第１次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第２次緊急輸送路（第１次緊急輸送路と役場及び重要な指定拠点を連結する道路）及び第３次緊急輸送路（第１次又は第２次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障ないよう整備する。
交通管制資機材の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制資機材の整備を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区　　分	内　　容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区　　分	内　　容
山崩れ、地すべり等の防止	・地震による災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

区　　分	内　　容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
防災倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、防災倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第４章　地震防災応急対策（発災前の対策）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、町・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１節　防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

１ 町

【東海地震注意情報発表時】

区　　分	内　　容
防災体制の確保	・東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて小山町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。 ア　東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有 イ　東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ　東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ　備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ　交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ　県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ　物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク　消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 ケ　必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 コ　必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 サ　県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 ㈠必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 ㈡必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。 ㈢住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 シ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防機関の措置	・消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 ・消防団は、団員の連絡体制の確保 ・必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分		内容
警戒本部		・町長は、警戒宣言が発せられたときは、小山町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 ・警戒本部の組織及び所掌事務は、小山町地震災害警戒本部条例（昭和５４年小山町条例第２２号）及び小山町地震災害警戒本部運営要領（昭和５６年7月１日施行）の定めるところによる。
	所掌事務	ア　警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ　県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 (ｱ)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。 (ｲ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 (ｳ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 エ　消防職員、団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ　消防、水防等の応急措置 カ　避難者等の救護 キ　緊急輸送の実施 ク　活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ　自主防災組織活動の指導、連携 サ　その他地震防災上の措置
消防、水防機関の措置	消防本部	警戒本部､防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア　情報の収集と伝達 イ　消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ　地域住民への避難の勧告又は指示の伝達 エ　出火防止のための広報
	消防団	ア　情報の収集と伝達 イ　消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ　火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ　水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ　住民の避難誘導 カ　水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ　警戒区域からの避難確保のパトロール ク　救助用資機材の確保準備 ケ　その他状況に応じた防災、水防活動
職員動員（配備）計画 ア　本部の従事者は、直ちに本部に参集し、防災業務につく。 イ　各部の職員は勤務時間の内外を問わず、警戒宣言発令時には、直ちに所定の場所において防災業務につく。		

2 広域行政組合

区分	内容
警防本部の設置、組織及び事務分掌	御殿場市・小山町広域行政組合消防長（以下「消防長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、消防本部に警防本部を設置する。組織及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防計画（以下「消防計画」という。）による。
消防職員動員(配備)	消防計画による。

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区　　分	内　　容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア　東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や町との情報の共有 イ　利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ　備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ　利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ　県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ　東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局	ア　情報収集 イ　関係機関との連絡調整 ウ　農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省関東経済産業局	ア　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ　電気の安定供給に関すること エ　ガスの安定供給に関すること
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること エ　ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	ア　施設対策等 (ｱ) 道路施設対策等 (ｲ) 営繕施設対策等 (ｳ) 電気通信施設等対策等 イ　災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ　他機関との協力 エ　広報
国土地理院 中部地方測量部	ア　関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ　東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ　異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 （御殿場支店）	ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ　郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ　郵便物等の被災防止
日本郵便株式会社東海支社 （駿河小山郵便局）	ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ　郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ　施設等の被災防止
日本赤十字社静岡県支部	ア　医療救護班の派遣準備 イ　血液製剤の確保及び供給の準備 ウ　救護物資の配布準備 エ　赤十字飛行隊の派遣準備
日本放送協会	ア　地震に関する情報の迅速な伝達 イ　県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社	ア　警戒宣言等の伝達 イ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ　交通対策 エ　緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	ア　列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ　列車の運転規制 ウ　旅客の避難、救護 エ　発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社(静岡支店)	ア　通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 イ　防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続 ウ　地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　沼津支店三島支社御殿場営業センターに地震災害警戒本部御殿場分駐の設置 イ　動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ　地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ　電気による災害の予防広報の実施 オ　電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ　工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社	ア　東海地震予知情報の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ　救護班の派遣又は派遣準備
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会(東海支部御殿場地区会)	ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報 イ　協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社 (本部管理センター)	ア　道路情報板等による情報伝達 イ　交通対策 ウ　災害発生後に備えた応急復旧体制の確立

静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　報道特別番組の編成 イ　東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ　知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会（御殿場支部） 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア　地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ　緊急点検

(4) 公共的団体

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人御殿場市医師会 北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	医療救護活動のための救護班の派遣及び派遣準備
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス㈱ ＪＲバス関東株式会社 ＪＲ東海バス株式会社	ア　警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ　バスの運転規制 ウ　バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報

4 自衛隊

【東海地震注意情報発表時等】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
富士教導団	ア　非常勤務態勢への移行 イ　指揮所の開設 ウ　各部隊の災害派遣準備 エ　情報組織の展開 オ　町への連絡班の派遣 カ　通信組織の編成等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
富士教導団	ア　町への現地調整所の開設 イ　地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ　地震防災派遣命令による避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

第２節　情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 町

区　　分	内　　容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、日直・宿直において行うものとする。なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理するものとする。 (2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 (3)東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア　避難の状況 イ　交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ　防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ　ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ　情報の変容、流言等の状況 カ　住民生活、社会・経済活動等の状況 キ　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク　消防職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ　地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	・東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、東部方面本部を通じて「大規模地震に関する情報及び広報実施要領」（以下、「情報広報活動実施要領」という。）に定める項目について、すみやかに行うものとする。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア　避難の状況 イ　東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区　　分	内　　容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

第３節　広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

1　町

区　　分	内　　容
広 報 事 項	・町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。 ・広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア　東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 イ　交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ　家庭において実施すべき防災対策 エ　自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	ア　同時通報用無線、CATV、広報車等 イ　自主防災組織を通じての連絡 ウ　県に対する広報の要請

2 防災関係機関

区　　分	内　　容
広 報 事 項	・防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は県が作成した「情報広報実施要領」による。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ　東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、町と連携を密にするものとする。

3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情　報　源	情　報　内　容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、静岡エフエム、ケーブルTV、広報車、登録制メール	町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等

第４節　　自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速･的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	（1） 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 （2） 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 （3） 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ （4） 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ （5） 東海地震注意情報発表時に山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">自主防災組織本部の設営</td><td>活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の収集・伝達</td><td>・町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
・東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。
・応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期消火の準備</td><td>可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災用資機材等の配備・活用</td><td>防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭内対策の徹底</td><td>次の事項について、各家庭へ呼びかける。
<table><tr><td>家具の転倒防止</td><td>家具類の固定状況を確認する。</td></tr><tr><td>落下等防止</td><td>タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。</td></tr><tr><td>出火防止</td><td>火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</td></tr><tr><td>備蓄食料・飲料水の確認</td><td>備蓄食料及び飲料水を確認する。</td></tr><tr><td>病院・診療所の外来診療</td><td>災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難活動</td><td>避難行動</td><td>・山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して町長等の避難勧告又は避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、町に報告する。
・自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。
・山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。
・避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。</td></tr>
<tr><td>避難生活</td><td>・避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
・医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
・飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会秩序の維持</td><td>・ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
・生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。</td></tr>
</table>

第５節　　緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。
地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。
東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

１　町

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>緊急輸送対象の基本方針</td><td>⑴ 地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
⑵ 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときには、県に対して必要な措置を要求するものとする。
⑶ 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
⑷ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。
⑸ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。</td></tr>
<tr><td>緊急輸送の対象となる人員、物資等</td><td>ア　防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
イ　緊急の処置を要する患者
ウ　その他
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
⑺　食料
⑴　日用品等
⑼　その他緊急に輸送を必要とするもの。</td></tr>
<tr><td>輸送体制の確立</td><td>（1）輸送の方法
<table><tr><td>陸上輸送</td><td>・１次、２次、３次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。
・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td></tr><tr><td>航空輸送</td><td>・県に対し、県i及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr></table>（2）輸送手段の確保
次により、輸送手段の確保を図る。
ア　町有車両の活用
イ　民間車両等の借上げ
ウ　燃料等の確保のための関係業界への協力要請</td></tr>
<tr><td>緊急輸送の調整</td><td>・町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。
・この場合、次により調整することを原則とする。
<table><tr><th>優先順位</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>第１順位</td><td>町民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td></tr><tr><td>第２順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td></tr><tr><td>第３順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td></tr></table></td></tr>
</table>

２　防災関係機関

実施主体	内　　容
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第６節　自衛隊の支援

警戒宣言が発せらせた場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。

区　　分	内　　容
県知事に対する連絡の内容	町長は、県知事に対し、次の事項を明らかにした要請署により、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。ただし緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア　災害の状況及び派遣を要請する理由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項（道路経路、受け入れ状態等）
地震防災派遣部隊の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県との連絡調整を行う。

第７節　避難活動

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域にあっては、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（支援者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

１ 避難対策

区　　分	内　　容	
基本方針	（1）町が、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（支援者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。	
	（2）避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。	
	（3）避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。	
	（4）避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。	
	（5）その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための勧告及び指示	勧告・指示の基準	町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する場合は、「避難指示（緊急）」を行う。
	勧告・指示の伝達方法	・町長は、警戒宣言発令後は速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難の勧告・指示を行う。また、警察官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。 ・町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。

	避難に関しての周知事項	・町（消防機関を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 ・東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せされた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア　避難対象地区の地区名 イ　出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ　避難経路及び避難先 エ　避難時する時期 エ　避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第２６条において準用する災害対策基本法第６３条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	規制の内容及び実施方法	町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立ち入り禁止の措置をとる。町長は、警察官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
避難計画の作成	・避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 ・避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。	
避難状況の報告	（1）町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア　避難の経過に関する報告ー危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ｱ) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (ｲ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ｳ) 町等に対する要請事項 イ　避難の完了に関する報告ー避難完了後、速やかに行う。 (ｱ) 避難地名 (ｲ) 避難者数 (ｳ) 必要な救助・保護の内容 (ｴ) 町等に対する要請事項	
	（2）町は、避難状況について県へ報告する。	

2 避難地の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

区　分	内　容
避難生活者	避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 ・原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
設置期間	・警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 ・避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

避難地の運営	・町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 ・避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第８節　社会秩序を維持する活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第１８節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第９節　交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

１　陸上交通の確保対策

(1)　自動車運転者のとるべき措置

区　分	内　容
東海地震注意情報発表時	・走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 ・東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	・走行中の車両は次により行動する。 ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 ウ　駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 ・避難のために車両を使用しない。

(2)　交通規制の方針

区　分	内　容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア　不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ　警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ　警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 ア　強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ　東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ　広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ　交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3)　交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>県内への一般車両の流入制限</td><td>・隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。
・この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</td></tr>
<tr><td>県内における車両の走行抑制</td><td>県内における一般車両の走行は極力抑制する。</td></tr>
<tr><td>東名高速道路等の流入制限</td><td>東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。</td></tr>
<tr><td>広域交通規制</td><td>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。
ア　警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。
新東名高速道路、東名高速道路、国道１号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路
イ　必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。
<table>
<tr><th>路線名</th><th colspan="2">設置場所</th></tr>
<tr><td>国道　１号</td><td>田方郡函南町</td><td>箱　根　峠</td></tr>
<tr><td>国道　１号</td><td>湖西市白須賀</td><td>道の駅潮見坂</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国道　52号</td><td>富宮市内房</td><td>甲　駿　橋</td></tr>
<tr><td>静岡市清水区興津中町</td><td>国道52号入口交差点</td></tr>
<tr><td>東富士五湖道路</td><td>駿東郡小山町</td><td>須　走　ＩＣ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>緊急交通路等を確保するための措置</td><td>・緊急交通路等については、各流入部において緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。</td></tr>
</table>

(4)　緊急輸送車両の確認等

ア　緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

イ　確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

ウ　これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第１０節　地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医療品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及び保険に関する活動又はそう準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア　緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等と連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ　緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ　町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策を準備するとともに、町民に貯水の励行を呼びかける。 エ　町は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ　町は、広域搬送拠点の立上げ準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ　町民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

１ 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(1)　調達方針等

調達方針	ア　警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 イ　町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。 ウ　住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。
緊急物資の確保計画量	町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄をする。

(2)　県、町及び防災関係機関等がとる措置

実施主体	内　　容
県	ア　町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ　必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ　緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ　広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
町	ア　山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ　県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ　緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
防災関係機関	農林水産省局政策統括官付貿易業務課 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 経済産業省関東経済産業局 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。 日本赤十字社静岡県支部 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

自主防災組織及び町民	・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要な緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保すること原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し,緊急物資が不足する場合、町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内　　容
県	ア　県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ　市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ　広域的な応援体制を確立する。 エ　水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。
町	ア　住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ　応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ　水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ　応急復旧体制の準備をする。
自主防災組織及び町民	ア　備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ　自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3　医療救護活動、防疫及び保健衛生活動、廃棄物処理

町及び町民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保険衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

町は東海地震注意情報発表に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内　　容
町	ア　医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ　救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を行う。 ウ　患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ　住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ　警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内　　容
町	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
町民及び自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 廃棄物処理

① し尿処理

実施主体	内　　容
町	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ　し尿収集業者等への発災時の協力を要請する。 エ　し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。
町民及び自主防災組織	ア　下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 イ　自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

② 廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理

実施主体	内　　容
町	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　仮集積場の確認を行う。 ウ　ごみ収集者への発災時の協力を要請する。
町民及び自主防災組織	ア　地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し住民に周知する。 イ　仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。 ウ　ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 エ　河川、道路及び谷間等に投棄しない。

4　応急復旧資材の確保

町は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて県及び関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

5　応急仮設住宅の建設

町は、県及び関係団体等へ発災時の協力を要請する。

第１１節　町有施設設備の防災措置

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 無線通信施設等

無線機器運用管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2　公共施設等

○　地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、道路、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

○　地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【注意情報発令時】

区　　分	内　　容
道　　路	・道路利用者に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
急傾斜地等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部（本庁舎）、支部（各支所等）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道用水供給施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
その他の公共施設	ア　防災応急計画による施設の防災対策の準備的措置を行う。 イ　警戒宣言発令と同時に施設の稼動を停止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。 ウ　関係業者等との連絡体制を確保する。

【警戒宣言発令時】

区　　分	内　　容
道路	ア　車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対して行う。 イ　緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ウ　災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 エ　地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 オ　幹線避難路における障害物の除去に努める。
急傾斜地等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部（本庁舎）、支部（各支所等）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道用水供給施設	溢水等安全水位を確保し送水を継続する。
その他の公共施設	ア　防災応急計画により施設の防災対策を行う。 イ　施設の稼動を停止し、点検及び保安措置を行う（一部施設を除く）。 ウ　関係業者等へ応急復旧の協力要請を行うとともに復旧資機材の確認を行う。

3　コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

ア　コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。 イ　重要なデータから順次安全な場所に保管する。 ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区　　分	内　　容
水　道	飲料水の供給を継続するとともに、 警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電　力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

ガ　ス	・ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ・施設の安全点検を実施する。 ・避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。	
通　信 （西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社）	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
市中金融	・金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 ・警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。	
鉄　道	列　車　の 運転規制等	・旅客列車については、運行を継続する。 ・貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に 対する対応	地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バ　ス	・平常どおり運行を継続し、乗客に対して地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後のバスの運行規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。	
道　路	・平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。	
病院・診療所	・災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。（外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。） ・設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。） ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。）	
スーパー、小売店等	・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。	

【警戒宣言発令時】

区　　分	内　　容
水　道	・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電　力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）	・電力の供給は継続する。 ・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガ　ス	・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

<table>
<tr><td>通　信
（西日本電信電話株式会社
株式会社ＮＴＴドコモ東海支社）</td><td colspan="2">・あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。
・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
・災害用伝言ダイヤル１７１、伝言板web１７１及び災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市中金融</td><td rowspan="3">金融機関の営業</td><td>ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
㈠ 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
㈡ 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
㈢ 現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
㈣ 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</td></tr>
<tr><td>イ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
㈠ 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
㈡ ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
㈢ ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</td></tr>
<tr><td>ウ　営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
エ　手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。
オ　警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。</td></tr>
<tr><td>保険会社及び証券会社の営業</td><td>ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。
イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
エ　警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鉄　道</td><td>列車の運転規制</td><td>・御殿場線は、全線について列車の乗り込みを規制する。
・運転中の列車は、原則として最寄りの駅に停車させる。</td></tr>
<tr><td>旅客等に対する対応</td><td>・警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
・滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</td></tr>
<tr><td>バ　ス</td><td colspan="2">・バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。
・警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。</td></tr>
</table>

道　路	・強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 ・強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 ・強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 ・高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 ・走行車両は低速走行する。
病院・診療所	・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
スーパー・小売店等	・百貨店・スーパー・小売店等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ・営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第１３節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

１　各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

○東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

○建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

○地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする

共通に定めるべき事項	（1）　東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	（2）　警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

共通に定めるべき事項	（3）施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
	（4）避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

○　警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

○　ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	（1）　警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	（2）　地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	（3）　地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保 ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
	（4）　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 ・当該施設における地震防災応急対策の内容 ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	（5）　避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2　各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。

スーパー・小売店等	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 ・警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 ・町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、町との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により町民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。
	警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。
学校・幼稚園・保育所	○教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 ○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。	
	東海地震注意情報発表時	・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア　避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ　避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 　また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ　家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議しておく。

	警戒宣言発令時	・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア　家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ　家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言発令時	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア　家族等への引渡し イ　家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

第１４節　町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区　　分	内　　容
各施設が共通して定める事項	ア　東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ　東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ　施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ　施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第１３節の規定に準ずる。 学校：ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ　地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 水道用水供給施設及び工業用水道施設：警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

区　　分	内　　容
各施設が共通して定める事項	ア　東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ　地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ　避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ　消防、水防等の事前措置 オ　応急救護 カ　施設及び設備の整備及び点検 キ　防災訓練及び教育、広報

<table>
<tr><td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td><td>病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第１３節の規定に準ずる。
<table>
<tr><td>学校</td><td>ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
イ　地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等</td></tr>
<tr><td>水道用水供給施設及び工業用水道施設</td><td>溢水等による災害予防措置</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第５章　災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第１節　防災関係機関の活動

地震発生時の町、県及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

１　町

区分		内容
災害対策本部	災害対策本部の設置	・町長は、地震が発生し、気象庁が東海地震と判定したときは又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、小山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 ・警戒本部から災害対策本部への移行に当っては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	・災害対策本部の編成及び運営は、小山町地域防災計画（共通対策の巻）の定めに準ずる。 ・災害対策本部及び支部が所掌する事務の主なものは次のとおりである。 ア　地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ　消防、水防その他の応急措置 エ　東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ　被災者の救助、救護、その他の保護 カ　施設及び設備の応急の復旧 キ　防疫その他の保健衛生 ク　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ケ　緊急輸送の実施 コ　被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ　県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ　自主防災組織との連携及び指導 ス　ボランティアの受入れ
職員動員及び配備		・災害対策本部の各部長、支部長、副部長及び各班長は、災害対策本部が設置されたときは、本部所定の場所において災害応急対策にあたる。 ・災害対策本部及び支部に所属する職員は災害応急対策を実施するものとして、あらかじめ定められた職員は災害対策本部が設置されたとき直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 ・上記以外の職員は災害対策本部が設置されたとき、すみやかに当該職員の勤務場所または所属長からあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮の下に災害応急対策に当たる。ただし、勤務場所に登庁することが困難な場合は登庁可能となるまでの間、最寄りの支部等に登庁する。 ・総務部長は地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
消防機関の措置	消防・水防機関	ア　被害状況等の情報の収集と伝達 イ　消火・救急・救助活動 ウ　地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達 エ　火災予防の広報
	消防団	ア　被害状況等の情報の収集と伝達 イ　消火活動、水防活動及び救助活動 ウ　一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ　地域住民等の避難地への誘導 オ　危険区域からの避難の確認 カ　自主防災組織との連携、指導、支援

2 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
財務省東海財務局 （静岡財務事務所沼津出張所）	ア　被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局	ア　事業所等の被災状況の把握 イ　大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ　応急用食料・物資の支援に関すること ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ　被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	県及び町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ　電気の安定供給に関すること エ　ガスの安定供給に関すること
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　電気の安全確保に関すること ウ　ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	管轄する道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア　施設対策等 (ｱ) 道路施設対策等 (ｲ) 営繕施設対策等 (ｳ) 電気通信施設対策等 イ　初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ　災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ　他機関との協力 オ　広報
国土交通省中部運輸局	・陸上輸送に関すること ア　緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ　県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
国土地理院 中部地方測量部	ア　災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ　地理情報システムの活用を図る。

東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ　異常現象（地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ　必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(2)　指定公共機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア　医療、助産及び遺体処理に関する応急救援 イ　血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ　被災者に対する救援物資の配布 エ　義援金の募集配分 オ　救助に関する協力奉仕者等の連絡調整
日本放送協会	ア　災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社 （東京支社御殿場保全サービスセンター）	ア　交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ　緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ　県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ　地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 （静岡支社御殿場駅）	ア　災害時における応急救護活動 イ　応急復旧用資材等の確保 ウ　危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ　鉄道施設の早期復旧
西日本電信電話株式会社 （沼津支店） 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社(静岡支店)	ア　防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ　被害施設の早期復旧 ウ　災害用伝言ダイヤル１７１、災害伝言板web１７１及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社	ア　地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3)　指定地方公共機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会及び（公）県病院協会を除く） ウ　災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会(東部支部御殿場地区会)	ア　需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ　必要に応じた代替燃料の供給の協力

静岡県道路公社	ア　交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ　緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ　県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ　地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協会(東部支部)	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア　用水の緊急遮断 イ　災害応急復旧の実施 ウ　地震発生時に消防機関が行う消火活動への協
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ　避難所における健康相談に関する協力

(4)　公共的団体

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	医療救護施設等における医療救護活動の連絡調整
御殿場農業協同組合	ア　被災農家に対する融資のあっせん及び共催事業の実施 イ　種苗及び肥料の確保 ウ　被災農家に対する営農指導
小山町商工会	物資の供給、物価の安定への協力
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス(株) ＪＲバス関東株式会社 ＪＲ東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置事項

第２節　情報活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第４節「通信情報計画」に準ずる。）

第３節　広報活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第５節「災害広報計画」に準ずる。）

第４節　緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1　町

緊急輸送対策の基本方針	⑴交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 ⑵ 緊急輸送は町民の生命の安全を確保するための輸送を最優先して、町が行うことを原則とする。 ⑶ 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。
緊急輸送の対象とする人員、物資等	ア　災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ　医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ　食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ　り災者を受け入れるため必要な資機材 オ　公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ　その他町長が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

⑴　陸上輸送体制

区　　分	内　　容
輸送路の確保	・道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 ・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された１次、２次、３次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	・緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。 ・町長は町内において輸送手段の調達ができない場合は、東部方面本部に協力を要請する。 ア　町有車両 イ　自衛隊の車両 ウ　鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送会社等との連絡体制は、「共通対策の巻」による。 エ　運送業者等の車両
集積所及び要員の確保	・町の物資の集積所は別に定める。 ・緊急物資の集積配分務等を円滑に行うため、物資集積場所に町職員を派遣する。

⑵　航空輸送体制

区　　分	内　　容
輸送施設の確保	・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 ・災害対策本部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県に報告する。 ・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア　自衛隊等の航空機 イ　県及び県警察のヘリコプター ウ　他の都道府県等のヘリコプター エ　赤十字飛行隊及び民間の航空機
緊急物資集積場所及び要員の確保	町は集積場所を確保するとともに、必要に応じ連絡調整にあたるため、町職員を派遣する。

⑶　燃料確保対策

・町有車両、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
・町は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。
・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(4) 輸送の調整等

- 町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内　　容
第１順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位	災害応急対策のために必要な輸送

- 「災害救助法」適用に基づく町の実施事項については「共通対策の巻」による。

2 町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内　　容
町	・町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。 ・町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第５節　広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、他の市町村、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

１町の応援活動

(1) 町の応援要請

区　　分	内　　容
知事等に対する応援要請等	町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他応援に関し必要な事項
他の市町長に対する応援要請	・町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 ・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(2) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が町外から必要な応援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第８３条第１項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして知事に対して派遣要請の要求をするものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請

区　分	内　容
要請事項	ア　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ　避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ　道路又は水路の確保の措置 キ　被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ　被災者に対する炊飯及び給水支援 コ　防災要員等の輸送 サ　連絡幹部の派遣 シ　その他町長が必要と認める事項
要請手続	・知事に対する要求は、次の事項について文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等又は口頭をもって行い事後すみやかに文書により要求する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び町内に関わる災害の状況を陸上自衛隊第３４普通科連隊長又は、最寄りの部隊（陸上自衛隊富士学校）に通知し、知事に対してもその旨をすみやかに通知する。 ア　災害の状況及び派遣を要請する理由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項
町長の災害派遣要請の要　求	・町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ア　災害の情況及び派遣を要請する理由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ・また、知事への要求ができない場合は、その旨及び地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊（陸上自衛隊富士学校）通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(2) 自衛隊との連絡

町長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊及び陸上自衛隊富士学校、富士教導団と密接な情報交換を行う。

町長は、陸上自衛隊第34普通科連隊又は富士教導団に連絡班派遣を要請する。

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区　分	内　容
災害派遣部隊の受入れ体制	・町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 ・町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ・町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊の撤収要請	町長は、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経　費　の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として町が負担するものとする。

3 緊急消防援助隊、医療応援班、災害派遣医療チーム(DMAT)、警察（広域緊急救助隊）等の支援

町長は、災害応急対策を実施するため、緊急消防援助隊等の支援の必要があると認めるときは、次の事項を示し、知事に対して派遣要請の要求をするものとする。

応援を必要とする理由、人員、資機材、場所、期間、その他応援に関し必要な事項

4 広域応援部隊の一元的な運用調整

広域応援部隊の適切な運用を図るため、災害対策本部において応援部隊調整ミーティングを実施する。医療関係(医療応援班、災害医療派遣チーム、赤十字)については、医療救護本部で調整を実施する。

第６節 災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、町、自主防災組織並び町民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。

1 消防活動

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	（1）町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 （2）地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 （3）消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内容	
消防署及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びプロパンガス,都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

自主防災組織	・各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。	
町民の活動	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、エルピーガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画の定めるところによる。

区　　分	内　　容
水防管理者及び水防管理団体の活動	・地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、町長又は町長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を御殿場警察署長に通知する。 ・水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 ・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。また、水防のために必要があるときは、御殿場警察署長に対して警察官の出動を要請する。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　期間その他応援に必要な事項

3 人命の救出活動

基本方針	（1）救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。 （2）県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。 （3）県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。 （4）町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 （5）自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 （6）自衛隊の救出活動は「第５節　広域応援活動」の定めるところにより行う。 （7）救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内　　容
町	・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 （1）組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 （2）救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 （3）自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 （4）自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。 （5）救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	要請に基づき救助活動を実施する。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

(1) 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内容	
町	建築物	・町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
町　民	・町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

5 災害危険区域の指定

知事又は町長は、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

区　分	内容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

第７節　避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 基本方針

（1）地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
⑵ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。
⑶ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

・町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第２節　情報活動」に準ずる。
・町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第３節　広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。
・住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための勧告・指示

区　　分	内　　容
勧告・指示の基準	・町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 ・警察官は、町長（権限の委任を受けた職員を含む。）が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア　避難の勧告・指示が出された地域名 イ　避難経路及び避難先 ウ　避難時の服装、携行品 エ　避難行動における注意事項
勧告・指示の伝達方法	町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 警戒区域の設定

区　　分	内　　容
設定の基準	・町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 ・警察官は町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は直ちにその旨を町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。
規制内容実施方法	・町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 ・町長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難方法等

区　　分	内　　容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア　火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ｱ) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (ｲ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ｳ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難地へ避難する。 (ｴ) 避難した住民等は、当該避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て他の指定避難地へ避難する。 イ　山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 その他の地区で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	・要請等により避難地に配置された町職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア　火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ　地震等に関する情報の伝達 ウ　避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ　必要な応急救護 オ　状況に応じ、避難者への帰宅の指示、家族等への引き渡し又は避難所への移動 ・ 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
避難状況の報告	「第４章　地震防災応急対策　第７節　避難活動　１　避難対策」の項の避難状況報告に準ずる。

２ 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、県が作成した「避難所運営マニュアル」を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

区　　分		内　　容
避難生活者		避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所		・山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア　学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ　あらかじめ協定した民間の建築物 ウ　避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。
福祉避難所、２次的避難所	町	・要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。
	県	・大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・この避難所は町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした２次的避難所である。
設置期間		町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

避難所の運営	・町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を設置する。 ・避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、時間の経過に伴うニーズの変化、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難所を自主的に運営し、町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。この際、在宅避難者の確実な把握に努める。 ・町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 ・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ・ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。
その他	・災害救助法に基づく町の実施事項は「共通対策の巻」による。 ・町管理施設の避難所としての利用については、「共通対策の巻」による。

3　帰宅困難者への対応

行楽地での帰宅困難者（観光客）については、当該事業所での対応を基本とする。ＪＲ御殿場線の不通による駅周辺の帰宅困難者については、指定した避難所、ホテル、旅館等に避難させる。

4　広域避難

第４次地震被害想定で示される避難者を町内で収容しきれない場合、町外さらには県外に避難する。

5　他の市町からの避難者受入れ

３連動地震（津波等）により、被災した沿岸市町からの避難者を町指定避難所等に受け入れる。その場合の受入可能な避難者数は、本町の避難者の収容状況により判断する。

第８節　社会秩序を維持する活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第１８節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第９節　交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

1 陸上交通の確保

(1)　自動車運転者のとるべき措置

区　　分	内　　容
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区

	域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。 　なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (ｱ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (ｲ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ　通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(2)　県、県公安委員会、道路管理者等

区　　分	内　　容	
情報の収集	町は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、県、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。	
陸上交通確保の基本方針	・御殿場警察署は、緊急交通を確保するため、区域または道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 ・御殿場警察署及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。	
交通規制の実施	初動の措置	・警察官は、震災が発生し又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。 ・御殿場警察署は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
	緊急輸送路等の確保	・知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第１次、第２次、第３次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。
	交通規制実施後の広報	御殿場警察署は、交通規制を実施した場合、県警察本部、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
道路交通確保の措置	道路交通確保の実施体制	道路管理者及び御殿場警察署は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
	道路施設の復旧	道路管理者は、小山町建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
	交通安全施設の復旧	御殿場警察署は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

	警察官の措置命令等	ア　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ　アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ　ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第２項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ　ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ　道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
	除去障害物の処分	・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等	・緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第１項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。 ・緊急通行車両の確認事務手続き ア　確認事務処理、受付、手続等は別に定める イ　確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。 ウ　警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第２項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。	
鉄道確保の措置	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。	

第１０節　地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について町、自主防災組織、町民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

緊急物資の確保計画量	町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努め、町の防災倉庫に計画的に備蓄する。 大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

実施主体	内　　容
町	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 ・緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。 ア　調達又はあっせんを必要とする理由 イ　必要な緊急物資の品目及び数量 ウ　引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ　連絡課及び連絡責任者 オ　荷役作業員の派遣の必要の有無 カ　経費負担区分 キ　その他参考となる事項 ・緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
町民及び 自主防災組織	・緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。 ・自主防災組織は町が行う緊急物資の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 給水活動

実施主体	内　　容
町	・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 ・町長は、町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア　給水を必要とする人員 イ　給水を必要とする期間及び給水量 ウ　給水する場所 エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ　給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約８日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は１人１日20ﾘｯﾄﾙを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
町民及び 自主防災組織	・地震発生後７日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後４日目から７日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 燃料の確保

実施主体	内　　容
町	・町は炊き出しに必要なＬＰガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・町長は、炊き出しに必要とするＬＰガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア　必要なＬＰガスの量 イ　必要な器具の種類及び個数 ・ガソリン等の燃料の確保と供給の優先順位を定めておく。
町民及び 自主防災組織	地域内のＬＰガス販売業者等の協力を得て、使用可能なＬＰガス、及び器具等を確保するものとする。

4 医療救護活動

(1) 基本方針

ア　町は、町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、又あらかじめ指定した救護病院に中等傷患者及び重傷患者の処置及び受入れを行う。なお有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
イ　県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、町独自で対応できない事態に対応する。
ウ　県は、県内で治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地以外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地以外からのDMAT（災害派遣医療チーム）等医療チーム（救護班）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）受け入れによる治療を実施する。
エ　県は、災害拠点病院及び町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄のヘリポートから重症患者の広域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により町が行う。
オ　町及び県は、東海地震と相模トラフ沿いの地震の危険度の試算を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
カ　医救護活動の実施に当っては、必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
キ　町及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、医療班の派遣等を行うものとする。
ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護本部、救護所及び救護病院

区　分		内　容
医療救護本部	設置	町は、地震による災害が発生したとき、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を置く。
	活動	ア　医療救護施設の開閉 イ　医療救護施設及び災害対策本部との連絡調整 ウ　医療救護施設の医師等や医薬品等の確保 エ　医療救護活動記録の取りまとめ及び報告 オ　その他必要な事項
救護所	設置	町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ　軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ　中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配 エ　死亡の確認及び遺体の搬送の手配 オ　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告 カ　その他必要な事項
救護病院	設置	町は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ　重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ　重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬の手配 エ　死亡の確認及び遺体の搬送の手配 オ　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告 カ　その他必要な事項

(3) 県、町、町民及び自主防災組織

実施主体	内　容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき、次の措置を講ずる。 ・知事は、市町から救護班の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。 ・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。 ・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 ・被害の状況の推移に応じて、教護病院で医療救護ができないときは、あいま置換の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受け入れのための必要な措置を講ずる。

	・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
町	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 ア　必要な救護班数 イ　救護班の派遣場所 ウ　その他必要事項 ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
町民及び 自主防災組織	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 し尿処理

基 本 方 針	し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。

実施主体	内　　容
町	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
広域行政組合	・速やかにし尿処理施設の応急復旧に努める。
町民及び 自主防災組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

6 廃棄物（生活系）処理

基 本 方 針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及びマニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）の作成に努め、円滑な処理の実施を図る。

実施主体	内　　容
町	・被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
広域行政組合	・速やかにごみ処理施設の応急復旧に努める。
自主防災組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
町民	・ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

7 災害廃棄物処理

基本方針	応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物をマニュアル（がれき・残骸物処理マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

実施主体	内容	
町	災害廃棄物処理対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア　家屋の倒壊に伴う解体件数 イ　ごみ処理施設等の被災状況 ウ　産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ　災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ　仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した町がれき・残骸物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企　業	・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
町　民	・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。	

8 防疫活動

実施主体	内容
町	・知事の指示により必要な防疫活動を行う。 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この項において「法」という。）第３１条に基づき、生活用水の供給を制限又は禁止する措置が講じられた場合、町民に対し生活用水の供給を行う。 ・防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。 ・厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 ・県（御殿場健康保健センター）と協力し町は、次の措置をとる。 ア　法第１７条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症の蔓延防止を図る。 イ　感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第１５条に基づく調査を実施する。
町民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

○　地震の被災地においては、食品加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

9 遺体の捜索及び処理

基本方針	（1）当該地域内の遺体の捜索及び処理は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の捜索及び処理に協力する。 （2）町は、遺体の処理を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。 （3）町は、大規模な遺体収容施設を設置する必要が生じた場合は、県に要請する。 （4）町は、県が作成する遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく。 （5）遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

実施主体	内容		
町	遺体の捜索		町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置	町は、地震災害が発生し、遺体処理の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア　警察の協力を得て遺体処理を行う。 イ　遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ　被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ　関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ　遺体の搬送及び処理に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処理		町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処理（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬		大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	県への要請		町長は、遺体の捜索、処理、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア　捜索、処理、火葬に必要な職員数 イ　捜索が必要な地域 ウ　火葬施設の使用可否 エ　必要な輸送車両の台数 オ　遺体処理に必要な器材、資材の数量 カ　広域火葬の応援が必要な遺体数
町民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。		

10 応急住宅の確保

基本方針	避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

区分	内容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の建設及び管理運営	・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。
応急住宅の入居者の認定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

<table>
<tr><td>町営住宅等の
一 時 入 居</td><td>町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</td></tr>
<tr><td>応急住宅の管理</td><td>・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</td></tr>
<tr><td>住宅の応急修理</td><td>建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</td></tr>
<tr><td>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</td><td>・町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。
<table>
<tr><td>応急仮設住宅の場合</td><td>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）
② 設置を必要とする住宅の戸数
③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項</td></tr>
<tr><td>住宅応急修理の場合</td><td>① 被害世帯数（半焼、半壊）
② 修理を必要とする住宅の戸数
③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項</td></tr>
</table>
・町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</td></tr>
<tr><td>住居等に流入した土石等障害物の 除 去</td><td>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。
ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
イ 除去に必要な人員
ウ 除去に必要な期間
エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
オ 除去した障害物の集積場所の有無</td></tr>
</table>

１１ ボランティア活動への支援

基本方針	応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

実施主体	内 容	
町	町災害ボランティア本部の設置、運用	・町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う町災害ボランティア本部を設置する。 ・町災害ボランティア本部は、社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。
	ボランティア活動拠点の設置	・町は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 ・町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
	ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第１１節　学校における災害応急対策及び応急教育

幼稚園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

１ 基本方針

⑴ 町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。
⑵ また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。
⑶ 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や家族等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
⑷ 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

２ 計画の作成

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>災害応急対策</td><td>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
・計画に定める項目は、次のとおりとする。
ア　学校の防災組織と教職員の任務
イ　教職員動員計画
ウ　情報連絡活動
エ　生徒等の安全確保のための措置
オ　その他、「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</td></tr>
<tr><td>応急教育</td><td>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。
<table>
<tr><td>被害状況の把握</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td></tr>
<tr><td>施設・設備の確保</td><td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
・被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。</td></tr>
<tr><td>教育再開の決定・連絡</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び家族等に連絡する。
・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td></tr>
<tr><td>教育環境の整備</td><td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td></tr>
<tr><td>給食業務の再開</td><td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

応急教育	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。
	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、ＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、家族等、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

第１２節　被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

１ 基本方針

⑴　町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
⑵　各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合、町長は応援要員の派遣を知事に要請する。
⑶　町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、御殿場健康福祉センターはこれに協力する。
⑷　生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

２ 実施事項

区　　分	内　　容			
町又は県が実施する事項	・り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん ・生活困窮者に対する生活保護の緊急適用			
町が民間の協力を得て実施する事項	り災者に対する生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）	
		相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談	
		協力機関	県、社会福祉協議会（町、県）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関	
	り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（御殿場健康福祉センター）	
		協力機関	待ち、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
		貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令(昭和５６年法律第７９号)」第７条に規定する額	
	り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児　童	町、県
			18歳以上	町
		協力機関	児　童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
			18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
		対　象	り災身体障害児者	
		交付等の内容	・災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 ・り災身体障害児者の更生相談	

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="4">義援金の募集及び配分</td><td>実施機関</td><td>町、県</td></tr>
<tr><td>協力機関</td><td>教育委員会（町、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（町、県）、報道機関、その他関係機関</td></tr>
<tr><td>募集方法</td><td>災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。</td></tr>
<tr><td>配分方法</td><td>関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">義援品の受入れ</td><td>実施機関</td><td>町、県</td></tr>
<tr><td>協力機関</td><td>報道機関、その他関係機関</td></tr>
<tr><td>受入方法</td><td>被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。</td></tr>
<tr><td>民間団体等が他の協力を得て実施する事項</td><td colspan="3">り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
<table><tr><td>実施機関</td><td>社会福祉協議会（町、県）</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>町、県、民生委員・児童委員</td></tr><tr><td>貸 付 額</td><td>「生活福祉資金貸付制度要綱」第５に規定する額</td></tr></table></td></tr>
</table>

第１３節　町有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設･設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

１ 町防災行政無線

区　　分	内　　容
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は屋外子局に障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。また、遠隔制御器には、発電機電源を接続し、通信体制の万全を図る。
町防災行政無線	⑴ 基地局の機能確保 基地局施設の作動状況を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講じ、移動局との通信を確保する。 ⑵ 試験通話 別に定める防災行政無線運営要領に従って、基地局及び各移動局について試験通話を行い、無線通信体制の円滑化を図るものとする。 ⑶ 県防災行政無線 町に設置してある県防災行政無線の端末機（ファクシミリを含む。）についても作動状況を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に支障がある場合は、災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。

２ 公共施設等

区　　分	内　　容	
道　　路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、２次災害の防止	御殿場警察署及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

河　　川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、２次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ２次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、２次災害の防止	２次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	２次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
ため池及び用水路	被害状況の把握	ため池、用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本部（本庁）、支部（支所等）及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施　　設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給及び工業用水道施設	・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	

３ コンピュータ

（1）コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

（2）コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第１４節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策

町民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区　　分	内　　容
水道	ア　災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ　配管の仮設等による応急給水に努める。 エ　医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ　電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ　電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ　水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。

ガス 一般社団法人静岡県ＬＰガス協会東部支部御殿場地区会		ア　ＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 イ　ＬＰガスの施設の安全点検を実施する。 ウ　避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 エ　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通信	西日本電信電話株式会社静岡支店	ア　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ｱ)　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (ｲ)　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル１７１、災害伝言板web１７１を提供する。 (ｳ)　防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ　通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社ＮＴＴドコモ東海支社静岡支店	ア　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ｱ)　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (ｲ)　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言板」、「災害用音声お届け」サービスを提供する。 ウ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ　通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送（日本放送協会、民間放送会社）		ア　放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ　応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ　臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融		ア　被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ　災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ　財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ｱ)　必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (ｲ)　預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ｳ)　被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道		ア　不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ　早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道路		ア　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ　道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ　道路管理者は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、御殿場警察署に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第１５節　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前２節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

１　各施設・事業所に共通の事項

○　各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア　災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ　防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2　各施設・事業所の計画において定める個別の事項

〇各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事業所	計画において定める個別の事項
病院、診療所、スーパー等	ア　患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ　地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ　病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
水道、電気及びガス事業	水　道：水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。 電　気：火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。 ガ　ス：火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

第６章　復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災　害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第１節　防災関係機関の活動

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

１ 町

区　　分	内　　容	
町震災復興本部	設　　置	町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。
	町災害対策本部との併設	町復興本部は町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア　町震災復興計画の策定 イ　震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ　県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ　静岡県震災復興基金への協力 オ　相談窓口等の運営 カ　民心安定上必要な広報 キ　その他の震災復興対策
町災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	・町復興本部が設置された場合、必要に応じ、町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 ・招集される町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・町防災会議は、町復興本部との調整を図るものとする。	

２ 静岡県警察（御殿場警察署）

社会秩序を維持する活動	第４章第８節及び、第５章第８節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第５章第９節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

３ 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機　関　名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省東海総合通信局	ア　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ　災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア　被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局	ア　復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ　労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）ア 災害による離職状況の把握
農林水産省関東農政局	ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ　応急用食料・物資の支援に関すること ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ　被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	町及び県からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ　中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ　生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ　電気の安定供給に関すること オ　ガスの安定供給に関すること
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　電気の安全確保に関すること ウ　ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	ア　管轄する基盤施設（道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ　復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	・陸上輸送に関すること ア　緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ　県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
国土地理院 中部地方測量部	ア　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ　地理情報システムの活用を図る。 ウ　位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

(2) 指定公共機関

機　関　名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社	ア　被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ　被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める

日本赤十字社静岡県支部	ア　義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加 イ　協力奉仕者及び関係団体との連絡調整 ウ　他支部への協力の要請
日本放送協会 （静岡放送局東部報道室）	ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 （東京支社御殿場保全･サービスセンター）	ア　管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、町及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 （静岡支社御殿場駅）	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
西日本電信電話株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社	ア　施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、町及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本通運株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア　変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機　関　名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社 （御殿場瓦斯株式会社）	ア　ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会東部支部御殿場地区会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

土地改良区	ア　管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ　復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士会	ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ　避難所における健康相談に関する協力

第２節　激甚災害の指定

（共通対策の巻　第４章 復旧・復興対策　第2節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第３節　震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

区　　分	内　　容
計画策定の体制	町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第４節　復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

１ 予算の編成

区　　分	内　　容
基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア　復旧・復興事業 イ　震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ　その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

２　復興財源の確保

区　　分	内　　容
基本方針	（１）災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 （２）復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア　災害復旧事業債 イ　歳入欠かん等債 ウ　その他

第５節　震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

１　震災復興基金の設立への協力

○　町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
○　町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第６節　復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

１　復旧計画の策定

基本方針	（１）被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 （２）そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

実施主体	内容	
町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

２ 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

実施主体	内容	
町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第７節　都市・農村の復興

被災した町の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

１ 都市・農村復興計画の策定

基本方針	（１）被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 （２）このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農村復興計画を策定する。
実施事項	都市・農村の復興方針を定めた都市・農村復興計画を策定する。

２ 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
被害状況の把握	市町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。 都市復興基本計画の策定は、小山町都市復興マニュアルによる。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

３　農村の復興（主に都市計画区域外）

基本方針	都市計画区域内外の農村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。
被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進・地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第８節　被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

１ 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
地震保険の推進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

２ 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

３ 被災者の経済的再建支援

（共通対策の巻　第４章 復旧・復興対策　第３節 被災者の生活再建支援「２ 被災者の援護」に準ずる。）

４ 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	（1）高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 （2）生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア　要配慮者の被災状況及び生活実態 イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・ＰＲ

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、「広報ごてんば」などを活用し、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
生活再建支援策の広報・PR	町だより等を活用し、震災関連情報の広報・ＰＲを行う。

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

実施主体	内容	
県警察（御殿場警察署）	・災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。 ・県及び町の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。	
町	相談窓口等の開設	・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 ・相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第９節　　地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

１ 産業復興計画の策定

基　本　方　針	経済復興を迅速に行うため、待ちと民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
実　施　事　項	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

２ 中小企業を対象とした支援

基　本　方　針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

３ 農林業者を対象とした支援

基　本　方　針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

４ 地域全体に影響を及ぼす支援

基　本　方　針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

第７章　津波対策

小山町の区域において津波の影響を受けることはないが、町民が沼津市や伊豆半島の市町に滞在する機会も多く、津波に遭遇し被害を受けることも想定されることから、沿岸地域の市町の津波からの避難対策の措置事項や住民や行楽客が実施すべき自衛措置を記述する。

第１節　予想される災害

１　予想される災害

○　本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード８クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード８クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード８．２）や相模トラフ沿いの最大クラスの地震（マグニチュード８．７）クラスの地震がある。

○　また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード９クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード８．１程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

○　この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

○　津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

２　遠地津波

○　チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概　　要	・遠地津波は、沿岸から600km以上離れた場所を震源とする地震により生じた津波である。 ・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 ・過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 ・遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第１波が到達する。
特 徴 等	・津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。 ・遠地津波の周期は、波源域が大きいことから40～60分と近地津波の10～20分間に比べて長く、津波の継続時間も長い。そのため、チリ沖地震では津波が１日続き、インドネシアの地震では６～８時間継続したことがある。 ・遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第１波のかなり後に襲来することがあり、第３波や第４波が最大波となることがある。 ・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第２節　津波情報

１　津波情報等の種類

(1)　津波警報、注意報、予報

○気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

○津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

○地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア　津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ＜高さ	１０ｍ超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除するまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≦10m	１０ｍ		
		3m＜高さ≦3m	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	1m＜高さ≦3m	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さの高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	１ｍ	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磁釣りは危険なので行われない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

（注）１．津波による災害のおそれがなくなったと認める場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

２．「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項

○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

○津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

○津波による災害のおそれがなくなったと認める場合、津波警報解除等の解除を行う。このうち、津波の観測状況により、津波がさらに高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波予報の内容

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第３節　避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

１　避難対策

基本方針	津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。

(1)　津波からの避難対策

沿岸地域の市町においては、津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとるものとする。

区　　分	内　　容
津波注意報が発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難の勧告又は指示については、「35-1　避難対策」の「2　避難のための勧告及び指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難の勧告又は指示の伝達に努める。
津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
震度６弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度４程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	ア　海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少くとも３０分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 イ　報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも１時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ウ　避難の勧告、指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第１波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

(2) 住民等が実施する自衛措置

○住民等は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の勧告又は指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

第８章　原子力災害対策

本町は、浜岡原子力発電所から東へ約１２０㎞離隔しており、「緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね30㎞）の外に位置しているが、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（ＰＰＡ）に位置する可能性は否定できない。

このため、ＵＰＺ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸引による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。したがって、プルーム通過時の防護措置を講ずる必要があることから以下に必要な事項を記述する。

第１節　想定する災害

防災対策を重点的に充実すべき地域（ＥＰＺ：浜岡原子力発電所から半径10㎞以内の範囲）における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、次のとおりである。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁により発電所からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。

したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮する。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第２節　連絡体制の確保及び情報の収集

○　町は、原子力災害が発生した場合、県との連絡体制を確保し必要な情報を収集する。
○　町は、県の警戒事態の環境放射線モニタリングの観測結果及び緊急時のモニタリング結果を収集する。

第３節　医療及び防護資機材等の整備

１　医療活動用資機材等の整備

町は、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

２　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1)　町は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第４節　屋内退避、避難収容等の防護措置

１　屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施

(1)　町は、原子力緊急事態宣言が発せら県から防護措置の準備の協力要請及び必要に応じて、屋内退避を行う可能性があることの注意喚起を受けた場合、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

(2)　町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町と収容施設の供与及びそ

の他の災害救助の実施について調整するものとする。
屋内退避及び避難等に関する指標は、次表のとおりとする。

ＯＩＬ※１、２と防護措置

基準の概要	初期設定値※	防護措置の概要
ＯＩＬ１ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１m で計測した場合の空間放射線量率※）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ２ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１m で計測した場合の空間放射線量率※）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。

・ＯＩＬ
空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル
・初期設定値
緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬ の初期設定値は改定される。
・空間放射線量率
本値は地上１mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

（注）１ 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
２ 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

２ 要配慮者への配慮

町は、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

第５節 住民等への的確な情報伝達活動

１ 住民等への情報伝達活動

(1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 町は、住民等への情報提供に当たっては、県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、県や関係市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

2 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、関係市等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

第６節 被災住民への避難所の提供等

1 被災住民への避難所等の提供

(1) 町は、県内の原子力災害発生時においては、県からの要請に基づき、町に被害等がなく受け入れが可能な場合に、被災住民への避難所の提供などを行う。

この際、町の学校教育や行政サービスとの節調を図り、避難所等を提供する。

(2) 町は、相手先市町の要請に基づき、避難所生活における必要な物品などを提供する。

2 被災住民への一時集結地の提供

町は、県内の原子力災害発生時においては、県からの要請に基づき、被災住民のための一時集結地の提供を行う。

この際、一時集結地として生涯学習センターを計画する。

風水害対策の巻

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　過去の顕著な災害	1
第2節　予想される災害と地域	1
1　風水害	1
2　土石流・地すべり・がけ崩れ	1

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	2
第1節　河川災害予防計画	2
1　本町河川の特徴	2
2　浸水想定区域の指定に伴う実施事項	2
第2節　道路・橋りょう災害防除計画	2
第3節　土砂災害防除計画	2
1　本町の土砂災害対策	2
2　砂防事業	2
3　急傾斜地崩壊対策事業	3
4　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	3
5　土砂災害防止法の施行	3
6　その他のソフト対策	4
第4節　治山災害防除計画	4
1　治山事業	4
2　山地災害危険地対策	4
3　総合的な山地災害対策	4
第5節　林道災害防除計画	4
第6節　農地災害防除計画	4
1　ため池等整備事業	5
2　農地保全事業	5

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	6

第１章　総　　則

この計画は、「災害対策基本法」第４２条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策の巻」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策の巻」第４章復旧・復興対策によるものとする。

章	記　載　内　容
第１章　総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画
第３章　災害応急対策計画	町災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、町の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第１節　過去の顕著な災害

小山町域における過去の顕著な災害は、「資料の巻」の２－１小山町域における主な災害参照

第２節　予想される災害と地域

１ 風水害

○ 町内の主要河川は、演習場内調節池の整備等を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、土砂災害の発生リスクが高まっている。

○ しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

○ 季節的には４～５月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。６～７月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また８～１０月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

２ 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で土石流危険渓流が４７箇所、急傾斜地崩壊危険区域５７箇所が指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻（2-2）「土砂災害・水害関係危険個所」参照）

第２章　　災 害 予 防 計 画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第１節　河川災害予防計画

１ 本町河川の特徴

○ 本町は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、すべての河川が相模湾に流れ込む鮎沢川水系である。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増加している。

○ 上記が本町河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

２ 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

本町の河川は、現在、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下、総称して「浸水想定区域」という。）に指定されてはいないが、指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

第２節　道路・橋りょう災害防除計画

町内の町道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第３節　土砂災害防除計画

１ 本町の土砂災害対策

○ 本町は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が多数存在している。

○ 土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

２ 砂防事業

○ 土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事　　業　　名	内　　容
砂防事業	砂防えん堤、渓流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

○ 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事　　業　　名	内　　容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区　　分	内　　容
土砂災害警戒情報の提供と活用	・町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。（資料３－６「避難判断基準（風水害）」） ・町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位を事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 ・町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 ・資料３－５「避難情報」

5 土砂災害防止法の施行

区　　分	内　　容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	・県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	・町は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
土砂災害警戒区域における措置	・町は、土砂災害防止法に基づき、次の事項を土砂災害警戒区域の住民への周知に努めるものとする。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・町防災会議は、町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとし、資料の巻２－２　土砂災害・水害関係危険箇所に記載する。

要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 　また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
住民への周知	・町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、ハザードマップを配布し、住民への周知に努める。
避難勧告等の解除	・町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

６ その他のソフト対策

区　　分	内　　容
土砂災害危険箇所の周知	・土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害ハザードマップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・町と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第４節　治山災害防除計画

１ 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

２ 山地災害危険地対策

○ 地形･地質･植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

３ 総合的な山地災害対策

○ 毎年度、６月１日～１５日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

○ 山地災害危険地区の情報を町民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第５節　林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第６節　農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。

2 農地保全事業

○ この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。

○ これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的とする。

本町の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については「小山町水防計画書」に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策の巻　第３章　災害応急対策計画」による。

火山災害対策の巻

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　想定	1
1　想定火口範囲	2
2　予想される火山現象とその危険性	2
3　火山災害警戒地域の指定	3
第2節　気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	3
1　噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	3
2　その他の火山現象に関する警報、予報	5
3　火山現象に関する情報等	5
第3節　避難計画	6
1　火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	6
2　避難対象となる範囲	9
3　段階的な避難	10
4　広域避難者の受入れに係る基本事項	11
5　広域避難路の指定	12

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画（平常時対策）	13
第1節　関係する機関と実施すべき事項（平常時）	13
第2節　情報連絡体制の整備	15
1　異常現象の通報体制	15
2　協議会内の情報伝達体制	16
3　避難に係る情報伝達体制	17
第3節　町の避難計画	17
第4節　避難促進施設	17
1　避難促進施設の指定	17
2　避難促進施設の名称及び所在地等	17
第5節　予防教育及び研修・訓練の実施	18
1　啓発活動	18
2　防災訓練	18

発　　災　　後	頁
第3章　災害応急対策計画	19
第1節　噴火警報・噴火予報の伝達	19
第2節　避難勧告等の基準	20
1　避難の勧告及び避難指示（緊急）の発令	20
2　警戒区域の設定	20
3　入山規制	21
4　住民等の避難	21
5　救出救助	21
6　一時帰宅の実施	22
第3節　町の体制	22
1　配備体制	22
2　火山活動シナリオと防災対応	22
3　災害対策本部の設置	22
4　合同会議の開催	22
5　協議会（または合同会議）との調整	22
第4節　交通の規制	23
1　一般道路の交通規制	23
2　高速道路の交通規制	23
3　鉄道の運行規制	24
第5節　避難者の輸送	25
第6節　広域避難路の除灰等	25
1　除灰等に係る対応	25
第7節　社会秩序維持活動	26
第8節　被害拡大防止対策	26
1　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、町	26
2　降灰があった地域の住民及び事業者	27
第9節　継続災害対応計画	27
第4章　災害復旧計画	28
第1節　復旧	28
1　復旧対策	28
2　被災者等へのフォロー	28
3　対応の評価と対応マニュアルの見直し等	28

富士山の火山防災計画
第１章　総　　則

この計画は、小山町地域防災計画共通の巻の規定に基づき、噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山が噴火した場合に、町民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

町は、富士山の噴火に備えるため、県が山梨県や神奈川県とともに平成 24 年６月に設置した、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」の構成市町村として広域避難対策などを検討してきた。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年３月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置し、引き続き構成市町村となった。

富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画（平成 27 年３月)」（以下、「広域避難計画」という。）に基づき、作成した「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成 27 年 3 月)」（以下、小山町避難計画という。）により実施する。関係機関は、小山町避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

本計画に定めのない事項については、共通対策の巻の各計画及び小山町避難計画に基づき実施する。

第１節　想　定

小山町避難計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年６月、同委員会）で示されたハザードマップを基本とし、融雪型火山泥流、降灰及び小さな噴石については、新たに実施されたシミュレーションの結果を踏まえて設定する。

この計画の対象とする火山現象は、次の火山現象とする。

表1　本計画で対象とする火山現象

区分	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
富士山ハザードマップ検討委員会	約 3,200 年前以降複数の実績があり、発生頻度が高い現象［火山防災マップが作成済みの現象］ **①火口形成** **②火砕流（火砕サージ）** **③大きな噴石** **④溶岩流** **⑤融雪型火山泥流** **⑥降灰** **⑦降灰後土石流**	**対象とする**
	それ以外の現象 ［災害実績図のみ作成済みの現象］ ・岩屑なだれ（山体崩壊） ［文章による記述のみの現象］ ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震（地殻変動） ・洪水氾濫 ・津波	対象外
その他	富士山ハザードマップ検討委員会で検討されていないが、避難を検討すべき現象［シミュレーションが実施済みの現象］ **⑧小さな噴石**	**対象とする**

1　想定火口範囲

⑴ 約３，２００年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺１㎞の範囲を噴火する可能性のある領域とする。

⑵ 火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。

2　予想される火山現象とその危険性

現　象	危　険　性　等
噴　石 大きな噴石 小さな噴石	⑴　噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち、比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区分している。 ⑵　大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径２km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 ⑶　噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 ⑷　噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 ⑸　1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・ 火砕サージ	⑴　火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 ⑵　火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より１km程度外側に到達することが想定される。 ⑶　高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 ⑷　火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100㎞以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	⑴　1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 ⑵　噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 ⑶　溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 ⑷　溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 ⑸　溶岩流の流下速度が時速３km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げることが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から３時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。
融雪型 火山泥流	⑴　積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 ⑵　水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の２階以上へ退避すれば安全を確保できる。 ⑶　融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空　振	⑴　噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降　灰	⑴　細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 ⑵　火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 ⑶　ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 ⑷　屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 ⑸　堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。

降灰後土石流	⑴　斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 ⑵　降灰堆積厚10cm以上となった渓流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 ⑶　速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・地殻変動	⑴　火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 ⑵　火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度５から６弱程度の強い揺れになるおそれがある。 ⑶　地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	⑴　マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 ⑵　富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	⑴　火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や渓流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 ⑵　噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	⑴　強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 ⑵　富士山では約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去１万年に２回程度と極めて少ない。 ⑶　岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 ⑷　山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	⑴　熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 ⑵　溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 ⑶　水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
雪泥流	⑴　積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代（ゆきしろ）などとも呼ばれる。 ⑵　中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

3　火山災害警戒地域の指定

町は、活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された。

指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町

第２節　気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1　噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル１は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル２は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル２の発表はしないこととしている。よって、火山活動現象が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル３が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル４またはレベル５が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル２が発表される。

表２　富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 16 日～1 月 1 日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865 年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約 8km まで到達 延暦噴火（800～802 年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約 13km まで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 15 日昼～16 日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 14 日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月３日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】　該当する記録なし
噴火予報	火口内等	１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 （深部低周波地震の多発等も含む）

注１）　ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注２）　ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、２～７億㎥を大規模噴火、２千万～２億㎥を中規模噴火、２百万～２千万㎥を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
注３）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）で示された範囲を指す。
注４）噴火警報（噴火警戒レベル４（避難準備）、噴火警戒レベル５（避難））は、特別警報に位置付けられる。

2　その他の火山現象に関する予報

名称	種類	基準と内容	発表時期
降灰予報	降灰予報（定時）	・噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ・18 時間先（3 時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火発生に関わらず、定期的 3 時間ごと）に発表
	降灰予報（速報）	・噴火が発生した火山に対して、速やかに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 ・噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火発生後、5～10 分程度で速やかに発表
	降灰予報（詳細）	・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表 ・降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村 明示して提供	噴火発生後、20～30 分程度で発表

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少	0.1mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3　火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等周知するために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内　　容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）	噴火が発生した場合に直ちに発表（火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山が対象）
噴火に関する火山観測報	主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表
週間火山概況	過去１週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図(6，12，18 時間先までの予測)も合せて発表させる。	責任領域内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

第３節　避難計画

１　火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図１から図５に示す。

なお、各火山現象の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

図１<想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

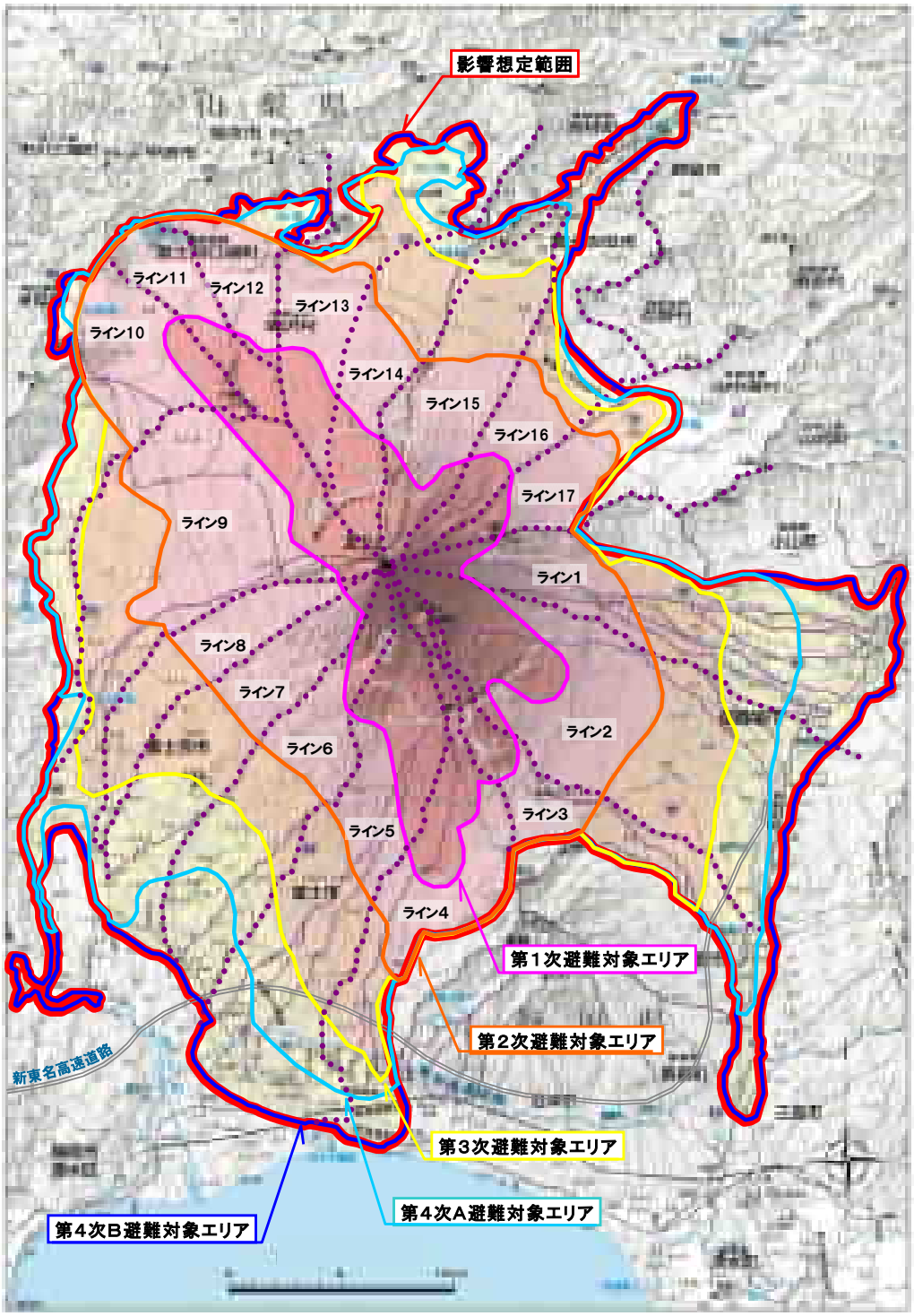

図２　＜降灰の影響想定範囲＞

図３＜小さな噴石の影響想定範囲＞

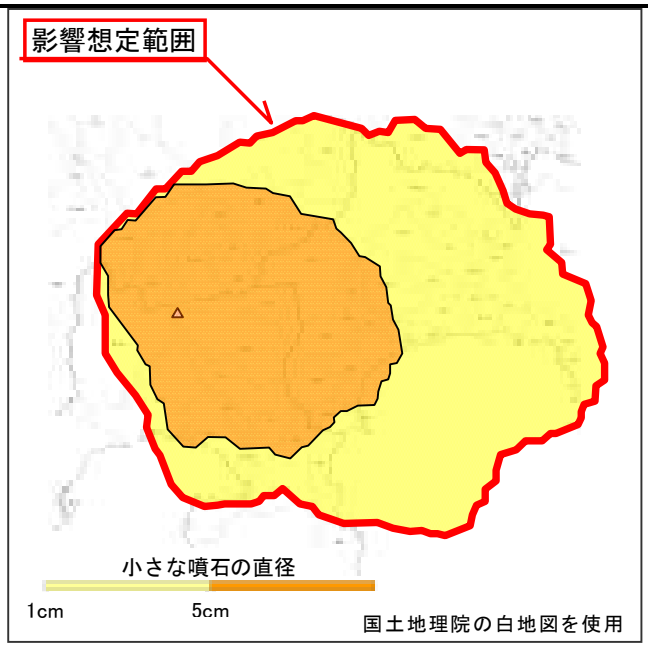

※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（２週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成

図４＜融雪型火山泥流の影響想定範囲＞

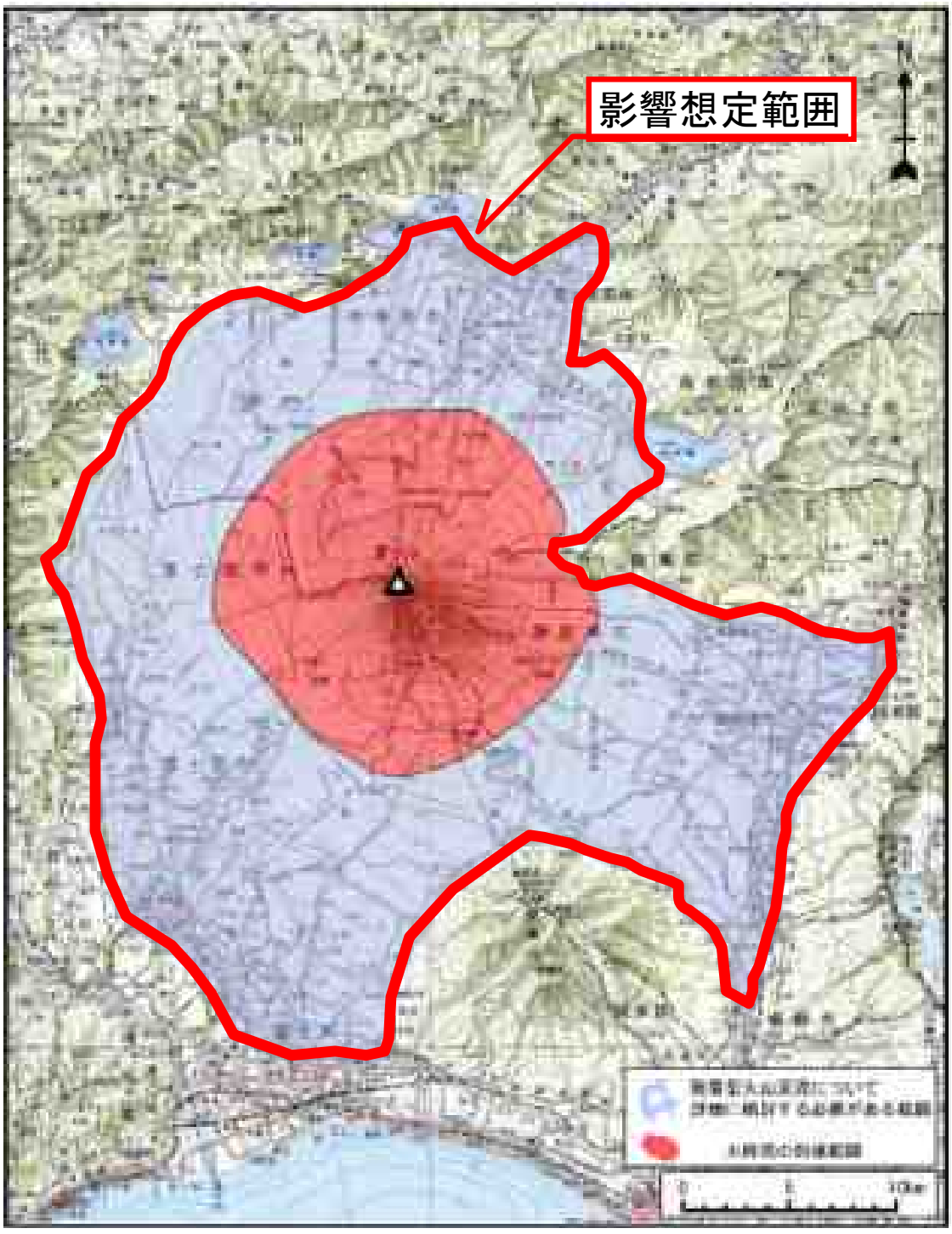

図５＜降灰後土石流の影響想定範囲＞

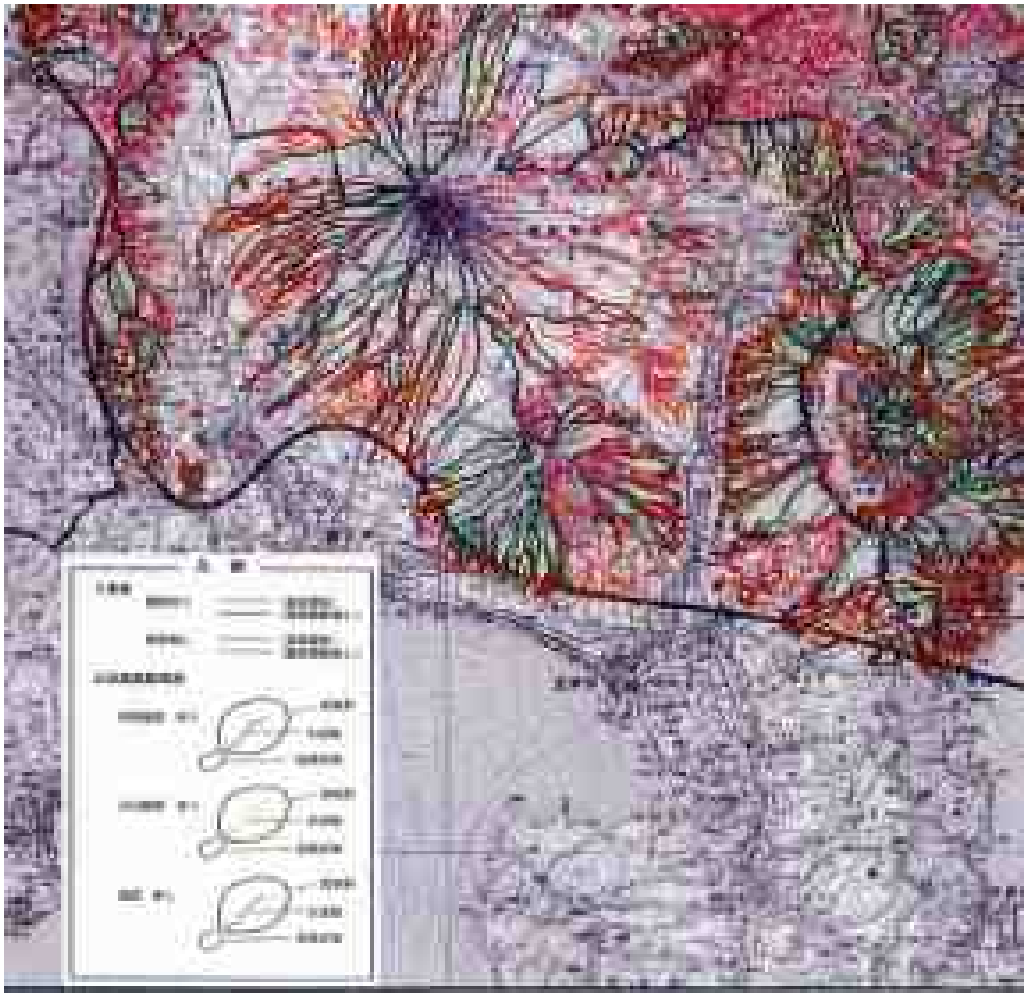

２　避難対象となる範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象		説　　明
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
		第１次避難対象エリア	想定火口範囲
		第２次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3 時間以内)到達範囲
		第３次避難対象エリア	溶岩流(3 時間―24 時間以内)到達範囲
		第４次Ａ避難対象エリア	溶岩流(24 時間―７日間)到達範囲
		第４次Ｂ避難対象エリア	溶岩流(７日間―約 40 日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 （シミュレーション結果により流下が想定される部分）
降灰	影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深２ｃｍ以上）
		避難対象エリア	降灰堆積深が３０ｃｍ以上になると想定される範囲※1、2、3
		屋内避難対象エリア	降灰堆積深が３０ｃｍ未満と想定される範囲　※２
小さな噴石	影響想定範囲		１ｃｍ以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害警戒区域

※１　避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
※２　気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。
　また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
※３　降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。
　噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

３　段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

（1）　噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型火山泥流	降　灰		小さな噴石	降灰後土石流
		火砕流、大きな噴石 火口形成									
		第１次避難対象エリア	第２次避難対象エリア	第３次避難対象エリア	第４次Ａ避難対象エリア	第４次Ｂ避難対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
噴火前	３	避難準備・避難 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	４	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	準備 避難 入山規制 【全方位】	降灰前避難 避難 準備	— （降灰前避難）	—	—
	５	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難	避難 準備	—	—
噴火開始直後		避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 準備	屋内 退避 準備	屋内 退避 準備	—

（2）　噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流						降　灰		小さな噴石	降灰後土石流
	第１次避難対象エリア	第２次避難対象エリア	第３次避難対象エリア	第４次Ａ避難対象エリア	第４次Ｂ避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の避難対象エリア
現象の発生	溶岩流の流下の場合			※Ａ	※Ａ	※Ｂ	火山灰の降下の場合		降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難	屋内退避	屋内退避	避難準備／避難（降雨により）

＊Ａ：第４次Ａ避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合
＊Ｂ：第４次Ｂ避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

４　広域避難者の受入れに係る基本事項

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては町外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町を決定し、次に受入市町が町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、避難実施市町から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図６）。詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。

なお、広域避難者は県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

図６　広域避難の受入調整フロー図

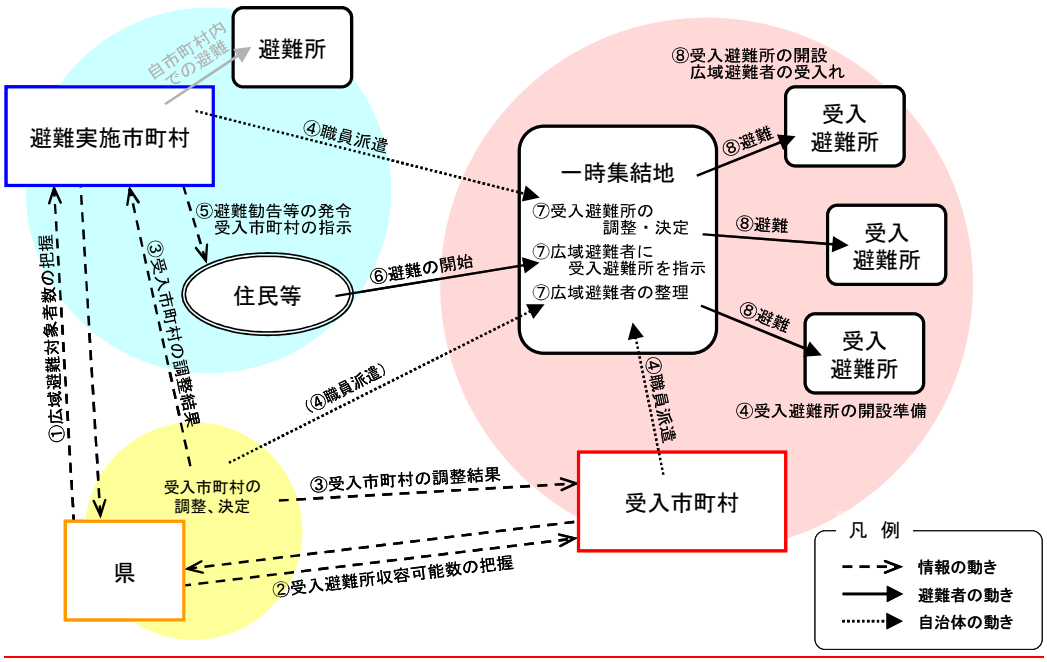

５　広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図７）。

図７　広域避難路

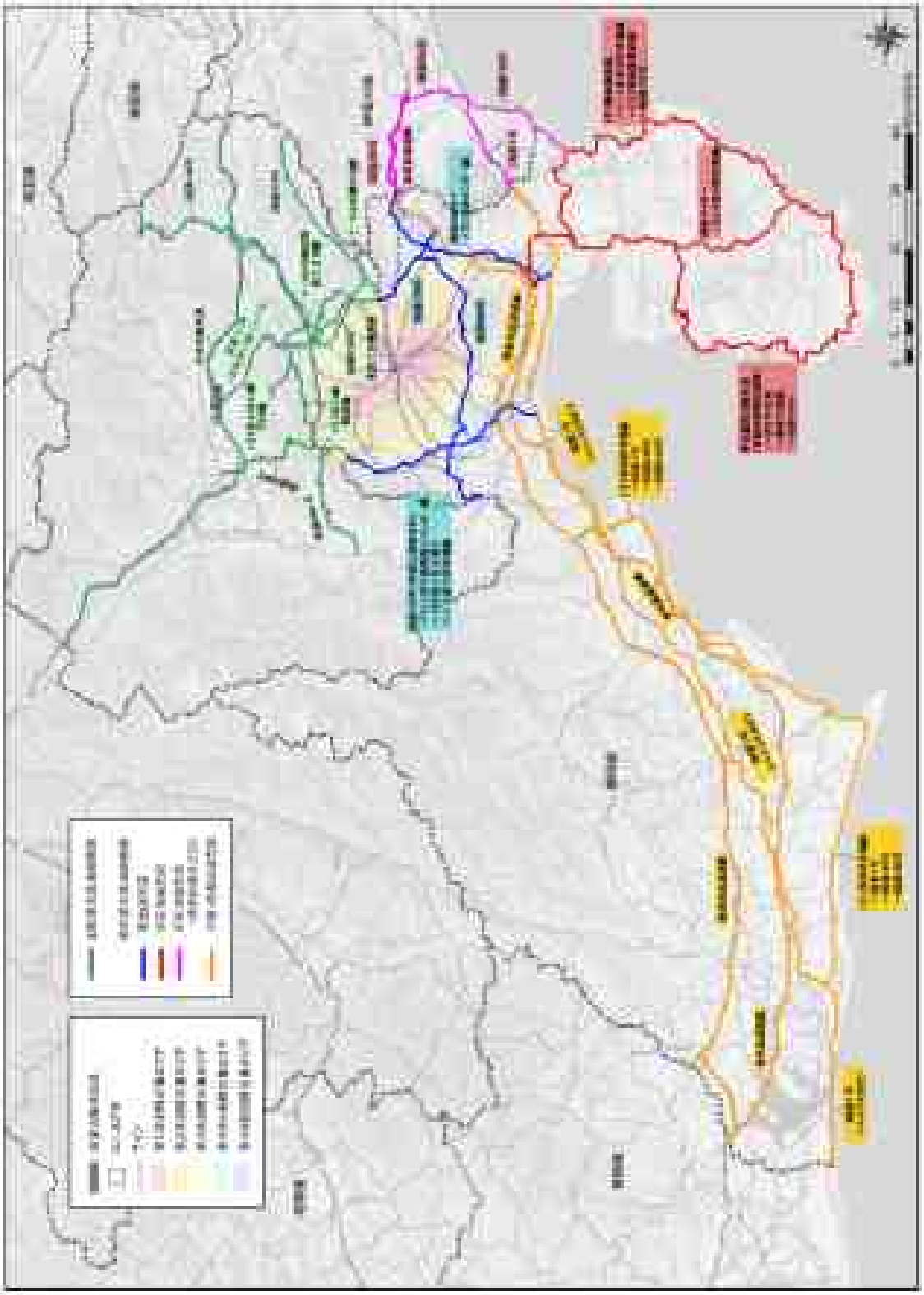

第２章　災害予防計画（平常時対策）

町は、国、県、山体周辺市町村、公共機関、専門家等と連携して協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第１節　関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内　　容
町	・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：ＦＡＸ、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・山小屋組合等との情報伝達体制の構築 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） ・避難所との連絡体制等の構築 ・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・観光客・登山者への広域避難計画の周知 ・警察、道路管理者への広域避難計画の周知 ・町内会等ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定） ・避難対象エリアの住民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 ・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定） ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定） ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）

	・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
受入市町	・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県	・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・広域避難計画の周知 ・山小屋組合等への広域避難計画の周知 ・警察、道路管理者への広域避難計画の周知 ・鉄道事業者への広域避難計画の周知 ・観光客・登山者への広域避難計画の周知 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 ・避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：ＦＡＸ、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・避難実施市町が設定した避難ルートの把握 ・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結 ・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・避難実施市町の広域避難対象者の把握 ・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・市町の安否情報確認訓練への支援 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・施設へのヘルメット等の整備 ・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

道路管理者	・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討
NEXCO中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	・町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第２節　情報連絡体制の整備

１　異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

図８　住民からの通報体制

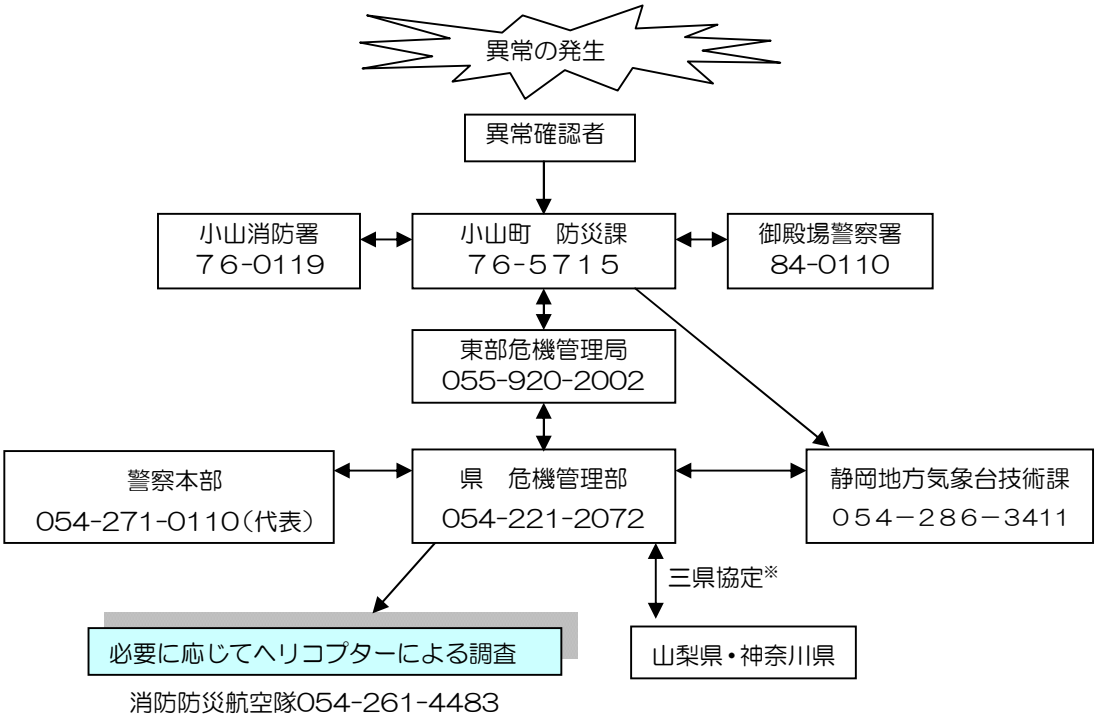

※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県の三県による「富士山災対策に関する協定」（以下三県協定という。）

実施者	具　体　的　な　内　容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
町長	警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

2　協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル１～３の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

図９　協議会における情報伝達体制

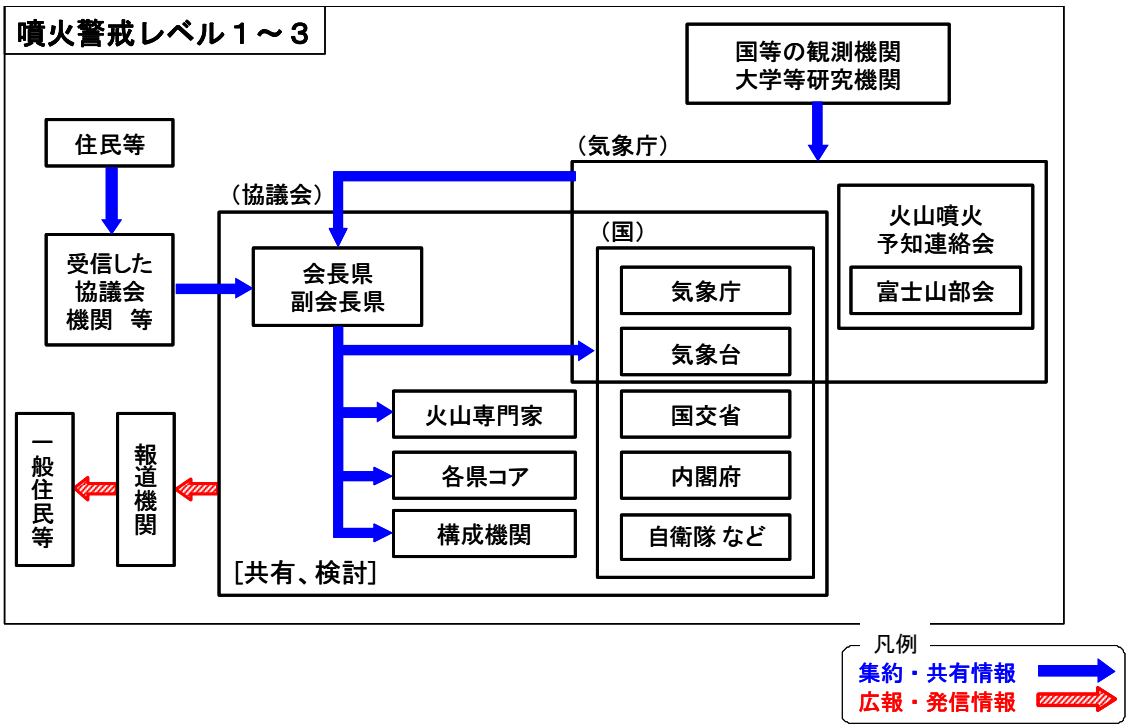

3　避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

図１０　避難に係る情報伝達体制

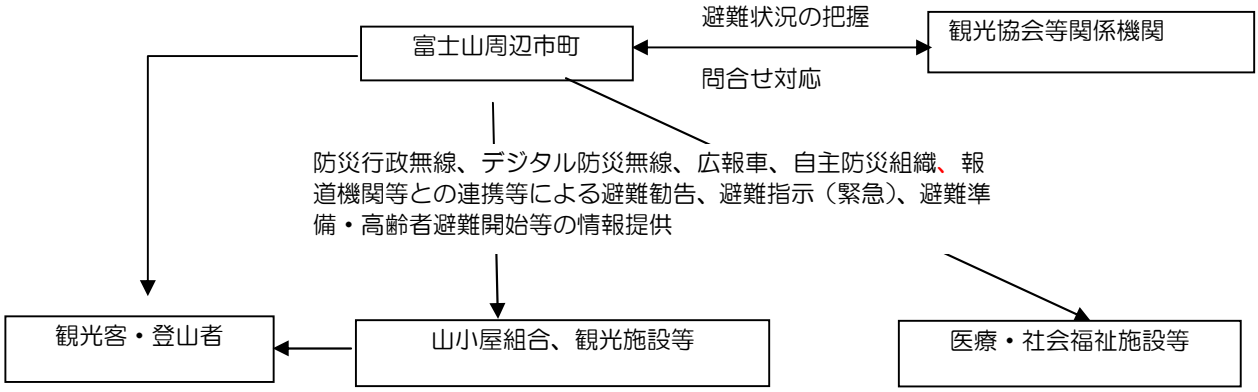

第３節　町の避難計画

⑴　町は、広域避難計画に定める事項を基に作成した、「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成 27 年３月）」を、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、訓練を実施する。
⑵　県は、避難実施市町が町避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
⑶　県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
⑷　県は、町及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。
⑸　別添　「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成２９年３月）」

第４節　避難促進施設

１　避難促進施設の指定

町は、活動火山対策特別措置法第６条第１項第５号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」により指定した。

２　避難促進施設の名称及び所在地

名　称	所在地
扇屋	須走口登山道　頂上
山口屋	須走口登山道　頂上
御来光館	須走口登山道　八合５勺
胸突江戸屋（上江戸屋）	須走口登山道　本八合目
江戸屋（下江戸屋）	須走口登山道　八合目
見晴館	須走口登山道　本七合目
大陽館	須走口登山道　七合目
瀬戸館	須走口登山道　本六合目
長田山荘	須走口登山道　六合目
吉野屋	須走口登山道　砂払五合目
東富士山荘	須走口登山道　五合目
山荘　菊屋	須走口登山道　五合目
駐車場	須走口登山道　五合目

第５節　予防教育及び研修・訓練の実施

１　啓発活動

実施主体	内　　容
町	・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 ・　住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 ・　火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ・　火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 ・　観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、小山町避難計画（平成27年3月）の周知を図る。 ・　観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
静岡地方気象台	・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発する。
教育委員会 学　校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・広域避難計画及び町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

２　防災訓練

実施主体	内　　容
町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 ・県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
避難促進施設	避難促進施設の管理者又は所有者は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。
町　民	町民は、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は＜表３＞のとおりである。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

図１１　噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

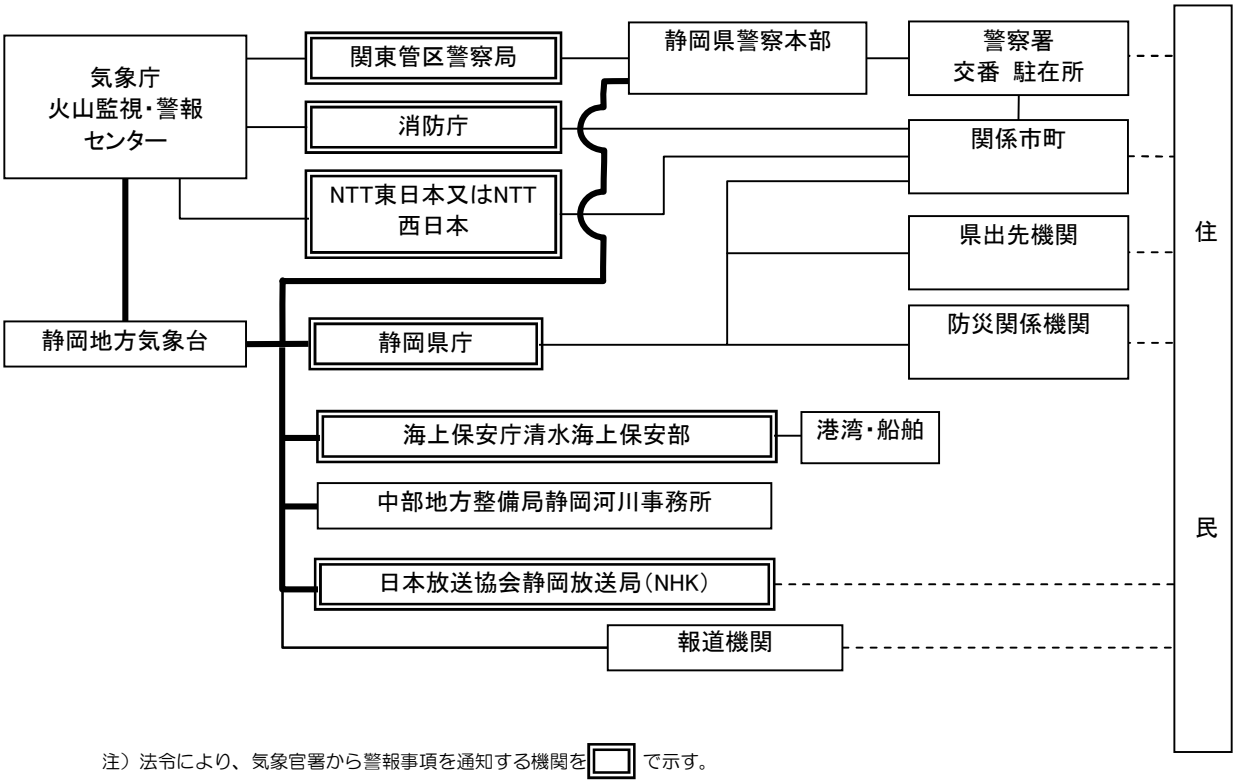

注）法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を□で示す。

注）　特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

＜表３＞

区　分	名　称
伝達する情報	・「噴火予報（レベル１（活火山であることに留意））」 ・「噴火警報（レベル３（入山規制））」 ・「噴火警報（レベル４（避難準備））」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル５（避難））」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報（レベル３（入山規制））」 ・「火口周辺警報（レベル２（火口周辺規制））」　が発表される場合がある。

第２節　避難勧告等の基準

１　避難の勧告及び避難指示（緊急）の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、町は、県広域避難計画及び町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

実施者	内　　容
町 長	ア　住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難勧告を発令する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示（緊急）を発令する。 イ　避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）の発令された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ　避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したときは、速やかに知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内　　容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。
知　事	ア　災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。 イ　町長に代わって避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）の発令された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

２　警戒区域の設定

町長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第１項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方
・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。 ・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、町長が設定する。 ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内　　容
町　長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、町長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知　事	災害発生により町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長若しくはその委任を受けた町職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

※町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3　入山規制

町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第１次及び第２次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第３次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル３	第１次避難対象エリア
噴火警戒レベル４	第２次避難対象エリア
噴火警戒レベル５	第３次避難対象エリア
噴火開始直後	第４次Ａ避難対象エリア
噴火開始後	第４次Ｂ避難対象エリア

4　住民等の避難

⑴　溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、自ら交通手段を確保できない者は、町長があらかじめ指定した一時集合場所に集合し、町が用意する車両で避難対象地域以外に避難又は退去する。

⑵　避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町及び県内避難所への避難を基本とする。

⑶　医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。

⑷　避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

5　救出救助

⑴　人命の救出救助

地震対策の巻　第５章第６節「３　人命の救出活動」により、町は救出活動を行う。

⑵　避難未実施者等の救助

町は、入山規制の実施、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山内組合等や町内会等が把握している登山者及び住民等の避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

6　一時帰宅の実施

⑴　町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

⑵　町長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

⑶　町長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

第３節　町の体制

1　配備体制

町は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

災害等の状況	基　　準
○協議会が情報収集体制をとったとき ○火山活動が認められたとき 噴火予報（レベル１（活火山であることに留意）で協議会が情報収集体制をとったとき） 火口周辺警戒レベル２ （火口周辺規制）（引き下げ時）	⑴ 防災課職員及び商工観光課職員
○　火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル３（入山規制）	⑴ 災害対策警戒本部要員 ⑵ 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○　火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル４（避難準備）以上	⑴ 災害対策本部要員 ⑵ 全職員

＊　本部長が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず必要な職員を参集させる。

＊　消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ定めておくものとする。

2　火山活動シナリオと防災対応

火山活動において代表的な現象である溶岩流、融雪型火山泥流、降灰の火山活動の推移に応じた防災上の対応を示す。

3　災害対策本部の設置

火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所を予め検討しておく。

4　合同会議の開催

町は、他市町、国、県の各災害対策本部等の合同会議に参加し、連携して防災対応にあたる。

5　協議会（または合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

町災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部会議で報告し、本部長は、対応方針を協議の上、決定する

第４節　交通規制

１　一般道路の交通規制

⑴　基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第１項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに町が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒 レベル３	第１次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制　等
噴火警戒 レベル４	第１次～第２次 避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル５及び噴火に備えた交通規制の準備　等
噴火警戒 レベル５	第１次～第３次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置　等
噴火後	第１次～第４次Ｂ 避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制　等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

⑵　道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施者	内　　容
県公安委員会 （警察）	ア　警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第５条に掲げる標示を設置する。 ウ　上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

２　高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、町が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、

緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第１項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル３以降	（必要に応じて）	・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難者（車両）の交通誘導	警察
		・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火後	避難勧告等が発令された地域を含む区間	・避難誘導のための交通規制 ・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

３　鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

富士山周辺では、鉄道路線は第３次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第１項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル３に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

- 東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- 富士急行（株）：富士急行線
- 岳南電車（株）：岳南鉄道線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル３以降	― （必要に応じて）	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難勧告等 発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第５節　避難者の輸送

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、資料の巻Ⅱ　１０－４－５「民間車両借上げ計画」（中部運輸局静岡運輸支局策定）に基づき、車両の派遣要請を行う。

町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル１（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第６節　広域避難路の除灰等

１　除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。

⑴　基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第 76 条の６）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

⑵　除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、町及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材

等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

⑶　道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
・降灰状況の把握体制 ・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討 ・調達可能な除灰作業用資機材の把握 ・優先除灰路線の設定 ・人員、資機材投入パターンの検討 ・資機材用の燃料確保 ・一時仮置き場の設定 ・輸送ルートの設定 ・最終処分方法、処分場所の決定

⑷　火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第７節　社会秩序維持活動

実施主体	内　　容
町	町長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
御殿場警察署	御殿場警察署は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

第８節　被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

１　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、町

⑴ 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
⑵ 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
⑶ 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
⑷ 公共施設等に堆積した降灰等の除去
⑸ 既存砂防施設の除石

２　降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

「災害時における資機材のレンタル供給に関する協定書」に基づき、除灰に必要な資機材を調達するとともに、「災害時等における応急対策業務に関する協定書」に基づき、建設業協会等に降灰除去業務を委託する。

第９節　継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実　施　主　体	内　　容
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア　土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ　土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ　土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
町	ア　警戒基準雨量の見直し イ　警戒避難体制の確立 ウ　降雨時の避難の実施

第４章　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章　災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第１節　復旧

１　復旧対策

（１）産業活動の再開

町民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

（２）施設等の復旧

町有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

（３）安全性の確認

ア　応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ　安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く町民等への周知を図る。

（４）風評被害の影響の軽減

必要に応じて、町長(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

２　被災者等へのフォロー

（１）健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

（２）心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

３　対応の評価と対応マニュアルの見直し等

（１）対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

（２）マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

大火災対策の巻

Ⅰ 大火災対策計画及びⅡ 大爆発対策計画	1

Ⅰ 大火災対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	2
第1節　関係機関の業務の大綱	2
第2節　町内の主な火災災害	2
第3節　予想される災害と気象条件	3

発　　災　　前	頁
第2章　火災予防計画	4
第1節　消防体制の整備	4
第2節　火災の予防対策	4
第3節　林野火災対策の推進	5
第4節　火災気象通報の取扱い	5

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	6
第1節　大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
第2節　情報伝達系統図	6
第3節　町の対応	7

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	8
第1節　各機関が実施する対策	8

Ⅱ 大爆発対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	9
第1節　関係機関の業務の大綱	9
第2節　予想される災害	9

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	10
第1節　ガス災害予防計画	10
第2節　危険物災害予防計画	11
第3節　火薬類災害予防計画	12

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	13
第1節　関係機関の業務の大綱	13
第2節　情報伝達系統図	13
第3節　町の対応	14

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	15
第1節　原因究明と是正措置	15

Ⅰ大火災対策計画及びⅡ大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、小山町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町及び防災機関が行うべき小山町の地域に係る「大火災対策の大綱」(「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策の巻」は、以下のとおり、「Ⅰ　大火災対策計画」、「Ⅱ　大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ　大火災対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	関係機関の業務の大綱、町内の主な火災災害、予想される災害と気象条件
第２章　災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第３章　災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、町の対応
第４章　復旧計画	各機関が実施する対策

Ⅱ　大爆発対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害
第２章　災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第３章　災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達系統図、町の対応
第４章　復旧計画	原因究明と是正措置

Ⅰ　大火災対策計画

第１章　総　　則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第１節　関係機関の業務の大綱

実施主体	内　　容	
町	消防体制の整備	ア　消防組織の確立 イ　消防施設の整備 ウ　消防救急の広域化の推進 エ　消防職員・消防団員の教育 オ　消防団の活性化 カ　緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア　建物の不燃化の指導 イ　消防用設備等の整備 ウ　防火管理体制の整備 エ　防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア　林道（防火道）等の整備 イ　予防設備の整備 ウ　消防資機材の配備
	災害応急対策	ア　消防活動 イ　広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第２節　町内の主な火災災害

昭和 40 年以降の町内の主要な大火を列記する。　　〔損害等は、焼失面積及び損害額(単位：千円)〕

発　生　年　月　日	損害等	場　　所	記　　事
昭和48年１１月23日	236,790	小山町大御神	レース場でﾚｰｼﾝｸﾞｶｰ事故により出火 死者１人、負傷者４人、ﾚｰｼﾝｸﾞｶｰ４台全焼
昭和49年6月２日	43,280	小山町大御神	レース場でﾚｰｼﾝｸﾞｶｰ事故により出火 死者２人、負傷者５人、ﾚｰｼﾝｸﾞｶｰ４台全焼
昭和５５年7月24日	135㎡ 33,780	小山町小山	紡績工場で落雷により出火
昭和58年３月１１日	106㎡ 11,520	小山町菅沼	茅沼の公民館から出火
昭和61年３月8日	4,860	小山町須走	トラック積載品の荷崩れ 掲載品ガスライターのガス漏洩により出火焼 ライター１５万６千個焼失
昭和６３年10月25日	2,680	小山町須走	東富士五湖道路か籠坂トンネル工事現場で時限発火装置により出火、工事用車両３台焼失
平成８年3月６日	22,000	小山町湯船	東京電力㈱新富士変電所で地震動により変圧器から絶縁油が漏れアークにより出火。）
平成12年12月30日	441㎡ 24,720	小山町小山	店舗併用住宅より出火 店舗併用住宅３棟、物置２棟焼失

第３節　予想される災害と気象条件

○風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
○大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
○林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。また、本町の特性として陸上自衛隊東富士演習場を有していることから、演習場からの野火の発生による林野火災についても考慮しておく必要がある。
○林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。
○富士山麓地方の気象条件
・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海抜高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっている。
・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱いが、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

第２章　　火災予防計画

町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第１節　消防体制の整備

区　　分	内　　容
消防組織の確立	町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	町は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	町における消防力の現況は資料の巻（１－３）のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	・消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 ・町及び県は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	町及び県は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第２節　火災の予防対策

区　　分	内　　容
建物不燃化の指導	町及び県は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	町及び県は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	町及び県は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	町及び県は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第３節　林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区　　分	内　　容
林野火災関係機関	町、消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、（公社）静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、（公社）静岡県林業会議所、（一社）静岡県猟友会、（公社）静岡県観光協会、（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署（静岡・伊豆・天竜）、静岡県道路公社、中日本高速道路㈱富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社（交通機関）、陸上自衛隊第３４普通科連隊、陸上自衛隊富士学校、（公財）静岡県舞台芸術センター
林道（防火道）等の整備	林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

第４節　火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第１項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区　　分	内　　容
火災気象通報の基準	対象地域：全域 ／ 実施基準：すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき 対象地域：西部・中部・東部・伊豆 ／ 実施基準：①実効湿度50％以下、最小湿度30％以下が予想されるとき ②実効湿度60％以下、最小湿度40％以下で、かつ最大風速が７m/s以上と予想されるとき ③最大風速12m/s以上が1時間以上続くと予想されるとき。 ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。）
町長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により、町長に伝達する。
火災警報の発表	町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第３章　　災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第１節　大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区　　分	内　　容
町消防活動体制	町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	・町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ア　その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ　町の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合 ウ　その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	・町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
消防庁への応援要請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

第２節　情報伝達系統図

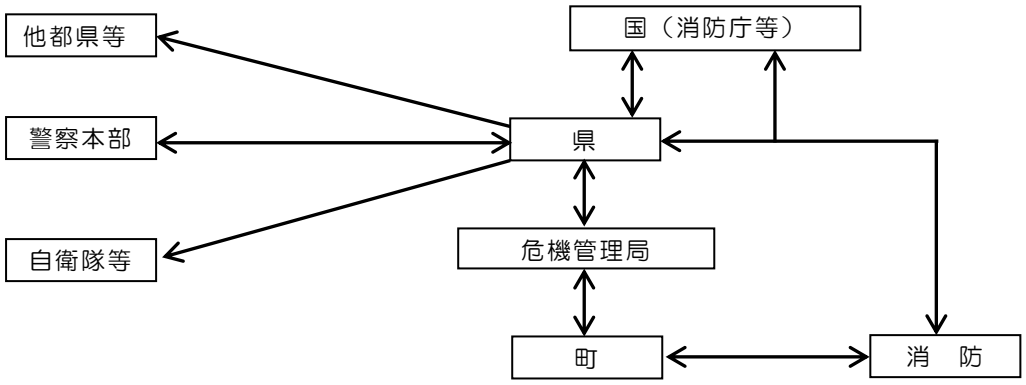

第３節　町の対応

○ 大規模火災が発生した場合は、関係部局において、情報収集を行う。
○ 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区　　分	内　　容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・県への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・県への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　2次災害等発生防止措置
本部員会議の開催	ア　町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第４章　　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第１節　各機関が実施する対策

実施主体	内　　容
町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	町、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ　大爆発対策計画

第１章　　総　則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第１節　関係機関の業務の大綱

機　関　名	内　　容
警　　察	ア　火薬類事業者の保安指導 イ　高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ　高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消　　防	ア　危険物事業者の許認可 イ　煙火の消費許可 ウ　災害発生時の消火、人命救助活動 エ　爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア　自主保安体制の構築 イ　危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ　防災資機材の整備 エ　防災訓練等の実施 オ　災害発生時の関係機関への通報 カ　事故原因の究明、再発防止措置の実施

第２節　予想される災害

○　高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
○　高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内全域で発生する危険性がある。

町内危険物施設　　平成２９年４月1日現在

区　　分		計
製　造　所		６
貯蔵所	屋　内貯蔵所	３４
	屋外タンク　〃	３８
	屋内タンク　〃	２
	地下タンク　〃	４０
	簡易タンク　〃	０
	移動タンク　〃	８
	屋　外　〃	２０
	小　計	１４８

区　　分		計
取扱所	給油取扱所	２９
	販売　〃	１
	一般取扱所	３０
	小　計	６０
合　計		２０８

第２章　　災害予防計画

第１節　ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築</td><td>高圧ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。
ア　危害予防規程、地震防災計画等の策定
イ　保安管理体制の確保、防災資機材の整備
ウ　従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
エ　事故や災害への対処訓練の実施
オ　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</td></tr>
<tr><td>高圧ガス関係団体等の保安体制の構築</td><td>
<table>
<tr><td>緊急応援体制の整備</td><td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td></tr>
<tr><td>防災資機材の整備</td><td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td></tr>
<tr><td>防災訓練</td><td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>ＬＰガスの自主保安の推進</td><td>製造事業所相互援助協定の締結
県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。

一般消費先の安全対策
ア　安全機器、地震対策機器の普及促進
イ　安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発
ウ　ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ＬＰガスの保安推進</td><td>ＬＰガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県ＬＰ協会、関係事業者が、ＬＰガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。
ア　液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施
イ　液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備
ウ　液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収
エ　液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>都市ガスの保安推進</td><td>
<table>
<tr><td>自主保安体制の構築</td><td>都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。</td></tr>
<tr><td>マイコンメータ等の整備</td><td>都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。</td></tr>
<tr><td>広報、巡視点検</td><td>・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。
・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>高圧ガス運搬車両の保安指導</td><td>高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。</td></tr>
<tr><td>防災訓練</td><td>県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>ライフライン防災連絡会による連携強化</td><td>県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。</td></tr>
</table>

第２節　危険物災害予防計画

消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区　　分	内　　容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア　予防規程、地震防災計画等の策定 イ　保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ　従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ　自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

危険物安全週間	・毎年６月第２週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア　事故対応マニュアルの策定 イ　危険物運搬車両の監視指導 ウ　事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第３節　火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区　　分	内　　容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア　危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ　保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ　従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ　事故や災害への対処訓練の実施 オ　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	・県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 ・県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ・県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第３章　　災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、２次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第１節　関係機関の業務の大綱

機　関　名	内　　容
町・消防	ア　火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ　町の対策本部設置 ウ　消火活動 エ　人命救助活動 オ　避難誘導 カ　事故調査
警　　察	ア　事故捜査 イ　交通規制 ウ　避難誘導
発災事業者	ア　事故通報 イ　自衛防災対応 ウ　災害拡大防止措置 エ　関係機関への協力 オ　相互援助協定事業者等への支援依頼

第２節　情報伝達系統図

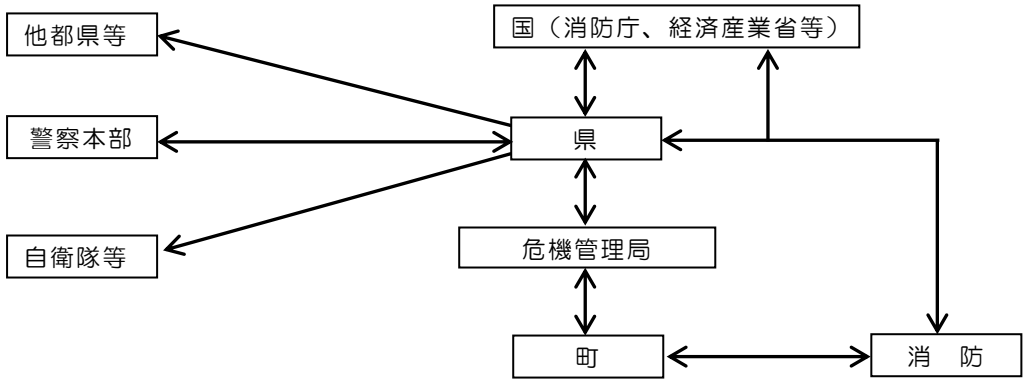

第３節　町の対応

○ 大規模爆発が発生した場合は、関係部局において、情報収集を行う。
○ 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区　　分	内　　容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・県への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・県への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　2次災害等発生防止措置
本部員会議の開催	ア　町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第４章　　災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第１節　原因究明と是正措置

区　　分	内　　容
発災事業者の対応	・爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 ・関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ・事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	・関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 ・必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	・発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 ・ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ・復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 ・供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 ・該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 ・発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	・発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 ・町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

大規模事故対策の巻

Ⅰ 道路事故対策計画、Ⅱ 鉄道事故対策計画及びⅢ 航空機事故対策計画	1

Ⅰ 道路事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	2
第1節　関係機関等の業務の大綱	2
第2節　予想される事故と地域	3
1　町内の道路状況	3
2　町内の交通事故件数等	3
3　予想される道路事故の態様	3

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	4
第1節　道路構造物の災害予防	4
第2節　関係機関の防災体制の整備	4
第3節　危険物流出等に備えた資機材等の整備	4
第4節　防災訓練	5
第5節　関係機関との相互連携体制の整備	5
1　連絡窓口の明確化	5
2　防災訓練の合同実施	5

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	6
第1節　情報の収集・伝達	6
第2節　応急体制	6
1　防災関係機関	6
第3節　危険物等の流出・散乱に対する応急措置	7
1　拡散防止措置等	7
2　住民の安全確保	7

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	8
第1節　災害復旧計画の策定	8
第2節　施設の復旧	8
第3節　安全性の確認	8
第4節　被害者等へのフォロー	8
1　健康相談の実施	8
2　心の健康相談の実施	8

Ⅱ 鉄道事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	9
第1節　予想される事故と地域	9
1　事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）	9
2　小山町内の鉄道事業者及び運行路線	9

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	10
第1節　防災体制の整備	10
第2節　鉄道交通の安全確保	10
第3節　応急対策用資機材等の整備	11
第4節　防災訓練	11
第5節　関係機関との相互連携体制の整備	11

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	12
第1節　情報連絡体制の整備	12
第2節　応急体制	12
1　町の体制	12
2　関係機関等	13
＜特記事項＞	14
1　情報の収集・伝達	14
2　広報活動	14
3　消防活動	14
4　救助・救急活動	14
5　医療救護等	14
6　避難	14
7　危険物等搭載貨車事故に対する応急対策	14

Ⅲ 航空機事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	15
第1節　予想される事故と地域	15

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	16
第1節　防災体制の整備	16

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	17
第1節　情報の収集・伝達	17
第2節　応急対策	17
1　町の対応方針	17
2　町の体制	18
3　防災関係機関の対応事項	18
＜特記事項＞	19
1　捜索救難活動	19
2　消火・救助活動	19
3　医療救護活動	19
4　避難	20
5　入国管理、検疫、動植物検疫、税関	20
6　広報	20

Ⅰ 道路事故対策計画、Ⅱ鉄道事故対策計画及びⅢ 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策の巻」は、以下のとおり、「Ⅰ　道路事故対策計画」、「Ⅱ　鉄道事故対策計画」、「Ⅲ　航空機事故対策計画」から構成する。

なお、Ⅱ、Ⅲにおける災害復旧計画については、Ⅰ第4章に準ずるものとする。

Ⅰ　道路事故対策計画

章	記　載　内　容
第1章　総則	関係機関の業務の大綱、予想される事故と地域
第2章　災害予防計画	道路構造物の災害予防、関係機関の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出・散乱に対する応急措置
第4章　災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー

Ⅱ　鉄道事故対策計画

章	記　載　内　容
第1章　総則	予想される事故と地域
第2章　災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章　災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
（災害復旧計画）	（Ⅰ 道路事故対策計画　第4章「災害復旧計画」に準ずる）

Ⅲ　航空機事故対策計画

章	記　載　内　容
第1章　総則	予想される事故と地域
第2章　災害予防計画	防災体制の整備
第3章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
（災害復旧計画）	（Ⅰ 道路事故対策計画　第4章「災害復旧計画」に準ずる）

Ⅰ　道路事故対策計画

第１章　総　　則

小山町内の町道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　関係機関等の業務の大綱

町及び防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機　　関　　名	処理すべき業務
町	ア　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ　被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ　事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示に関すること オ　県又は他の市町村に対する応援要請 カ　関係防災機関との調整に関すること
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社）	ア　管理道路の災害予防に関すること イ　管理道路の防災体制の整備に関すること ウ　事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ　道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
警　察	ア　災害関係情報の収集及び伝達 イ　被害実態の早期把握 ウ　負傷者等の救出救助 エ　緊急交通路の確保等交通上の措置 オ　避難誘導及び二次災害の防止措置 カ　検視及び行方不明者の捜索 キ　県民の安全確保と不安解消のための広報 ク　関係機関の行う災害復旧への協力 ケ　その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	ア　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ　関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ　気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）の予報及び警報 ウ　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ　気象業務にかかわる各種の研究 　また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報・警報等を発表し、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
消防機関	ア　救助・救出用資材、車両等の整備 イ　救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ　事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ　携帯電話からの１１９番通報に対し的確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第２節　　予想される事故と地域

１　町内の道路状況

（平成２９年4月1日現在）小山町道路現況表

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	1	8.12
道路専用道路（東富士五湖）	1	4.16
一般国道	2	17.42
県　　道	8	68.18
町　　道	1,508	453.45
合　　計	1,520	551.33

２　町内の交通事故件数等

平成２９年中（12月末）に町内で発生した交通事故の内人身事故は６３件で、死亡事故は０件となっている。

３　予想される道路事故の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要　　因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	・トンネル内での車両火災 ・道路上での危険物等の漏洩 ・バスの転落等事故
その他	・沿道での大規模火災等

第２章　災害予防計画

第１節　道路構造物の災害予防

○　各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。
○　また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。
○　警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第２節　関係機関の防災体制の整備

実　施　主　体	内　　容
町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社）	ア　情報連絡体制の整備 イ　安全設備等の整備 ウ　防災体制の確立（情報連絡を含む） エ　異常気象時の通行規制区間の指定 オ　通行規制の実施及び解除 カ　通行規制の実施状況に関する広報 キ　防災訓練の実施
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　防災体制の確立（情報連絡を含む） ウ　通行の禁止等の措置 エ　信号機等の点検
静岡地方気象台	ア　情報連絡体制の整備 イ　道路交通安全に係る気象等の現象の把握 ウ　道路交通安全に係る実況、予・警報等の発表
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア　情報連絡体制の整備 イ　応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ　応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第３節　危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第４節　防災訓練

町、県、防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第５節　関係機関との相互連携体制の整備

１　連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

２　防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第１節　情報の収集・伝達

○道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。
○災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、町は広報活動を行う。
○町、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

＜情報連絡系統図＞

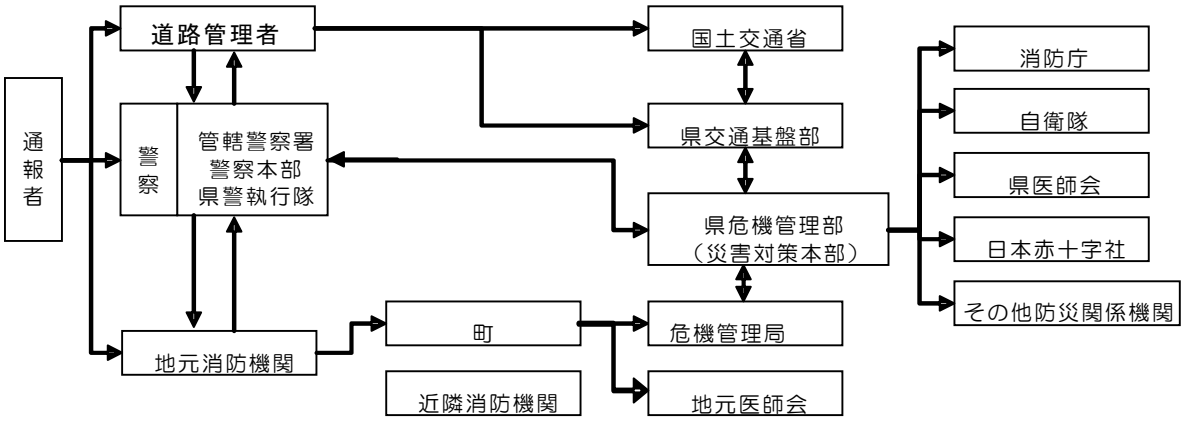

第２節　応急体制

１　防災関係機関

町及び防災関係機関は、次の事項を処理する。

実　施　主　体	内　　容
町	ア　現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 イ　死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 ウ　遺体の措置 エ　道路の応急復旧
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社）	ア　負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・主要交通路（迂回路）の確保 ・災害時における通行の禁止又は制限 イ　道路施設の応急復旧活動に関すること ・道路の応急復旧 ・類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警察	ア　災害関係情報の収集及び伝達 イ　被害実態の早期把握 ウ　負傷者等の救出救助

	エ　緊急交通路の確保等交通上の措置 オ　避難誘導及び二次災害の防止措置 カ　検視及び行方不明者の捜索 キ　県民の安全確保と不安解消のための広報 ク　関係機関の行う災害復旧への協力 ケ　その他必要な警察業務
消防機関	ア　消火活動 イ　被災者の救出、救護 ウ　負傷者の医療機関への搬出
医療機関	ア　救護所の開設 イ　負傷者に対する医療処置 ウ　患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第３節　危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

１　拡散防止措置等

区　　分	内　　容
流出危険物の拡散防止及び除去	・警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 ・輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	・消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 ・流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ・流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 ・必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

２　住民の安全確保

○　危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、町は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

○　災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

○　危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第４章　災害復旧計画

第１節　災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節　施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節　安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第４節　被害者等へのフォロー

１　健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

２　心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

Ⅱ　鉄道事故対策計画

第１章　総　　則

町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県がとるべき行動を定める。

第１節　予想される事故と地域

１　事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内　　容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

２　小山町内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区　間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道㈱	御殿場線	沼津　～　駿河小山	35.6

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

実　施　主　体	内　　容
町	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
警察 （御殿場警察署）	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	ア　情報連絡体制の整備 イ　鉄道事業者に対する安全指導 ・管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査 ウ　救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 エ　防災訓練への参加 オ　関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	ア　情報連絡体制の整備 イ　鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ　乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ　車両や施設に関する安全確保の実施 ・土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道･踏切等の定期的検査 ・列車集中制御装置（CTC)、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ　安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ　応急対策用資機材の整備 キ　防災訓練への参加 ク　関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第２節　鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

（１）踏切事故対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

（２）鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

第３節　応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第４節　防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。また、消防、警察、町、県その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第５節　関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、町、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に勤めるものとする。

第３章　災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第１節　情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。

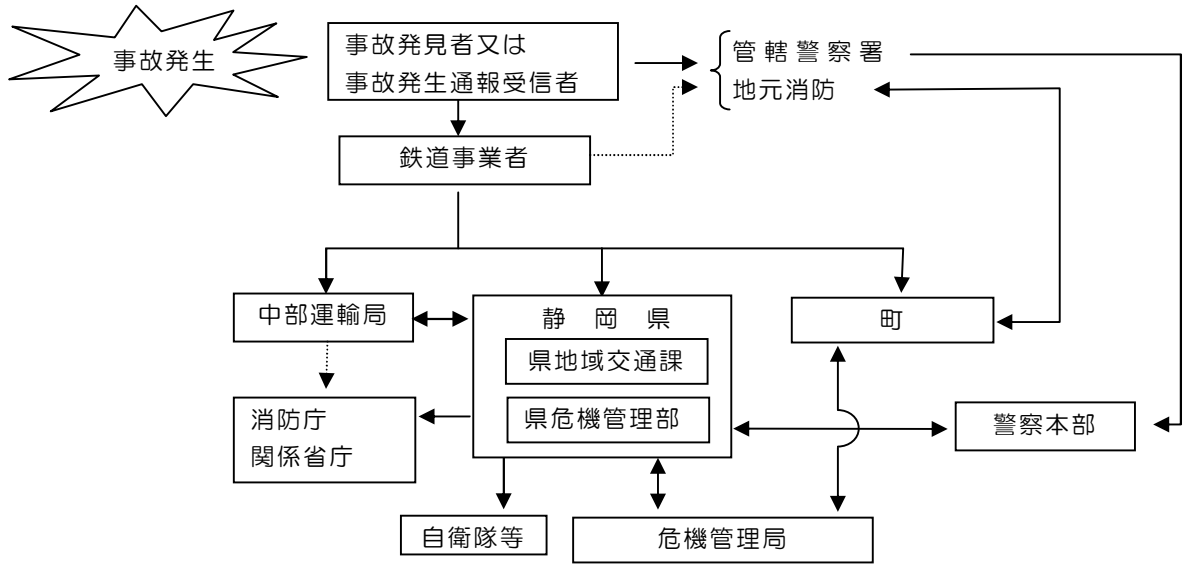

○このほか、地域住民からの１１０番、１１９番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
○また、町及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第２節　応急体制

１　町の体制

（１）突発的災害応急体制（事前配備体制）

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　情報の収集・伝達 イ　職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ　医療救護活動の支援 オ　避難誘導、避難所の開設 カ　遺体安置所の設置 キ　住民に対する広報

（２）災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、危機管理監は町長に災害対策本部の設置を協議する。

町長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

①本部員会議

ア　町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

２　関係機関等

実施主体	内　　容
警察	ア　災害関係情報の収集及び伝達 イ　被害実態の早期把握 ウ　負傷者等の救出救助 エ　緊急交通路の確保等交通上の措置 オ　避難誘導及び二次災害の防止措置 カ　検視及び行方不明者の捜索 キ　県民の安全確保と不安解消のための広報 ク　関係機関の行う災害復旧への協力 ケ　その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア　情報の収集・伝達 イ　消火活動 ウ　捜索活動 エ　救出･救助･救急活動 オ　医療救護活動 カ　負傷者の搬送
鉄道事業者	ア　情報の収集･伝達 イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ　市町や県に対する必要な支援の要請 オ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ　後続列車の衝突等の２次災害の防止活動 キ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ　被災者の家族等への情報提供 ク　被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ　代行輸送等の手配 コ　避難誘導 サ　乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字静岡支部 ア　医療及び遺体措置に関すること イ　血液製剤の確保及び供給のための措置

＜特記事項＞

1　情報の収集・伝達

○鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。

○災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、県その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、広報活動を行う。

2　広報活動

○鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3　消防活動

○火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4　救助・救急活動

○現場において町は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5　医療救護等

○傷病者が多数発生した場合は、町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6　避難

○乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7　危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区　　分	内　　容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を町長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者。健康福祉事務所等に連絡する。

（災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

Ⅴ 航空機事故対策計画

第１章 総 則

町の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節 予想される事故と地域

○航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内 容
墜落	・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
火災	・飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

○航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。
○富士山等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

町、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実　施　主　体	内　　容
町	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア　情報連絡体制の整備 イ　航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア　情報連絡体制の整備 イ　航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台静岡空港出張所	ア　情報連絡体制の整備 イ　航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ　気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く） エ　防災訓練への参加 オ　関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備

第３章　災害応急対策計画

町の区域において航空機事故が発生した場合、町、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第１節　情報の収集・伝達

○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

＜連絡系統図＞

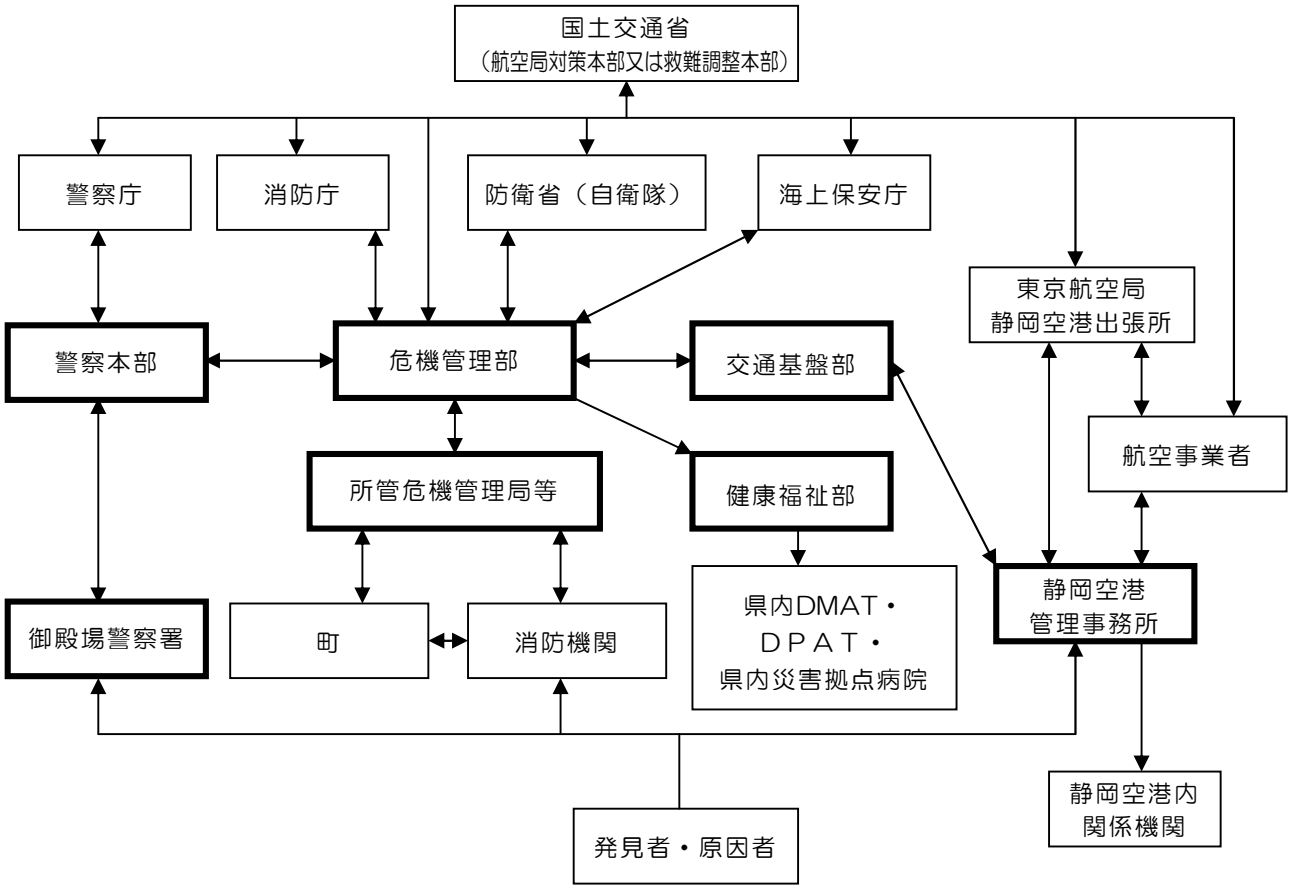

第２節　応急対策

１　町の対応方針

①事故の連絡を受けた町は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて町長に災害対策本部の設置を協議する。

②町長(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

2 町の体制

（1）災害対策本部

災害対策本部は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　情報の収集・伝達 イ　職員の非常参集など必要な体制の確立 ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ　医療救護活動の支援 オ　避難誘導、避難所の開設 カ　遺体安置所の設置 キ　住民に対する広報

① 本部員会議

ア 町長(本部長)は、迅速な災害応急対策を実行するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副町長)、危機管理監及び本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

3 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実　施　主　体	内　　容
警察	ア　情報の収集・伝達 イ　捜索活動 ウ　救助・救出活動 エ　避難誘導 オ　行方不明者の捜索 カ　検視及び死傷者の身元確認 キ　警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア　情報の収集・伝達 イ　必要な飛行情報の提供 ウ　捜索救難調整
消防機関	ア　情報の収集・伝達 イ　消火救難活動 ウ　捜索活動 エ　救助・救出・救急活動 オ　医療救護活動 カ　負傷者の搬送
医療機関	ア　救護所の開設 イ　医療救護活動 ウ　患者搬送
航空事業者 （事故機体所有事業者）	ア　情報の収集･伝達 イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ　市町や県に対する必要な支援の要請 オ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ　被災者の家族等への情報提供 ク　被災者及び被災家族に対する必要な手配

	ケ　代行輸送等の手配 コ　避難誘導 サ　搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア　情報の収集・伝達 イ　捜索活動 ウ　救助・救出活動 エ　医療従事者、負傷者等の搬送 オ　現場医療活動の支援

＜特記事項＞

1　捜索救難活動

捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。町、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

○警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
○消防機関は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
○事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
○自衛隊等防災関係機関は、要請に基づき捜索救難活動を実施する。

2　消火・救助活動

○警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
○消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
○事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
○自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3　医療救護活動

○警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
○町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
○医療機関は、医療救護活動を行う。

4　避難

○航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、町は避難勧告・指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5　入国管理、検疫、動植物検疫、税関

○被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6　広　報

○町及び県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。

○事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

（災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画　第4章「災害復旧計画」に準ずる。）

資料の巻

小山町地域防災計画「資料の巻」目次

番号	項　　目	ページ
◆１組織		
1-1-1	小山町防災会議条例	2
1-1-2	小山町防災会議運営要綱	3
1-2-1	小山町災害対策本部条例	4
1-2-2	小山町災害対策(水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒)本部編成表	5
1-2-3	小山町災害対策本部事務分掌	7
1-2-4	小山町災害対策本部　編成表	11
1-2-5	小山町災害対策本部　本部標識	12
1-2-6	小山町災害対策本部等　設置場所	13
1-3	消防力の状況	14
◆２災害の危険度		
2-1	小山町域における主な災害	16
2-2	土砂災害・水害関係危険箇所	17
2-3-1	第４次地震被害想定　推定震度分布図	25
2-3-2	ライフライン時系列シナリオ	27
2-3-3	道路の被害発生と復旧シナリオ	28
◆３気象情報等		
3-1	気象等の注意報及び警報の種類と発表基準	30
3-2	気象等に関する特別警報の発表基準	31
3-3	気象庁震度階級関連解説表	32
3-4	富士山の噴火警戒レベル	33
3-5	避難情報	34
3-6	避難判断基準（風水害）	34
◆４情報の収集・伝達及び広報活動		
4-1	連絡系統図	36
4-2	同報無線屋外子局設置箇所一覧	37
4-3	避難地電話番号一覧表	37
4-4	特設公衆電話設置場所一覧表	38
4-5	小山町自主防災会連合会規約	39
4-6	自主防災組織と任務分担	41
4-7	自主防災会一覧表と集合場所	42
4-8	報道機関名簿	43
4-9	小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿	44
◆５防災関連施設・設備等		
5-1	ヘリポート設置予定場所	46
5-2	防災拠点施設	49
◆６避難地・避難所関係		
6-1	広域避難地・一次避難地	51
6-2	指定避難所と指定緊急避難場所	51
6-3	福祉避難所	52
◆７医療救護・衛生		
7-1	医療救護本部・救護病院・災害拠点病院	54
7-2	し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設	54
◆８災害救助法関連		
8-1	災害救助法の適用基準　（災害救助法施行令第１条第１号から第４号）	56
8-2	応急救助事務早見表	57
◆９交通・輸送		
9-1	緊急通行車両の事前届出手続き	61
9-2	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	62
9-3	救護病院、受援拠点に至る道路	64
◆10災害協定等		
10-1	協定締結状況（行政）	66
10-2	協定締結状況（公共機関及び民間等）	67

１　組　織

１－１－１　小山町防災会議条例

制定　昭和３７年１０月　１日　条例第１７号
改正　昭和３８年　６月２４日　条例第１３号
　　平成　７年　３月２０日　条例第　９号
　　平成１２年　３月２３日　条例第　２号
　　平成１３年　９月２１日　条例第１６号
　　平成２５年　９月２６日　条例第２６号

（目　的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第５項の規定に基づき、小山町防災会議（以下「防災会議」という。）所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴ 小山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
⑵ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
⑶ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
⑷ 前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
⑴ 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
⑵ 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
⑶ 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
⑷ 町長がその部内の職員のうちから指名する者
⑸ 教育長
⑹ 消防長及び消防団長
⑺ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
⑻　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
⑼ その他町長が特に必要と認めた者

６　前項第１号から第４号まで及び第７号から第９号までの委員の定数は、それぞれ若干名とする。
７　委員の任期は、当該職務にある期間とする。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則
この条例は、昭和 37 年 10 月１日から施行する。
附　則(昭和 38 年６月 24 日条例第 13 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成７年３月 20 日条例第９号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 12 年３月 23 日条例第２号)
この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。
附　則(平成 13 年９月 21 日条例第 16 号)
この条例は、平成 13 年９月 21 日から施行する。
附　則(平成 13 年９月 21 日条例第 16 号)
この条例は、平成 13 年９月 21 日から施行する。
附　則(平成２５年９月２６日条例第２６号)
この条例は、平成２５年９月２６日から施行する。

１－１－２　小山町防災会議運営要綱

平成　７年　３月２０日
告示第１５号

（趣　旨）
第１条　この要綱は、小山町防災会議条例（昭和３７年条例第１７号）第５条の規定基づき、小山町防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。
（会議の召集）
第２条　会議は、必要の都度会長が召集し、会議の議長となる。
２　会議は委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。
（委員の代理出席）
第３条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
（会議の議決）
第４条　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、不可同数のときは、議長の決するところによる。
（専決処分）
第５条　会長は会議を召集する暇がなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、専決処分することができる。
２　会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し承認をもとめなければならない。
（委員以外の者の出席）
第６条　会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。
（議事録）
第７条　会議については、議事録を調整しなければならない。
（庶　務）
第８条　会議の庶務は、町長の定める課において処理する

附　則
この告示は、公示の日から施行する。

１－２－１　小山町災害対策本部条例

制定　昭和３７年１０月　１日　条例第１８号
改正　平成２５年　９月２６日　条例第２７号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、小山町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者を持って充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。
附　則(平成８年３月 19 日条例第 12 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 25 年９月 26 日条例第 27 号)
この条例は、公布の日から施行する。

１－２－２　小山町災害対策（水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒）本部編成表

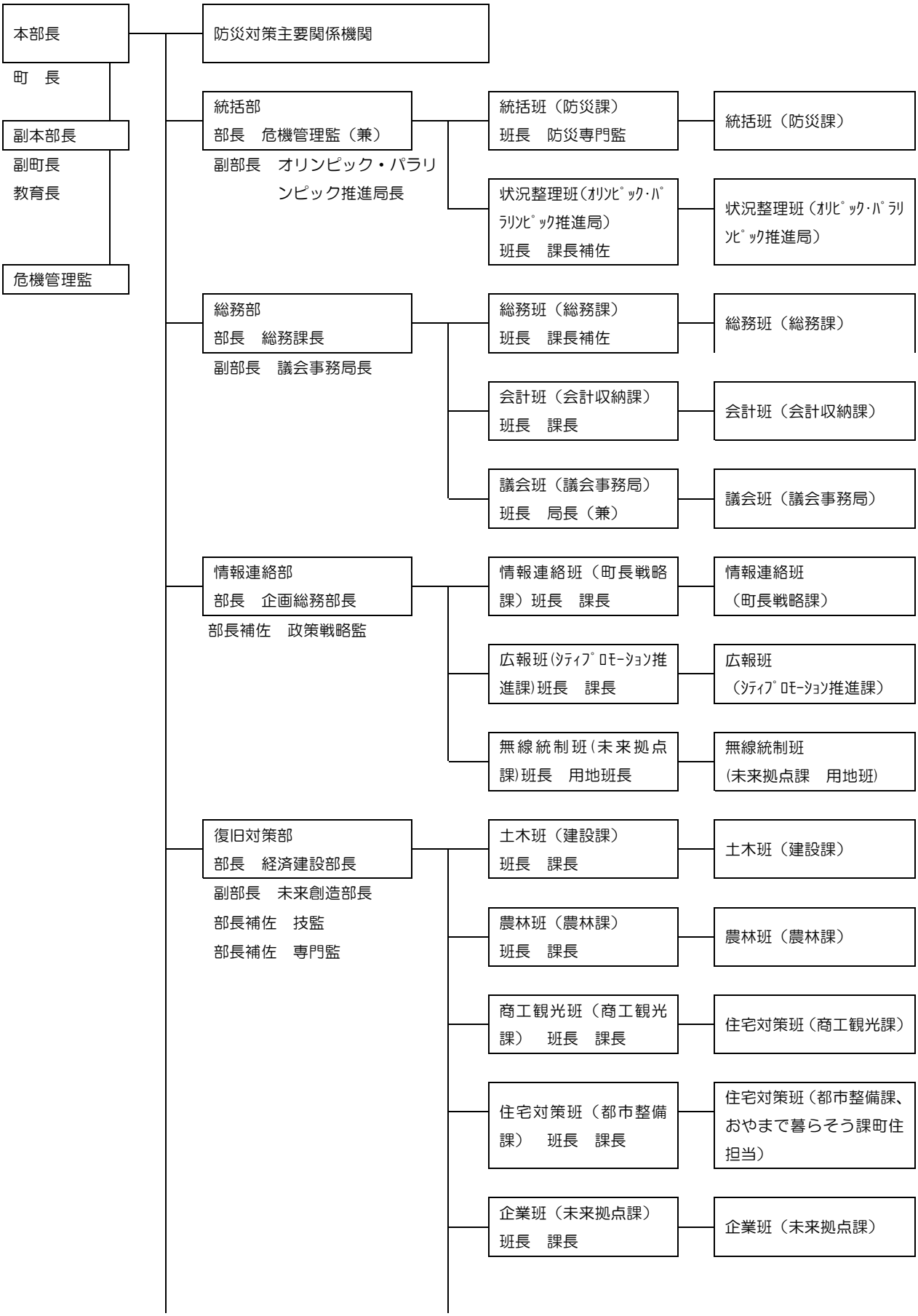

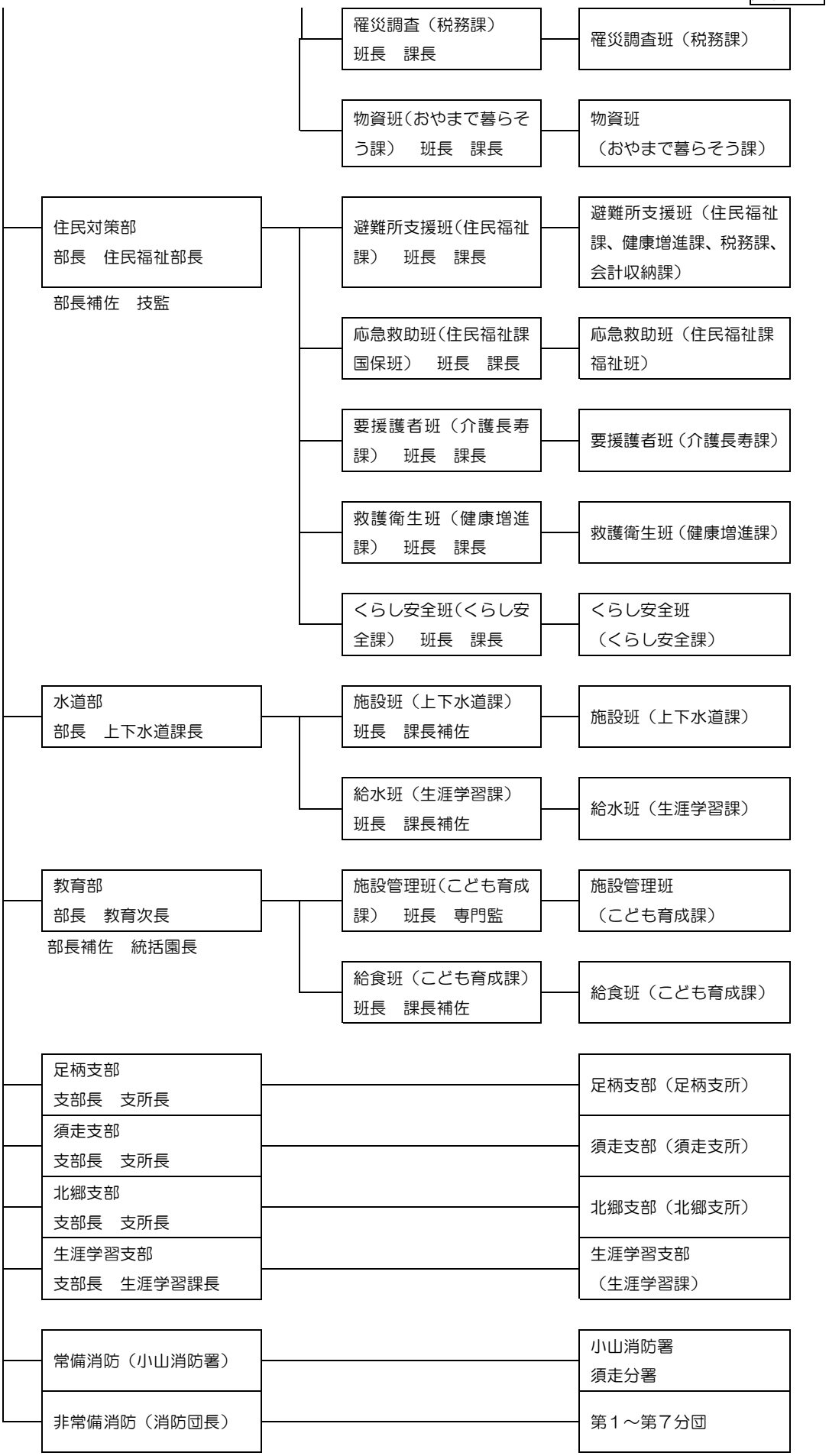
罹災調査（税務課）
班長　課長
罹災調査班（税務課）
物資班（おやまで暮らそう課）　班長　課長
物資班
（おやまで暮らそう課）
住民対策部
部長　住民福祉部長
部長補佐　技監
避難所支援班（住民福祉課）　班長　課長
避難所支援班（住民福祉課、健康増進課、税務課、会計収納課）
応急救助班（住民福祉課国保班）　班長　課長
応急救助班（住民福祉課福祉班）
要援護者班（介護長寿課）　班長　課長
要援護者班（介護長寿課）
救護衛生班（健康増進課）　班長　課長
救護衛生班（健康増進課）
くらし安全班（くらし安全課）　班長　課長
くらし安全班
（くらし安全課）
水道部
部長　上下水道課長
施設班（上下水道課）
班長　課長補佐
施設班（上下水道課）
給水班（生涯学習課）
班長　課長補佐
給水班（生涯学習課）
教育部
部長　教育次長
部長補佐　統括園長
施設管理班（こども育成課）　班長　専門監
施設管理班
（こども育成課）
給食班（こども育成課）
班長　課長補佐
給食班（こども育成課）
足柄支部
支部長　支所長
足柄支部（足柄支所）
須走支部
支部長　支所長
須走支部（須走支所）
北郷支部
支部長　支所長
北郷支部（北郷支所）
生涯学習支部
支部長　生涯学習課長
生涯学習支部
（生涯学習課）
常備消防（小山消防署）
小山消防署
須走分署
非常備消防（消防団長）
第１～第７分団

１－２－３　小山町災害対策本部事務分掌

○　統括部

⑴　統括班（防災課）

ア　災害対策本部の設置及び廃止に関すること
イ　避難情報の発令に関すること
ウ　本部員会議に関すること
エ　各部との連絡調整に関すること
オ　災害応急復旧対策実施の総括に関すること
カ　他の防災機関との調整に関すること
キ　備蓄復旧用資材及び器材の管理に関すること
ク　自衛隊、警察、消防の災害派遣要請及び受け入れに関すること
ケ　静岡県災害情報共有システムの運用に関すること
コ　ヘリポートの確保に関すること
サ　災害救助法の適用申請に関すること

⑵　状況整理班（オリンピック・パラリンピック推進局）

ア　災害情報等の整理・記録に関すること
イ　災害対策本部の活動、対策状況の記録に関すること
ウ　防災関連システムの入力に関すること

○　総務部

⑴　総務班（総務課）

ア　職員の動員及び調整に関すること
イ　本部長及び副本部長の命令伝達及び秘書に関すること
ウ　災害応急復旧対策の予算措置に関すること
エ　町有財産、管理施設、公用車の管理及び情報システム等の復旧に関すること
オ　災害対策本部の給食及び健康管理に関すること
カ　災害対策本部の事務用品の調達に関すること
キ　県、協定自治体への職員派遣要請及び派遣職員に関すること
ク　支部との連絡調整に関すること
ケ　部内の連絡調整に関すること

⑵　会計班（会計収納課）

ア　災害対策本部の会計事務に関すること
イ　義援金、復興費などに関すること
ウ　発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関すること

⑶　議会班（議会事務局）

ア　小山町議会に関すること

○　情報連絡部

⑴　情報連絡班（町長戦略課）

ア　警報等の収集及び受信記録に関すること
イ　災害情報、住民の避難状況、交通情報、道路・河川情報の収集、被害状況の取りまとめ及び記録に関すること
ウ　ＦＡＸ（NTT 回線）の受信、記録及び保存に関すること
エ　防災行政無線からの情報の保存に関すること
オ　部内の連絡調整に関すること

⑵　広報班（シティプロモーション推進課）

ア　町民への広報活動に関すること
イ　無線放送に関すること

ウ　報道機関との連絡調整に関すること

⑶　無線統制班（未来拠点課　用地班）
ア　デジタル防災行政無線の運用及び使用統制に関すること
イ　デジタル防災行政無線による情報収集、記録に関すること
ウ　県防災行政無線（ＦＡＸ・ﾎｯﾄﾗｲﾝ）の受伝達に関すること

○　復旧対策部

⑴　土木班（建設課）
ア　町内建設業者との連絡調整に関すること
イ　応急復旧用土木資材及び機器の確保対策に関すること
ウ　道路、橋梁のパトロール等及び交通規制に関すること
エ　工事中の道路等の保安措置に関すること
オ　道路河川に係る災害応急復旧対策に関すること
カ　災害調査及び災害現状の応急復旧対策の指導、監督に関すること
キ　部内の連絡調整に関すること

⑵　農林班（農林課）
ア　林道、農道及び農業施設等の被害調査及び災害応急復旧対策に関すること
イ　農業団体との連絡調整に関すること

⑶　商工観光班（商工観光課）
ア　商工会及び観光協会等との連絡調整に関すること
イ　観光客等への情報提供及び避難等に関すること
ウ　町有観光施設の災害応急対策に関すること

⑷　住宅対策班（都市整備課、おやまで暮らそう課町住担当）
ア　管理施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること
イ　屋外広告物の落下防止対策に関すること
ウ　公営住宅の被害調査及び災害応急対策に関すること
エ　建物等の応急危険度判定に関すること
オ　建物等の応急補強等の相談に関すること
カ　応急仮設住宅に関すること
キ　都市復興計画策定に関すること

⑸　企業班（未来拠点課）
ア　工業団地内等のパトロール及び安全確保対策に関すること
イ　太陽光発電施設に関すること
ウ　町内企業の災害関連情報の収集及び提供に関すること
エ　協定締結企業との連絡調整に関すること

⑹　罹災調査班（税務課）
ア　家屋等の災害被害調査に関すること
イ　罹災証明書の発行に関すること
ウ　発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関すること

⑺　物資班（おやまで暮らそう課）
ア　食料品、衣料品、その他生活必需品の調達及び斡旋に関すること
イ　物資等の供給に関し、関係機関への要請及び協定締結企業との連絡調整に関すること
ウ　物資集積所の開設及び運営に関すること
エ　拠点ヘリポートの開設に関すること

○　住民対策部

⑴　避難所支援班（住民福祉課、税務課、会計収納課）
ア　避難所の開設及び運営の支援に関すること

イ　避難地における避難者の把握及び生活対策に関すること
ウ　部内の連絡調整に関すること

⑵　応急救助班（住民福祉課　福祉班）
ア　災害救助法適用後の応急救助に関すること
イ　ボランティア受け入れ団体である社会福祉協議会との連絡調整に関すること
ウ　ボランティアに関すること
※　発災当初は、避難所支援班

⑶　要援護者班（介護長寿課）
ア　要援護者の把握及び援護に関すること
イ　避難所における要配慮者への対策に関すること
ウ　協定福祉施設との連絡調整に関すること
エ　福祉避難所の開設及び運営に関すること
オ　福祉施設の安全対策、災害応急復旧対策に関すること

⑷　救護衛生班（健康増進課）
ア　救急用医薬品、衛生資材の調達及び斡旋に関すること
イ　医師会及び保健所等との連絡調整に関すること
ウ　救護班の編成、救護所の開設及び運営に関すること
オ　公衆衛生施設(感染症対策等)の機能整備に関すること
カ　医療救護に関する要請及び応援の受け入れに関すること
キ　避難所等の衛生指導に関すること

⑸　くらし安全班（くらし安全課）
ア　遺体安置所、検死所の開設及び運営に関すること
イ　くらし安全班所管の関係機関、協定事業所との連絡調整及び資材等の調達に関すること
ウ　環境衛生の維持、防疫及び清掃に関すること
エ　災害廃棄物等に関すること

○　水道部

⑴　施設班（上下水道課）
ア　管理施設の被害調査に関すること
イ　上下水道施設の災害応急復旧対策に関すること
ウ　上下水道業者との連絡調整に関すること
オ　給水班の活動統制に関すること
カ　部内の連絡調整に関すること

⑵　給水班（生涯学習課）
ア　飲料水の確保及び調整に関すること
イ　給水資材の確保及び給水活動に関すること

○　教育部

⑴　施設管理班（こども育成課）
ア　教職員の動員に関すること
イ　保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の児童生徒の安全対策に関すること
ウ　教育施設、児童福祉施設の安全対策に関すること
エ　学校が行う避難所支援に関すること
オ　自衛隊との留守家族支援に関する協定に関すること
カ　園職員の業務支援に関すること
キ　部内の連絡調整に関すること

⑵　給食班（こども育成課）
ア　給食施設の確保及び避難所で行う炊き出しの支援に関すること
イ　避難所等への配食の統制・調整に関すること

○ 支　部

足柄支所、須走支所、北郷支所、生涯学習課

ア　災害対策本部との連絡調整に関すること
イ　支部管内の情報収集に関すること
ウ　支部管内の各種団体との連絡調整に関すること
エ　庁舎等の災害応急対策に関すること
オ　避難所運営の支援に関すること

○ 常備消防部

(1)　小山消防署班（小山消防署）

ア　署員の動員に関すること
イ　災害対策本部との連絡調整に関すること
ウ　消防無線及び行政無線の活用に関すること
エ　消火、緊急業務に関すること
オ　人命の救出、救護に関すること
カ　庁舎等の災害応急対策に関すること

(2)　須走分署班（須走分署長）

ア　小山消防署班に同じ

○ 非常備消防部

(1) 第１班から第７班（消防団）

ア　団員の動員に関すること
イ　危険地域住民の避難誘導に関すること
ウ　河川、その他危険地域の巡視に関すること
エ　消火業務に関すること
オ　人命の救出、救護に関すること
カ　飲料水の給水活動の支援に関すること
キ　分団車庫等の災害応急対策に関すること
ク　その他、災害本部長の指示に基づくこと

１－２－４　小山町災害対策本部員編成表

区　分	職	選出方法
副本部長	副町長	本部長任命
	副町長	〃
	教育長	〃
本部員	企画総務部長	本部長任命
	住民福祉部長	〃
	経済建設部長	〃
	未来創造部長	〃
	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	〃
	教育次長	〃
	会計管理者	〃
	議会事務局長	〃
	危機管理監	〃
	町長戦略課長	〃
	ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課長	〃
	未来拠点課長	〃
	総務課長	〃
	税務課長	〃
	健康増進課長	〃
	住民福祉課長	〃
	介護長寿課長	〃
	くらし安全課長	〃
	防災課長	〃
	建設課長	〃
	商工観光課長	〃
	農林課長	〃
	都市整備課長	〃
	おやまで暮らそう課長	〃
	上下水道課長	〃
	こども育成課長	〃
	生涯学習課長	〃
	北郷支所長	〃
	須走支所長	〃
	足柄支所長	〃
	小山消防署長	〃
	消防団長	〃
	専門監、理事、技監	〃

１－２－５　小山町災害対策本部　本部標識

本部標識

白地　　文字　黒

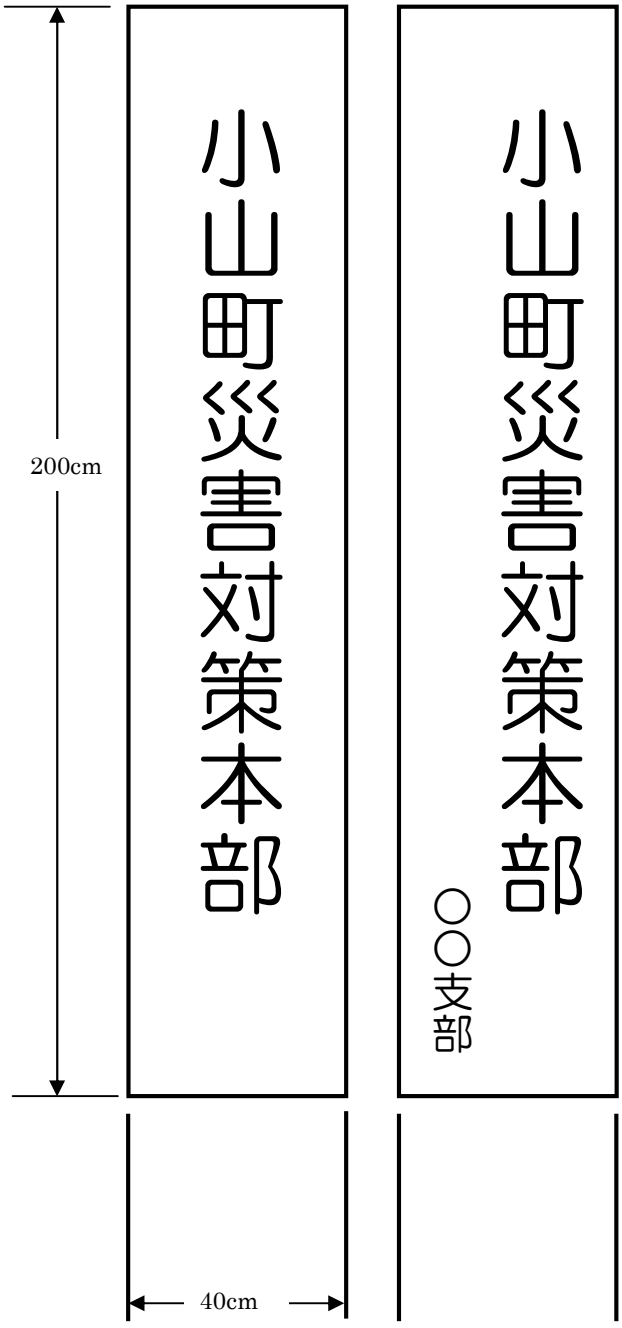

本部員腕章

布　地　　白
文　字　　黒
線　　赤

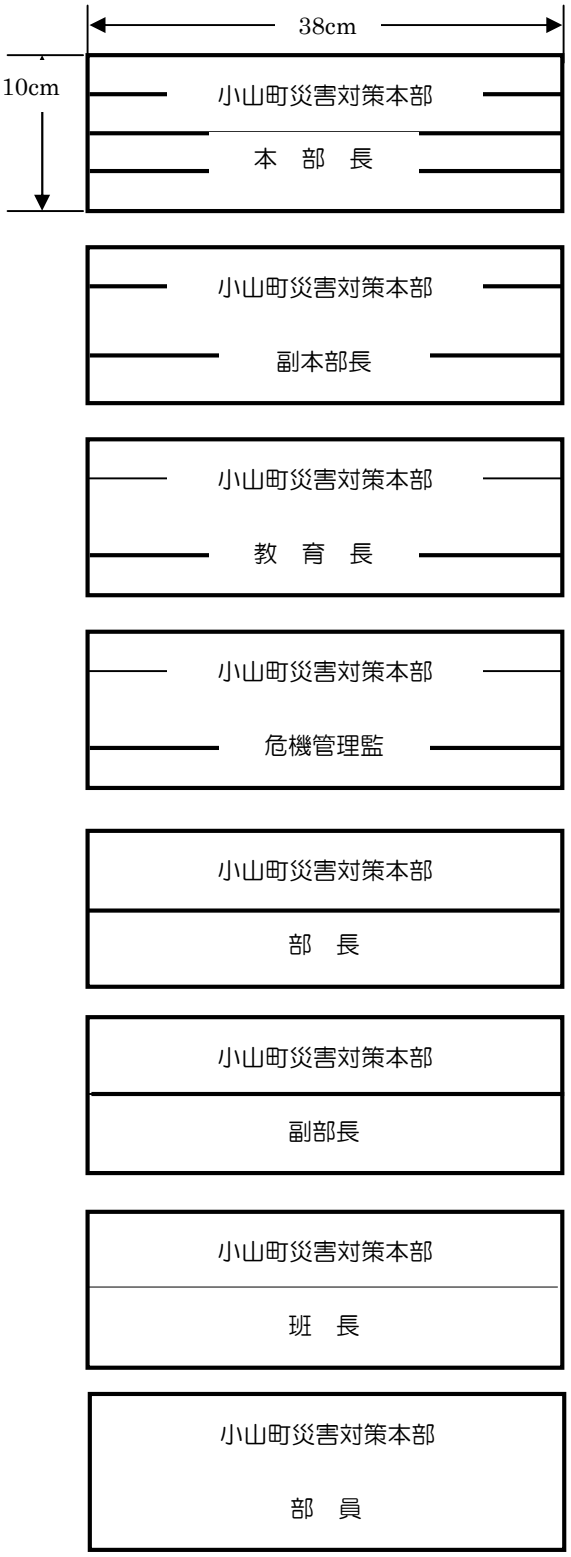

１－２－６　小山町災害対策本部等　設置場所

（１）災害対策本部

施設名称	所在地	災害の種類別				備　考
		地　震	風水害	噴　火	その他の災害	
総合文化会館（2階集会室）	阿多野１３０	○	○	○	○	噴火時は火口の確認が必要
小山町役場（2階大会議室）	藤曲５７－２	○	○		○	

※１　地震、風水害については、総合文化会館（2階集会室）を基本に設置する。
※２　その他の災害（大火災・大事故等）については、被害発生場所等との関係や対応の利便性から決定する。

（２）現地対策本部

災害の状況により、現地対策本部を設置する。

施設名称	所在地	備　考
足柄支所	竹之下２２８－２	
北郷支所	用沢１８８－１	
須走支所	須走２６７－６	予備として、須走東災害対策センター（須走１６－１２）

１－３　　消防力の状況

消防職員配置状況

（平成２９年４月１日現在）

所　属　別	現在数
消防本部	
消　防　長	１
管　理　課	１０
予　防　課	８
警　防　課	５
通信指令課	９
（小山消防署）	２７
（須走分署）	１５
御殿場消防署	４７
富士岡分署	１５
西　分　署	１５
合　計	１５２人

消防団配置

（平成２９年４月１日現在）

名　称	人員	所在地
小山町消防団本部	１８	菅　沼
第１分団	２５	小　山
第２分団	１８	菅　沼
第３分団	１６	藤　曲
第４分団	１６	足　柄
第５分団	２２	北郷北
第６分団	２３	北郷南
第７分団	２２	須　走
合　計	１６２人	

消防本部・消防署配置車両

小山消防署、須走分署分は内（　）

（平成２９年４月１日現在）

車両種別	台　数
指令車	２（１）
広報車	３
査察車	１
指揮車	１
消防ポンプ自動車	２（１）
水槽付消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	５（２）
化学消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	１
はしご付消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	１
小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付水槽車	１
救助工作車	２（１）
救急自動車	６（２）
バイク	２
後方支援車	１
その他の車両	５（２）

２　災害の危険度

２－１　小山町域における主な災害

災害発生日	種　別	概　要
大正１２年　9月　1日	地　震 関　東 大震災	午前１１時５８分関東南部一帯に最大震度6の大地震、死者１４９名、行方不明者４名、重軽傷者１８２名、全壊家屋４８８戸半壊家屋2，５０２戸役場、学校、隔離病舎など半壊富士紡績第３・４工場焼失、１・２・５工場倒壊、崩壊埋没、田畑４０．７９ｈａ、山林1．８６ｈａ、原野１５６ｈａ、 町道、橋梁災害２４路線延長8，６１３m、橋梁１１ケ所、河川護岸等延長3，１５３m、用水路災害３７線水道災害１１線延長２０，５９３m、成美、菅沼、小学校校舎改造６教室、応急修理教室３７教室鉄道、電信、電話、電灯、が壊滅した
昭和２３年　9月16日	台風 アイオン 台風	河川、橋梁に大きな被害
昭和２４年　8月31日	台風 キティ 台風	
昭和３４年　8月14日	台風 7号	河川、農耕地に被害
昭和４１年　9月24日 ～25日	台風 ２４号 ２６号	台風２４号と２６号が日本列島を縦断 家屋の倒壊１５戸、床下浸水１７戸、田畑の流出３３箇所　被害総額3，０６２万円
昭和４３年　7月　3日	集中豪雨	足柄小学校運動場が崩壊
昭和４７年　7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨、１２時間に３５９㍉の雨量を記録 死者２名、災害出動中の消防団員１名行方不明、負傷者８名 住宅全壊２９戸、流出４棟、非住家全半壊１８戸、、床上浸水２１０戸、り災世帯２５０世帯、り災者数1，７１３名　被害総額２３億３０６万円
昭和５４年10月19日	台風 ２０号	総雨量２３７㍉　3時間に１９１㍉ 死者１名、住宅全壊５戸、半壊2戸、一部損壊3戸、非住家全壊４戸、半壊3戸、流出3戸、一部損壊１戸、床上浸水３３戸、床下浸水１２９戸、被害総額２４億円　災害救助法適用
昭和５７年　8月　1日	台風 １０号	住家全壊2戸、半壊3戸、一部損壊３５戸、床上浸水7戸、床下浸水８４戸、被害総額３６億9，８５０万円　総雨量５７０㍉
昭和５８年　8月　8日	地震	静岡県東部を震源とするM６．４、震度6強の地震が発生。小山町でも震度5を記録 御殿場市では軽傷者1名、家屋道路、橋梁、河川、農業施設、農地、文教公共施設、水道、電気通信、企業等１５７ヶ所の被害 被害総額4億5，０００万円
平成２２年　9月　8日	台風 9号	野沢川の氾濫により、下野沢橋は落橋し、六合橋付近の護岸決壊。また須川の氾濫に養鱒場などが破壊された。また柳島地区の町道足柄三保線が崩落し、孤立集落が発生するなど甚大な被害を受けた。 住宅全壊7戸、大規模半壊7戸、半壊２４戸、床上浸水１６戸、床下浸水９８戸、山崩れ８５箇所、河川被害２６箇所、水路被害３２箇所 道路崩壊３６箇所、林道崩壊３７箇所、農地被害１２８箇所、農業施設被害２５箇所。 １０時に時間雨量１１０㍉を記録その後も猛烈な雨が降り続き、１６時には１２０㍉の記録的な大雨が観測された。

＊平成２３年消防年報（御殿場市小山町広域行政組合消防本部）などより抜粋

2－2　土砂災害・水害関係危険箇所

1　土砂災害

土砂災害警戒区域（土石流）	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	計
47箇所	58箇所	105箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

通し番号	警戒区域に関する情報					土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所【ハザードマップに記載済み】	土砂災害に係る避難訓練の実施（法3号）	警報の伝達等	救助に関する事項	その他の警戒避難体制に関する事項
	危険箇所番号	指定日	区域名（河川名）	所在地（自主防）	区　分						
1	344-Ⅰ-001	H21．7.31	沢田川（鮎沢川）	桑木（桑木・新柴）	特別警戒	1　気象警報等の把握 ・県、気象台防災行政ＦＡＸ、サイボス気象台ＨＰ 2　土砂災害予測に資する情報収集 ・町内雨量計 ・サイボス ・気象台ＨＰ ・防災行政ＦＡＸ ・土砂災害警戒判定メッシュ ・県ＧＩＳ 3　土砂災害前兆情報の収集 ・消防署、消防団のパトロール ・住民からの情報 4　気象情報、土砂災害警戒情報の収集 ・関係機関 ・気象台ＨＰ	新柴　足柄小 桑木　小山高	1　年1回以上実施する。 2　土砂災害防止月間に自主防災会を中心に地域の実状に応じた訓練を実施 3　避難行動要支援者 ・避難行動要支援者台帳の整備、更新（定期・随時） ・避難、情報伝達訓練の実施	土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に電話・ＦＡＸ、防災無線により伝達（必要な場合屋内安全確保）	消防団・消防により救出甚大な場合は、県に自衛隊等を要請	判断基準 ①気象情報 ②注意報・警報 ③雨量 ④河川水位 ⑤土砂災害判定メッシュ ⑤土砂災害警戒情報 ⑦記録的短時間大雨情報
2	344-Ⅰ-002	H21．7.31	井戸沢川（鮎沢川）	竹之下（宿）	警戒		足柄小又は小山高				
3	344-Ⅰ-007	H21．7.31	入山沢（鮎沢川）	竹之下（所領）	特別警戒		小山高又は明倫小				
4	344-Ⅰ-008	H27．7.31	犬ノ平沢川1（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒		小山中				
5	344-Ⅰ-009	H27．7.31	桃山沢（鮎沢川）	小山（小山１）	警戒						
6	344-Ⅰ-010	H27．7.31	犬ノ平沢川2（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒						
7	344-Ⅰ-011	H27．7.31	犬ノ平沢川2（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒						
8	344-Ⅰ-012	H21．7.31	行者沢川（須川）	柳島（南藤曲）	警戒		明倫小				
9	344-Ⅰ-018	H21．7.31	野沢川右支川1（野沢川）	柳島（柳島）	特別警戒		成美小				
10	344-Ⅰ-019	H21．7.31	遠茂白川（鮎沢川）	柳島（柳島）	特別警戒						
11	344-Ⅰ-020	H21．7.31	小山沢１（鮎沢川）	小山（小山1）	特別警戒		小山中				
12	344-Ⅰ-022	H21．7.31	小山沢２（鮎沢川）	小山（小山２）	警戒						
13	344-Ⅰ-023	H21．7.31	滝沢川左支川２（滝沢川）	小山（小山３）	警戒						

14	344-Ⅰ-024	H21．7.31	滝沢川左支川1（滝沢川）	小山（小山３）	特別警戒	5　気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示（緊急）及び避難所開設に関する情報伝達 ・同報無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・防災無線（自主防貸与） ・町ＨＰ ・Ｌアラート	小山中				
15	344-Ⅰ-025	H21．7.31	滝沢川（鮎沢川）	小山（小山３）	警戒						
16	344-Ⅰ-030	H21．7.31	菖蒲沢（鮎沢川）	小山（小山４）	警戒						
17	344-Ⅰ-031	H21．7.31	下谷沢１（大沢川）	小山（小山４）	警戒						
18	344-Ⅰ-032	H21．7.31	下谷沢２（大沢川）	小山（小山４）	特別警戒						
19	344-Ⅰ-033	H21．7.31	大沢川（大沢川）	小山（小山４）	警戒						
20	344-Ⅰ-034	H21．7.31	和手川	小山（小山４）	特別警戒						
21	344-Ⅱ-001	H21．7.31	金時川（鮎沢川）	桑木（桑木・新柴）	特別警戒		新柴　足柄小 桑木　小山高				
22	344-Ⅱ-001-2	H21．7.31	金時川左支川（鮎沢川）	桑木（桑木・新柴）	特別警戒		新柴　足柄小 桑木　小山高				
23	344-Ⅱ-002	H21．7.31	竹之下沢（鮎沢川）	竹之下（所領）	警戒		小山高又は明倫小				
24	344-Ⅱ-003	H21．7.31	奥の沢川（須川）	上野（上野）	警戒		北郷中				
25	344-Ⅱ-004	H21．7.31	柳島川（野沢川）	柳島（柳島）	警戒		成美小				
26	344-Ⅱ-005	H21．7.31	小野畑沢（野沢川）	柳島（柳島）	警戒						
27	344-Ⅱ-006	H21．7.31	野沢川右支川2	柳島（柳島）	警戒						
28	344-Ⅲ-001	H21．7.31	上野川（須川）	上野（上野・中日向）	警戒		北郷中				
29	344-Ⅰ-003	H21．1.30	地蔵堂川（鮎沢川）	竹之下（向方）	特別警戒		小山高又は足柄小				
30	344-Ⅰ-004	H21．1.30	湯沸沢川（鮎沢川）	竹之下（向方）	警戒						
31	344-Ⅰ-005	H21．1.30	神田平沢（鮎沢川）	竹之下（向方）	特別警戒						

32	344-Ⅰ-006	H21. 1.30	地蔵堂川左支川(鮎沢川)	竹之下(向方)	警戒		小山高又は足柄小					
33	344-Ⅰ-013	H21. 1.30	藤曲沢(須川)	藤曲(藤曲・南藤曲)	警戒		藤曲　成美小 南藤曲　明倫小					
34	344-Ⅰ-014	H21. 1.30	湯船沢B(小山湯船川)	湯船（湯船）	警戒		成美小					
35	344-Ⅰ-015	H21. 1.30	湯船沢C(小山湯船川)	湯船（湯船）	警戒							
36	344-Ⅰ-016	H21. 1.30	湯船沢F(小山湯船川)	湯船（湯船）	警戒							
37	344-Ⅰ-017	H21. 1.30	湯船沢G(小山湯船川)	湯船（湯船）	警戒							
38	344-Ⅰ-021	H21. 1.30	頓沢川（鮎沢川）	生土（生土）	警戒		小山中					
39	344-Ⅰ-026	H21. 1.30	和波倉沢（鮎沢川）	生土（生土）	警戒							
40	344-Ⅰ-027	H21. 1.30	西沢川（西沢川）	生土（生土）	警戒							
41	344-Ⅰ-028	H21. 1.30	東沢川（西沢川）	生土（生土）	警戒							
42	344-Ⅰ-029	H21. 1.30	赤根沢川（鮎沢川）	生土（生土）	警戒							
43	344-Ⅱ-007	H21. 1.30	小山湯船川（野沢川）	湯船（湯船）	特別警戒		成美小					
44	344-Ⅱ-008	H21. 1.30	湯船沢A	湯船（湯船）	特別警戒							
45	344-Ⅱ-009	H21. 1.30	湯船沢D	湯船（湯船）	警戒							
46	344-Ⅱ-010	H21. 1.30	湯船沢E	湯船（湯船）	警戒							
47	344-Ⅲ-002	H21. 1.30	中島川（野沢川）	中島（中島）	警戒							

土砂災害警戒区域（急傾斜地）

通し番号	警戒区域に関する情報					土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所【ハザードマップに記載済み】	土砂災害に係る避難訓練の実施（法33号）	警報の伝達等	救助に関する事項	その他の警戒避難体制に関する事項
	危険箇所番号	指定日	区域名	所在地（自主防）	区　分						
1	103-Ⅰ-3529-2	H22. 2.19	桑木A	桑木（桑木）	特別警戒	1　気象警報等の把握 ・県、気象台防災行政ＦＡＸ、サイボス気象台ＨＰ 2　土砂災害予測に資する情報収集 ・町内雨量計 ・サイボス ・気象台ＨＰ ・防災行政ＦＡＸ ・土砂災害警戒判定メッシュ ・県ＧＩＳ 3　土砂災害前兆情報の収集 ・消防署、消防団のパトロール ・住民からの情報 4　気象情報、土砂災害警戒情報の収集 ・関係機関 ・気象台ＨＰ	小山高	1　年1回以上実施する。 2　土砂災害防止月間に自主防災会を中心に地域の実状に応じた訓練を実施 3　避難行動要支援者 ・避難行動要支援者台帳の整備、更新(定期・随時) ・避難、情報伝達訓練の実施	土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に電話・ＦＡＸ、防災無線により伝達（必要な場合屋内安全確保）	消防団・消防により救出甚大な場合は、県に自衛隊等を要請	判断基準 ①気象情報 ②注意報・警報 ③雨量 ④河川水位 ⑤土砂災害判定メッシュ ⑤土砂災害警戒情報 ⑦記録的短時間大雨情報
2	103-Ⅰ-0873	H21. 7.31	大沢	小山（小山4）	特別警戒		小山中				
3	103-Ⅰ-0876	H21. 7.31	幕下	小山（小山２）	特別警戒						
4	103-Ⅰ-0877	H21. 7.31	小山滝沢	小山（小山３）	特別警戒						
5	103-Ⅰ-0889	H21. 7.31	犬の平	小山（小山１）	特別警戒						
6	103-Ⅰ-0891	H21. 7.31	用沢塒下	用沢（用沢）	警戒		北郷小				
7	103-Ⅰ-0892	H21. 7.31	向方	竹之下（向方）	特別警戒		小山高又は足柄小				
8	103-Ⅰ-2776	H21. 7.31	南藤曲A	藤曲（南藤曲）	特別警戒		明倫小				
9	103-Ⅰ-2776-2	H21. 7.31	南藤曲B	藤曲（南藤曲）	特別警戒						
10	103-Ⅰ-2781	H21. 7.31	小山大向	小山（小山３）	特別警戒		小山中				
11	103-Ⅰ-2783	H21. 7.31	竹之下A	竹之下（宿）	特別警戒		小山高又は足柄小				
12	103-Ⅰ-2784	H21. 7.31	竹之下B	竹之下（宿）	特別警戒						
13	103-Ⅰ-3530	H21. 7.31	奈良橋A	藤曲（南藤曲）	特別警戒		明倫小				
14	103-Ⅰ-3531	H21. 7.31	日影A	柳島（柳島）	特別警戒		成美小				
15	103-Ⅰ-3532	H21. 7.31	日影B	柳島（柳島）	特別警戒						

16	103-Ⅰ-3534	H21．7.31	小山A	小山（小山４）	特別警戒	５　気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示（緊急）及び避難所開設に関する情報伝達 ・同報無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・防災無線（自主防貸与） ・町ＨＰ ・Ｌアラート	小山中					
17	103-Ⅰ-3535	H21．7.31	小山B	小山（小山１）	特別警戒							
18	103-Ⅱ-0781	H21．7.31	下合A	桑木（桑木）	特別警戒							
19	103-Ⅱ-0782	H21．7.31	下合B	桑木（桑木・新柴）	特別警戒		新柴　足柄小 桑木　小山高					
20	103-Ⅱ-0783	H21．7.31	奈良橋B	藤曲（南藤曲）	特別警戒		明倫小					
21	103-Ⅱ-0784	H21．7.31	日影C	柳島（柳島）	特別警戒							
22	103-Ⅱ-0785	H21．7.31	日影D	柳島（柳島）	特別警戒		成美小					
23	103-Ⅱ-0786	H21．7.31	柳島	柳島（柳島）	特別警戒							
24	103-Ⅱ-0787	H21．7.31	所領	竹之下（所領・小山１）	特別警戒		小山１　小山中 所領　小山高（明倫小）					
25	103-Ⅱ-0788	H21．7.31	宿	竹之下（宿）	特別警戒		小山高又は足柄小					
26	103-Ⅱ-5882	H21．7.31	小山C	小山（小山４）	特別警戒		小山中					
27	103-Ⅱ-5883	H21．7.31	小山D	小山（小山３）	特別警戒							
28	103-Ⅲ-0227	H21．7.31	竹之下C	竹之下（向方）	特別警戒		小山高又は足柄小					
29	103-Ⅲ-0228	H21．7.31	新柴	桑木（桑木）	特別警戒		小山高					
30	103-Ⅰ-0874	H21．1.30	生土西沢B	生土（生土）	特別警戒		小山中					
31	103-Ⅰ-0875	H21．1.30	生土西沢	生土（生土）	特別警戒							
32	103-Ⅰ-0878	H21．1.30	生土松葉	生土（生土）	特別警戒							
33	103-Ⅰ-0878-2	H21．1.30	生土松葉B	生土（生土）	特別警戒							

34	103-Ⅰ-0879	H21．1.30	生土 中島	生土 （生土・小山1）	警戒		小山中					
35	103-Ⅰ-0880	H21．1.30	生土 中島B	中島 （中島）	警戒		成美小					
36	103-Ⅰ-0881	H21．1.30	藤曲 坂下	藤曲 （藤曲）	特別警戒							
37	103-Ⅰ-0882	H21．1.30	湯船 谷津	湯船 （湯船）	特別警戒							
38	103-Ⅰ-0883	H21．1.30	藤曲坂 下丁A	藤曲 （藤曲）	警戒							
39	103-Ⅰ-0884	H21．1.30	藤曲坂 落合A	藤曲 （藤曲）	特別警戒							
40	103-Ⅰ-0885	H21．1.30	藤曲坂 落合B	藤曲 （藤曲）	特別警戒							
41	103-Ⅰ-0886	H21．1.30	藤曲ハ 二塚A	藤曲 （藤曲）	警戒							
42	103-Ⅰ-0887	H21．1.30	藤曲ハ 二塚B	藤曲 （藤曲）	特別警戒							
43	103-Ⅰ-0888	H21．1.30	菅沼 小茅沼	菅沼 （菅沼）	警戒		明倫小					
44	103-Ⅰ-0890	H21．1.30	菅沼 馬場	菅沼 （菅沼）	特別警戒							
45	103-Ⅰ-2773	H21．1.30	湯船 上耕地	湯船 （湯船）	特別警戒		成美小					
46	103-Ⅰ-2778	H21．1.30	菅沼 天神下	菅沼 （菅沼・藤曲）	特別警戒							
47	103-Ⅰ-2779	H21．1.30	中島	中島 （中島）	特別警戒							
48	103-Ⅰ-2780	H21．1.30	藤曲 本通	藤曲 （藤曲）	特別警戒							
49	103-Ⅰ-2787	H21．1.30	生土 赤根沢	生土 （生土）	特別警戒		小山中					
50	103-Ⅰ-3533	H21．1.30	滝の前A	中島 （中島）	特別警戒		成美小					
51	103-Ⅱ-0789	H21．1.30	菅沼 アラヤ	菅沼 （菅沼）	特別警戒		明倫小					

52	103-Ⅱ-0790	H21. 1.30	生土 西沢C	生土 （生土）	特別 警戒		小山中				
53	103-Ⅱ-0791	H21. 1.30	滝の前B	中島 （中島）	特別 警戒						
54	103-Ⅱ-0792	H21. 1.30	湯船 谷戸A	湯船 （湯船）	特別 警戒						
55	103-Ⅱ-0793	H21. 1.30	湯船 谷戸B	湯船 （湯船）	特別 警戒		成美小				
56	103-Ⅱ-0794	H21. 1.30	湯船子り坂A	湯船 （湯船）	特別 警戒						
57	103-Ⅱ-0795	H21. 1.30	湯船子り坂B	湯船 （湯船）	特別 警戒						
58	344-Ⅰ-003	H28. 3.18	竹之下 神田	竹之下 （向方）	警戒		足柄小				

2　土砂災害警戒区域（土石流）内に所在する要援護者施設

指定日	区域名	区分	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助
H27. 7.31	犬の沢平１ 桃山沢 犬の沢平２ 犬の沢平３	警戒	養護老人ホーム 「平成の杜」	小山２５５－２	・電話、FAX ・防災無線 【半固定３０７】 ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援 ・夜間や危険な場合は、施設内のより安全な場所に避難

余　白

２－３－１　第４次地震被害想定　推定震度分布図（南海トラフ沿い）

【陸側ケース】

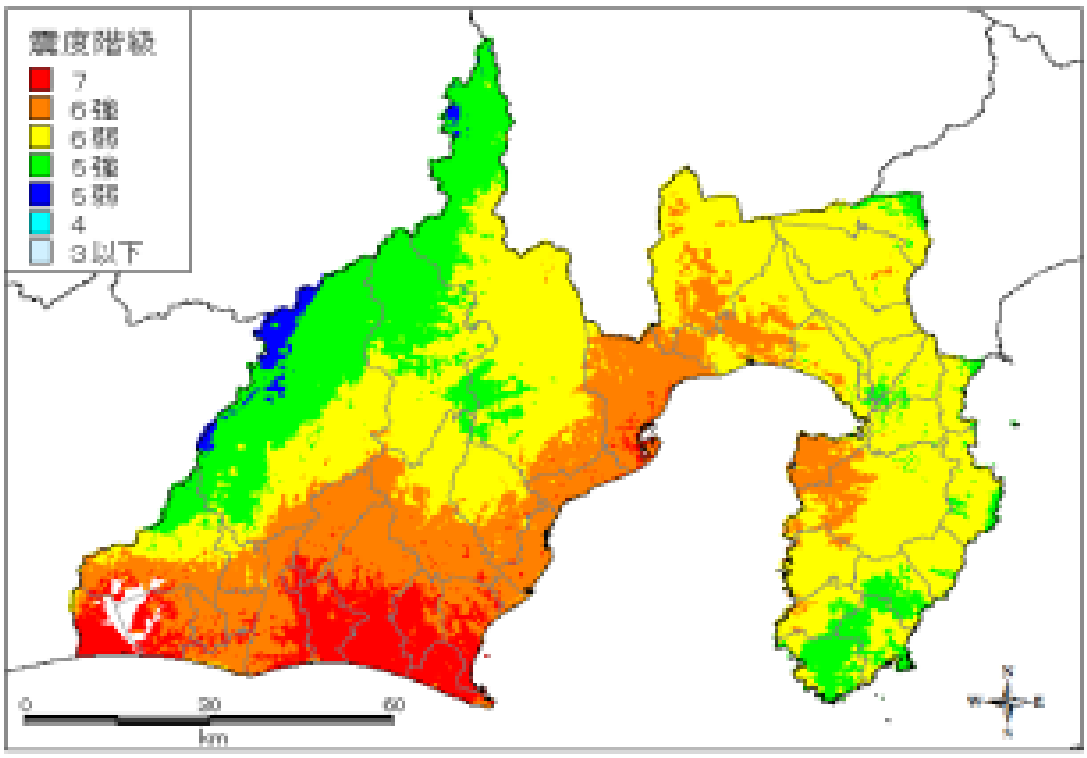

震度区分	５強	６弱	合計
面　積	29.3 ㎢	102.2 ㎢	131.5 ㎢

第４次地震被害想定　推定震度分布図（相模トラフ沿い）

【相模トラフ沿いの最大クラス】

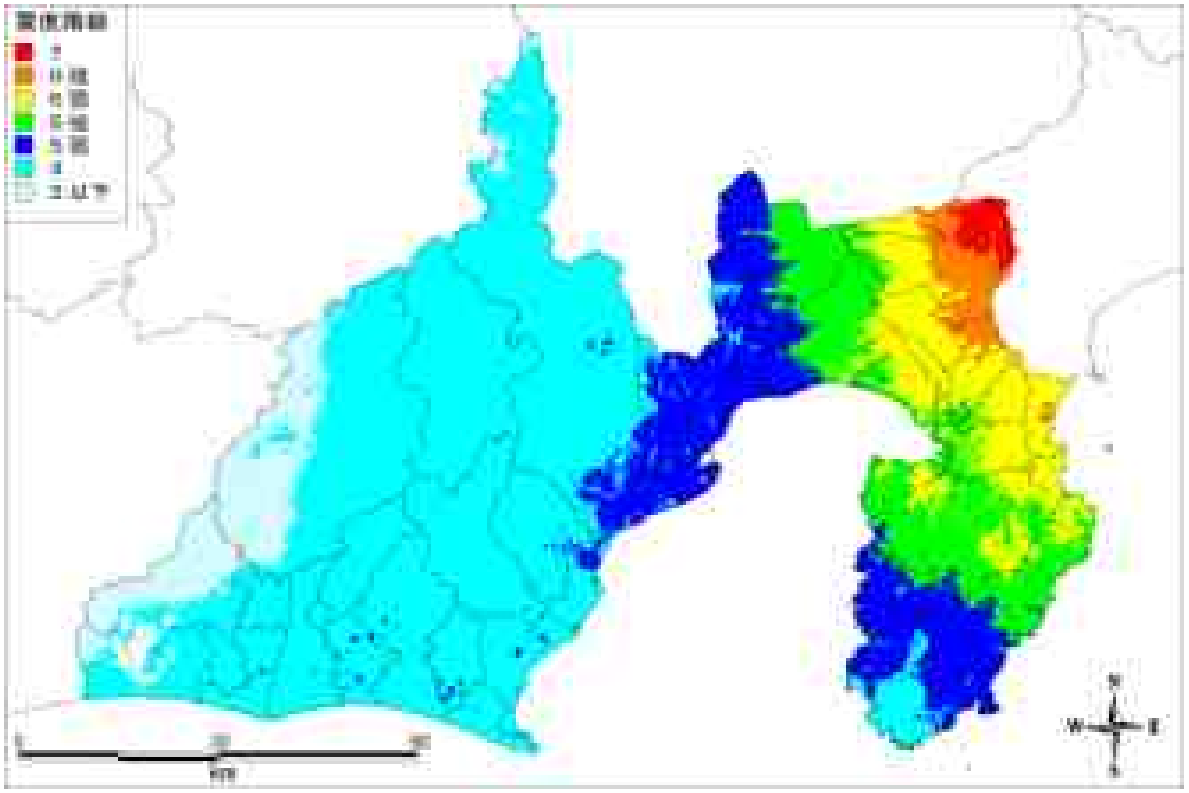

震度区分	５強	６弱	６強	７	合計
面　積	4.1 ㎢	26.1 ㎢	37.4 ㎢	63.9 ㎢	131.5 ㎢

２－３－２　ライフライン時系列シナリオ

			地震発生～	数分後～	2,3 日後～	１週間後～
		警戒宣言発令時	災害発生期	災害拡大期	応急復旧期	本格復旧期
上水道	被害	・緊急貯水により需要拡大	・水源、配水池等の構造物に被害 ・管路に折損、破裂等が生じ一部給水不能	・町内各所で断水が発生 ・応急給水により水を確保	・応急復旧により断水箇所減少	・仮設配管等による復旧は数週間を要す
	対応	・緊急貯水の呼び掛け ・配水池の点検 ・応急復旧用資機材確保		・急復旧作業開始 ・飲料水兼用貯水槽の利用	・応急復旧作業継続	・応急復旧作業継続
下水道	被害		・管きょが破損し、土砂・地下水等が流入 ・液状化によるマンホールの浮上等	・排水困難地域の発生	・応急復旧により排水困難箇所減少	・応急復旧は約１ヶ月
	対応	・施設の緊急点検 ・応急復旧用資機材確保		・応急復旧作業開始	・応急復旧作業継続	・応急復旧作業継続
電気	被害	・地震災害警戒本部設置 ・要員及び資機材確保	・配電線、配電柱に被害	・停電が発生	・通電範囲の拡大	・応急復旧に約２週間
	対応			・被害箇所の調査 ・重要箇所を中心とした応急復旧	・応急復旧工事継続	・応急復旧工事継続
ＬＰガス	被害		・ボンベの転倒等によるガス漏れ ・マイコンメーターによる供給遮断	・ガス漏れ通報	・ガス使用可能範囲拡大	
	対応	・安全広報		・被害調査・点検開始	・被害調査・点検完了	
電話	被害	・輻輳状態発生	・電柱、ケーブルへの被害 ・受話器はずれ等による輻輳	・一般通話規制 ・災害時優先電話による通話可能	・１週間程度は電話がかかりにくい状態 ・通話規制の継続	・２週間程度で全域で通話可能
	対応	・通信規制 ・復旧資機材確保 ・広報		・応急復旧作業開始	・応急復旧作業継続	

２－３－３　道路の被害発生と復旧シナリオ

		東名高速道路	東西幹線	その他道路
被害状況		御殿場ＩＣ～都夫良野トンネル間で山・崖崩れにより一部不通箇所が発生	国道 246 号神奈川県境で山・崖崩れによる影響で一部区間通行不能	地盤の液状化、山・崖崩れ、沿道建築物被害等により一部区間で通行止めと交通規制
復旧状況	１～３日	瓦礫、障害物撤去に３日程度を要する	一部区間通行不能	一部区間で通行止めと交通規制
	３～７日	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	１週間～１ヶ月	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	１ヶ月以上	通行可能	通行可能	一部区間で交通規制

３　気象情報等

３－１　気象等の注意報及び警報の種類と発表基準

発表官署 静岡地方気象台

小山町	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警　報	大雨（浸水害）	表面雨量指数	１９
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	139
	洪水	流域雨量指数基準	鮎沢川流域=３７．７　須川流域=１７．１　小山佐野川流域=２１．６
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	１２時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	１１
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	流域雨量指数基準	鮎沢川流域=３０．２　須川流域=１３．７　小野佐野川流域=１７．２
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	１２時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ	1.降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2.積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合	
	低温	冬季：最低気温－４℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温４℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110 mm

平成２２年５月２７日現在

３－２　気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」＊、地震については「緊急地震速報」（震度６弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

３－３　気象庁震度階級関連解説表

３－４　富士山の噴火警戒レベル

３－５　避難情報

区　分	内　容
避難準備・高齢者等避難開始 （以下「避難準備情報等」という。）	住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。 ・避難するのに時間のかかる高齢者など避難行動要支援者は避難を開始 ・通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持ち出し品の用意など避難準備を開始
避難勧告	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。 ・避難勧告が発表されている地域のすべての住民は指定された避難場所に避難を開始
避難指示（緊急） （以下「避難指示」という。）	避難勧告よりも強く避難を求めるもの。 ・避難中の住民は直ちに避難を完了 ・まだ避難していない人は直ちに避難

３－６　避難判断基準(風水害)

区　分		状　況	町の対応
第１段階	情報収集	○台風情報の発表（５日前から注意、３日前から情報共有） ○大雨注意報が発表	①気象情報や各地の雨量、雨雲、前線等の情報を収集 ②台風（発達性低気圧含む。）の場合は、予想進路等の情報共有
第２段階		○大雨警報発表	①事前配備体制 ②時間雨量の測定 ③時間雨量、河川水位により事前配備体制の強化
第３段階	避難準備情報等	①土砂災害警戒判定メッシュが赤紫又は予想２ｈ前で基準線（ＣＬ）に到達又は気象庁・県からの防災情報 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③河川水位等	①避難準備情報等の発令 ②必要により第１次配備体制 ③避難所開設 ④住民への広報及び避難行動要支援者の避難の呼びかけ
第４段階	避難勧告	①土砂災害警戒情報発表、土砂災害警戒メッシュが紫又は予想１ｈ前で基準線（ＣＬ）到達又は気象庁・県からの防災情報、記録的短時間大雨情報が発表 ②巡回による前兆現象の確認（河川水位、湧水、河川への土砂の異常な流入）	①避難勧告の発令 ②発令地域の避難所の開設 ③住民への広報、避難の呼びかけ ④要支援者の避難状況の確認 ⑤災害対策（警戒）本部への移行
第５段階	避難指示	①特別警報 ②気象庁、県からの防災情報 ③災害の発生	①避難指示の発令 ②住民への避難指示 ③災害対策本部への移行

４　情報の収集・伝達及び広報活動

４－１　連絡系統図

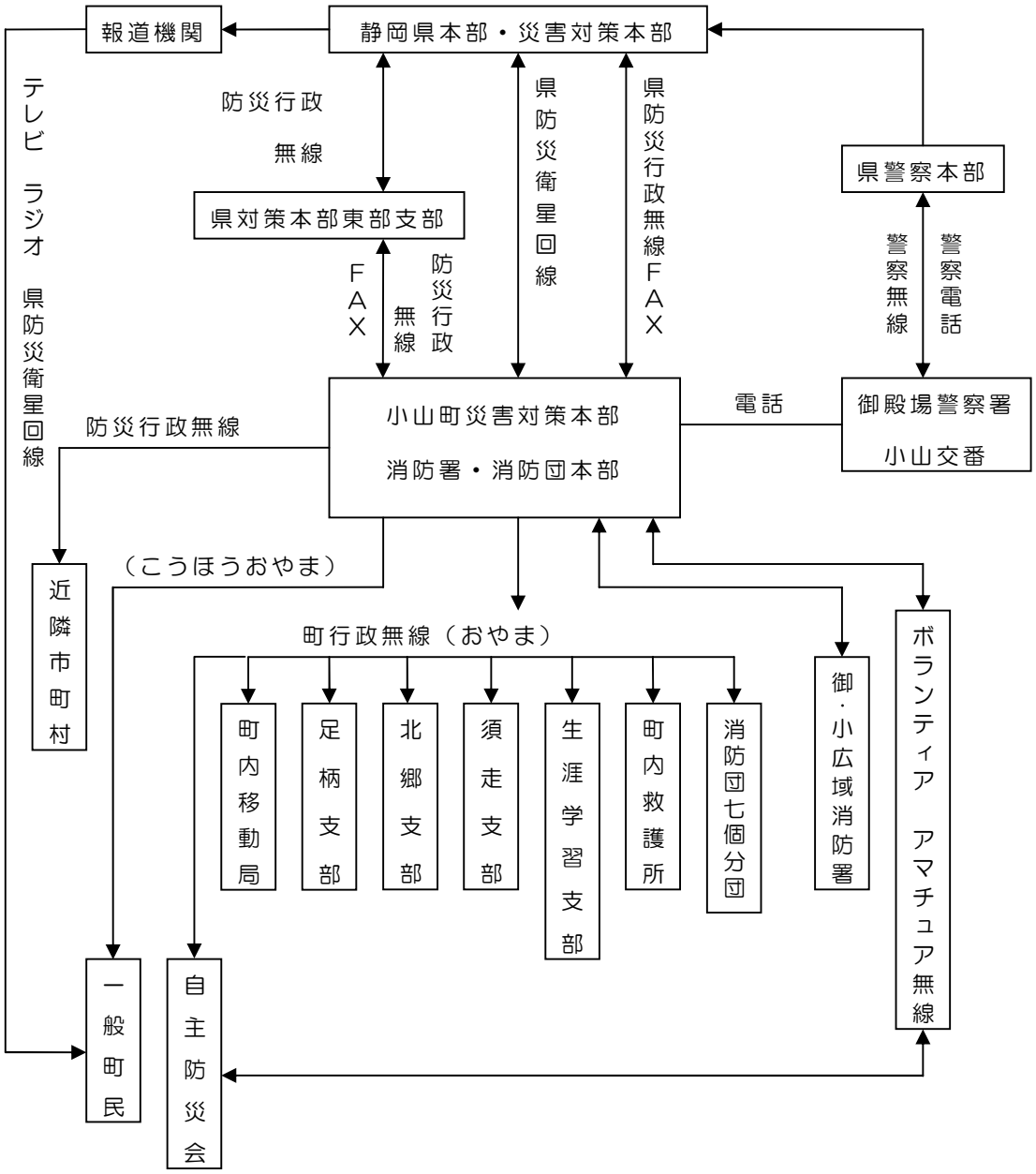
報道機関
静岡県本部・災害対策本部
テレビ　ラジオ　県防災衛星回線
防災行政無線
県防災衛星回線
県防災行政無線ＦＡＸ
県警察本部
県対策本部東部支部
ＦＡＸ
防災行政無線
警察無線
警察電話
小山町災害対策本部
消防署・消防団本部
電話
御殿場警察署
小山交番
防災行政無線
（こうほうおやま）
近隣市町村
町行政無線（おやま）
町内移動局
足柄支部
北郷支部
須走支部
生涯学習支部
町内救護所
消防団七個分団
御・小広域消防署
ボランティア　アマチュア無線
一般町民
自主防災会

４－２　同報無線屋外子局設置場所一覧表

No.	設置場所	住　　所	モータ サイレン	アンサー バック
1	下谷地区広場	小山７６７－２		
2	生土公民館	生土２３０		
3	小山町役場	藤曲５７－２	○	
4	成美小学校	藤曲１５０		○
5	湯船町住広場	湯船９５－５	○	
6	明倫小学校	菅沼６３０－４		○
7	足柄小学校	竹之下２４３８		○
	足柄支所	竹之下２２８－２	○	
8	桑木公民館付近	桑木８９－１	○	
9	下古城広場	下古城１２		
10	大胡田公民館	大胡田１０４４－２		
11	小山町総合文化会館	阿多野４１－４		
12	北郷小学校	用沢６０４－１		○
	消防５分団詰所	用沢６０４－９		
13	一色正倉研修センター	一色１０９３－１		
14	棚頭コミセン	棚頭６５６		
15	上野公民館	上野７３４－１		
16	中日向広場	中日向３３１－２		
17	大御神コミセン	大御神２１３－３		
18	大御神萬昌寺	大御神８３３－２		
19	須走小学校	須走７０－１８		○
20	須走総合グラウンド	須走４０７７		○
21	須走高原ゴルフ前	須走１２１		
22	消防須走分署	須走２９３－１	○	
	消防７分団詰所	須走１６４－１	○	
23	吉久保明倫館	吉久保３８１－１		
24	小山消防署	菅沼３５９－２	○	

４－３　避難地電話番号一覧表

種別等／名　称	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番　号	種別等／名　称	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番　号
小山中学校	一次	1.69	76-0154	北郷小学校	一次	2.18	78-0520
成美小学校	一次	1.96	76-0063	北郷中学校	一次	3.95	78-0514
明倫小学校	一次	1.35	76-0064	須走小学校	一次	1.80	75-2730
足柄小学校	一次	1.32	76-0596	須走中学校	一次	2.19	75-2004
生涯学習センター	広域	2.72	76-5700	須走総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	一次	3.00	
健康福祉会館広場	一次	0.20	76-6666	県立小山高校	一次	2.00	76-1188

◎　一般電話の外、避難地特設公衆電話設置済み。

４－４　特設公衆電話設置場所一覧表

建　物　名	利用場所	設置台数
小山町総合文化会館	事務室	1
小山町健康福祉会館	事務室	1
須走総合グラウンド	グラウンド	1
須走小学校	事務室	1
須走中学校	職員室	1
明倫小学校	職員室	1
足柄小学校	職員室	1
小山中学校	職員室	1
成美小学校	事務室	1
北郷中学校	玄関	1
北郷小学校	事務室	1
県立小山高校	体育館事務室	1

４－５　小山町自主防災会連合会規約

（目的）

第１条　この規約は、町民の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災活動を効果的に行うことにより地震、水害、その他異常気象による被害（以下「災害」という。）の防止、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（会の名称）

第２条　この会は、小山町自主防災会連合会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本会の事務所は防災事務を担当する課に置く。

（事　業）

第４条　本会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。

⑴ 防災に関する知識の普及活動

⑵ 災害予防活動

⑶ 地区防災会との連絡調整

⑷ 地区防災会の防災訓練と指導育成

⑸ その他本会の目的を達成するための必要な事項

（会　員）

第５条　本会は、小山町内に設置されている自主防災会長を以て構成する。

（役　員）

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴ 会長　　１名

⑵ 副会長　　４名

⑶ 幹事　　若干名

（役員の選出）

第７条　本会の役員は会員の互選による。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任をさまたげない。

（役員の任務）

第９条　役員の任務は、次のとおりとする。

⑴ 会長は、会務を総括し、本会を代表する。また、会議の議長となる。

⑵ 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

⑶ 幹事は、役員会の構成員として会務の運営にあたる。

（会　議）

第１０条　会議は、総会及び役員会として必要な都度会長が召集する。

（総　会）

第 11 条　総会は、全会員を以って構成する。

(1) 総会は、毎年１回開催する。

(2) 総会は、次の事項を審議する。

ア　規約の改正に関すること。

イ　事業計画に関すること。

ウ　その他特に必要と認めたこと。

(3) 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第 12 条　役員会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

２．役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき事項。

(2) 総会により委任されたいこと。

（事業年度）

第 13 条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附　則

この規約は、昭和５２年１０月１９日から施行する。

４－６　自主防災組織と任務分担

班　別	任　務　分　担
本部 会長 副会長	(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関すること。 (3) 会の経理に関すること。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関すること。 (5) 防災教育の推進に関すること。
消火・水防班	(1) 住民の消火作業、水防作業等の指導教育に関すること。 (2) 消火器使用に関する知識の普及に関すること。 (3) 消防資機材の点検に関すること。
救出・救助班	(1) 負傷者の救出、救助及び資機材の調達に関すること。 (2) 住民の救出、救助訓練に関すること。 (3) 災害弱者等の安否確認と救出に関すること。
情報班	(1) 本部との連絡に関すること。 (2) ラジオ、町広報による情報の収集、住民への伝達、地区への被害状況等の把握に関すること。 (3) 警戒宣言発令時の住民への周知徹底に関すること。
避難誘導班	(1) 避難地、避難路等の点検調査に関すること。 (2) 会長の指示に基く地区民の避難誘導及び避難人員の点呼に関すること。 (3) 避難訓練の指導教育に関すること。
生活班	(1) 区又は町等から提供された食料等の配布、炊き出し等による給食に関すること。 (2) 避難所生活の計画及び調整に関すること。 (3) 災害本部と協力し、飲料水の確保、給水に関すること。 (4) 濾水機の活用に関すること。
衛生救護班	(1) 負傷者の応急救護及び医薬品、資機材の調達等に関すること。 (2) 住民の救急法、応急手当ての方法等の衛生知識の普及に関すること。 (3) 仮設便所の設置等に関すること。
安全点検班	(1) 地域の巡回点検の実施、危険箇所及び危険物の調査に関すること。
清掃班	(1) ごみ処理及びがれき等廃棄物処理に関すること。
補修班	(1) 家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保に関すること

注

１．情報班は、ボランティアとしてアマチュア無線局による情報の伝達も確保すること。

２．消火、水防班は、火防隊等の消防資材による活動を考慮しておくこと。

４－７　自主防災会一覧表と集合場所

番号	自主防災会名	集　合　場　所	番号	自主防災会名	集　合　場　所
１	小山１区	健康福祉会館	２３	桑木区	公民館
２	小山２区	健康福祉会館広場	２４	用沢区	公民館
３	小山３区	小山３区コミセン	２５	棚頭区	コミセン広場
４	小山４区	防災倉庫前	２６	大御神区	コミセン広場
５	生土区	生土神社前広場	２７	中日向区	公民館
６	音渕区	音渕区公民館	２８	上野区	公民館
７	中島区	金時公園	２９	阿多野区	公民館
８	柳島区	宮の前広場	３０	吉久保区	明倫館
９	湯船区	湯船公民館	３１	下古城区	集会所
１０	藤曲区	成美小学校	３２	大胡田区	公民館
１１	落合区	成美小学校	３３	上古城区	コミセン広場
１２	南藤曲区	公民館	３４	一色区	防災会館
１３	茅沼区	八幡神社境内			コミセン
１４	菅沼区	日吉神社境内			研修センター
１５	坂下区	甘露寺			下小林善公館
１６	谷戸区	明倫小学校	３５	上本町区	須走保育園
１７	大脇区	大脇会館	３６	下本町区	須走小学校
１８	原向区	町営住宅広場	３７	東原区	官舎前広場
１９	所領区	コミセン広場	３８	下原区	集会所
２０	宿区	足柄コミセン	３９	緑ケ丘区	集会所
２１	向方区	足柄小学校	４０	雲雀ケ丘区	須走総合グラウンド
２２	新柴区	新柴遊園地			

４－８　報道機関名簿

地方紙記者名簿

社　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
㈱静岡新聞社 御殿場支局	御殿場市二枚橋 55－25	(82)0157	(83)9437
㈱岳麓新聞社	御殿場市新橋 669-25	(82)0080	(82)0088
㈱富士と生きる （日刊静岡）	御殿場市川島田 1440	(89)8930	(89)8932

沼津記者会　FAX　055(934)1109

社　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
ＮＨＫ静岡放送局 沼津支局	沼津市吉田町 1-1 ｲｰｽﾄ永代橋ﾋﾞﾙ 2F	055(931)7475	055(931)7142
(株)静岡朝日テレビ 東部支社	沼津市大手町 1-1-6 イーラｄｅ3F	055(951)3100	055(951)3903
(株)静岡第一テレビ 東部支局	沼津市大手町 2-31-2 ｵｰﾂｰﾋﾞﾙ 5F	055(963)4777	055(962)7310
静岡放送㈱ 東部総局	沼津市魚町 1 ｻﾝﾌﾛﾝﾄ 4F	055(962)0383	055(962)6515
㈱テレビ静岡 沼津支社	沼津市大手町 2-4-1 沼津第一生命ﾋﾞﾙ５階	055(962)7374	055(954)0710
産経新聞　静岡支局	静岡市葵区伝馬町９－１河村ビル２Ｆ	054(255)5026	054(255)0038
朝日新聞　沼津支局	沼津市末広町 33	055(951)1231	055(951)1410
読売新聞　沼津支局	沼津市大手町 3-2-15 沼津駅前 YK ﾋﾞﾙ 5F	055(951)8880	055(951)8881
毎日新聞　沼津支局	沼津市大手町５－１１－３ﾗﾋﾟｭﾀｰﾋﾞﾙ３Ｆ	055(962)0204	055(964)0225
時事通信社　沼津支局	沼津市添地町 37 三鋼ビル 2F	055(963)5115	055(951)0660
中日新聞・東京新聞 沼津支局	沼津市大手町 2-9-5 堺沢ビル 5F	055(962)1123	055(962)5964

その他

社　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
小山町テレビ共聴組合	小山町生土 59-10	(76)4832	(76)1236
(株)TOKAI ｹｰﾌﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ 御殿場支店	御殿場市川島田 435-1	(82)6751	(82)6836
㈱建通新聞社 沼津支局	沼津市平町 18-20 川口第二ﾋﾞﾙ	055(962)5167	055(951)6965
㈱エフエム御殿場	御殿場市川島田 532-1 ｴﾋﾟ･ｽｸｴｱ内	(84)0863	(84)5858

４－９　小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿

第一対策本部　小山町商工会

電　話　７６－１１００

会社名	住　所	電話番号	ＦＡＸ	備　考
㈱小方組	小山７９	７６－１９１９	７６－１９９６	
富士峰建設㈱	小山７１	７６－０２３５	７６－０７３８	
松井建設㈱	小山３３９	７６－０１３３	７６－３３５４	
大幸建設㈱	生土７０－１	７６－０２４１	７６－５０８１	
佐野建設㈱	小山９６－１	７６－０３１８	７６－２３２６	
東静建設㈱	生土２４－１	７６－０１５２	７６－４５８３	
臼幸産業㈱	藤曲１０９－１	７６－１２００	７６－４９２３	
㈱室伏組	菅沼９７６－４８	７６－０４６１	７６－４９１３	
㈲渡邊組	菅沼７６８－１	７６－０２２３	７６－１２２３	
㈱田代建設	大胡田１０７７	７６－０５０３	７６－１９６０	
㈲小山庭園	一色６５０	７８－０１１７	７８－０１２７	
㈱和太組	用沢１９６－５	７８－０５４８	７８－０８８４	
㈲斉藤工務店	須走２９５	７５－２１１１	７５－３８３３	
㈲棗組	生土２０４－１	７６－３３１６	７６－３４４３	

小山町建設業協会災害対策組織

協会対策本部		
建設業協会災害支援活動本部(小山町商工会内)　７６－１１００ 協会長　田代　和美　７６－０５０３		
情報収集係	対策係	重機・資材係
臼幸産業㈱　７６－１２００ ㈲小山庭園　７８－０１１７ 東静建設㈱　７６－０１５２ 松井建設㈱　７６－０１３３	㈱小方組　７６－１９１９ 富士峰建設㈱　７６－０２３５ ㈱室伏組　７６－０４６１ ㈲棗組　７６－３３１６	㈱和太組　７８－０５４８ ㈲斉藤工務店　７５－２１１１ 大幸建設㈱　７６－０２４１ 佐野建設㈱　７６－０３１８ ㈲渡邊組　７６－０２２３

５　防災関連施設・設備等

５－１　ヘリポート設置予定場所

施　設　名	所　在　地	電　話	広さ 巾m×長さm	備　考
明倫小学校グラウンド	小山町菅沼６２７	76-0064	55×100	
須走小学校グラウンド	〃　須走７０－１８	75-2730	60×130	
北郷小学校グラウンド	〃　用沢６０４－１	78-0520	90×150	
小山中学校グラウンド	〃　藤曲１４２	76-0154	80×90	
足柄小学校グラウンド	〃　竹之下2411-1	76-0327	60×100	
多目的広場	〃　吉久保４０－１	76-5700	80×150	自衛隊集結地

ヘリポートの条件　（中型機想定）

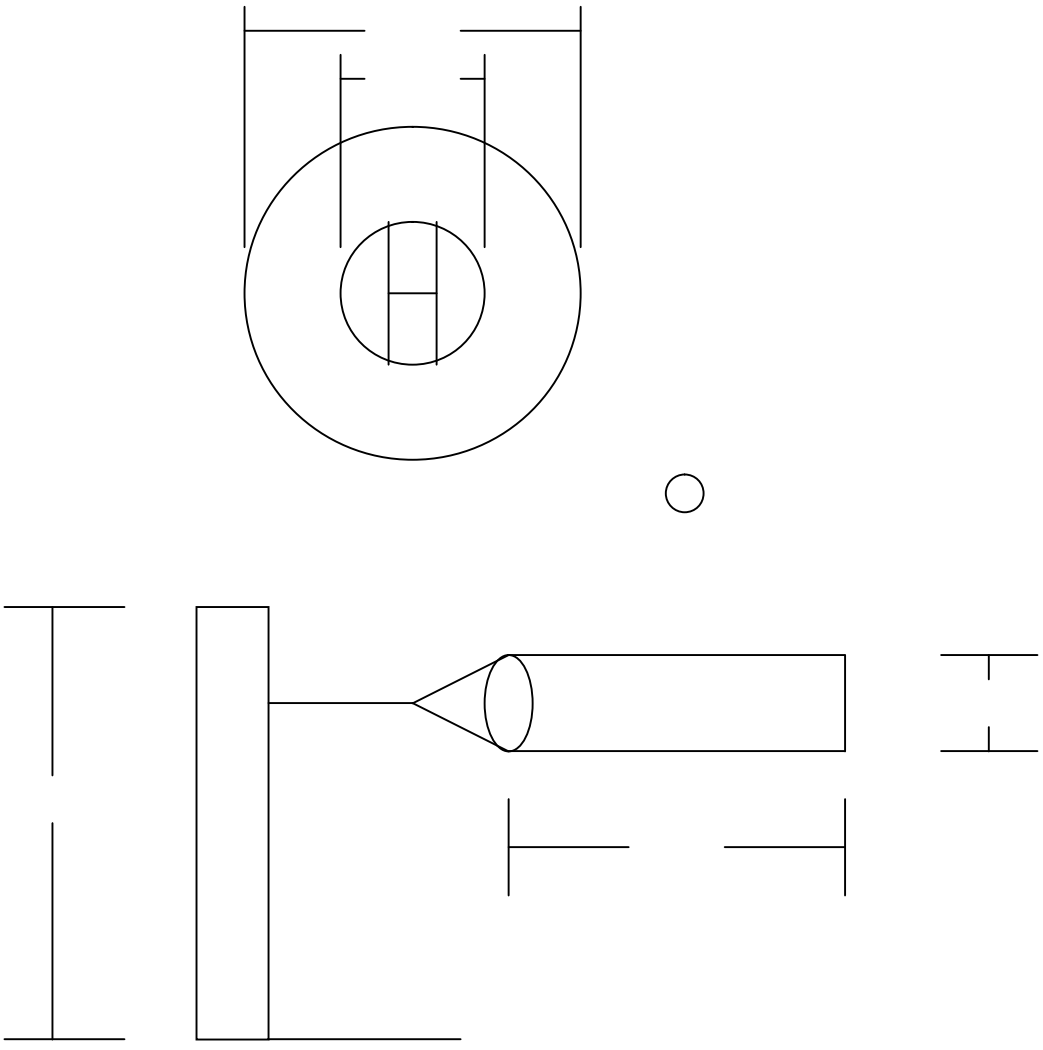

ヘリポートの具備すべき条件

1　離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）

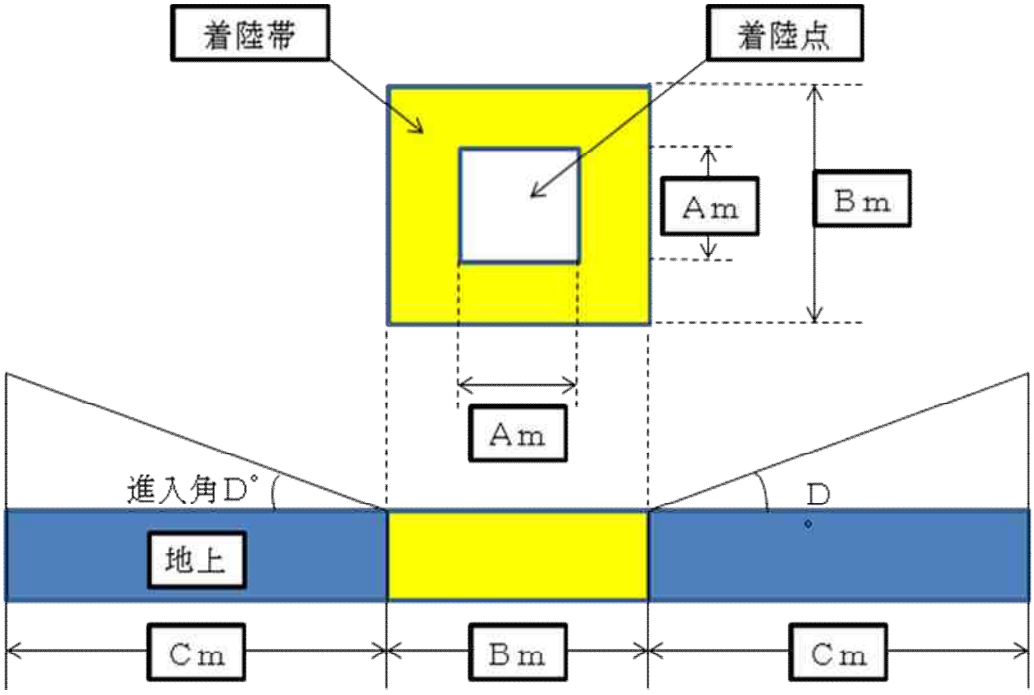

機　種		標　準	応　急	追加搭乗人員
小　型 （ＯＨ－６）	Ａ	５ｍ		２名
	Ｂ	３０ｍ	２０ｍ	
	Ｃ	４５０ｍ		
	Ｄ	１０°	１５°	
中　型 （ＯＨ－１）	Ａ	１０ｍ		２名
	Ｂ	４０ｍ	２７ｍ	
	Ｃ	４５０ｍ		
	Ｄ	１０°	１５°	
中　型 （ＵＨ－１）	Ａ	６ｍ		１０名
	Ｂ	３６ｍ	３０ｍ	
	Ｃ	４５０ｍ		
	Ｄ	８°	１４°	
中　型 （ＵＨ－６０）	Ａ	１２ｍ		１１名
	Ｂ	４０ｍ	３４ｍ	
	Ｃ	４５０ｍ		
	Ｄ	８°	１２°	
大　型 （ＣＨ－４７）	Ａ	２０ｍ		５５名
	Ｂ	１００ｍ	７０ｍ	
	Ｃ	４５０ｍ		
	Ｄ	６°	８°	

ア　重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある（積載重量に影響を受ける。）
イ　上記の表内基準は、気温・温度・風向・高度等天候の条件により変動する。
ウ　不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

２　地表面

（１）舗装された場所が最も望ましい。

（２）グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう措置すること
（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。

（３）草地の場合は、硬質低草地であること。

３　着陸点

着陸点のほぼ中央に石灰等で直径 10mの正円を画き、中央にHと記す。

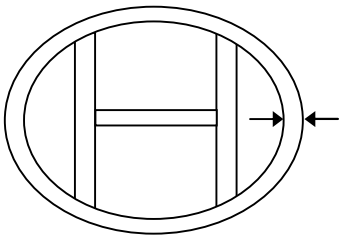

４　着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

（１）布製

（２）風速 25m／秒程度に耐えられる強度

５　救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

６　電話等、通信手段の利用が可能であること。

７　離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

８　安全監視員を配置する。

５－２　防災拠点施設

区　分	拠点開設予定施設	主な目的
自衛隊災害派遣部隊	生涯学習センター	・自衛隊災害派遣部隊の受援拠点 ・拠点ヘリポート
緊急消防援助隊	生涯学習センター 須走多目的広場	・緊急消防援助隊の受援拠点
警察広域緊急援助隊	生涯学習センター	・広域緊急援助隊の受援拠点 ・静岡県警察御殿場警察署災害警備本部の代替施設
防災拠点	道の駅「ふじおやま」 道の駅「すばしり」	・観光客、通過客の一時避難施設 ・物流受入拠点 ・広域進出拠点 ・町外避難時における出発のための一時集結地
備　考	１　国への要望 防災拠点の充実及び機能強化のため、駐車場の拡幅や観光客、通過客の一時避難施設に必要な情報掲示板、マンホールトイレ及び備蓄倉庫等の整備 ２　町の施策 町民、観光客、通過客等の一時避難対応のため、継続的に食料、飲料水等を備蓄する。	

６　避難地・避難所関係

６－１　広域避難地・一次避難地

区　分	定　　義	施設名	所在地
広域避難地	地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護復旧活動の拠点となるもの。	生涯学習センター	阿多野 130
一次避難地	広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の機能防止機能を果たすもの。	健康福祉会館	小山 75-7
		小山中学校	藤曲 142
		成美小学校	藤曲 150
		明倫小学校	菅沼 627
		足柄小学校	竹之下 2411-1
		北郷中学校	用沢 355
		北郷小学校	用沢 604-1
		須走中学校	須走 99-1
		須走小学校	須走 70-18
		須走総合グラウンド	須走 347
		県立小山高校	竹之下 369

６－２　指定避難所と指定緊急避難場所

① 指定避難所とは
　災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

② 指定緊急避難場所とは
　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

③ 指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができる。

施設名	所在地	延床（有効）面積(㎡)	構造別延床面積(㎡)			
			木造	鉄骨造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ
生涯学習センター	阿多野 130	２，５８７	０	０	０	２，５８７
健康福祉会館	小山 75-7	３，３７７	０	０	３，３７７	０
小山中学校	藤曲 142	７，３００	０	０	７，３００	０
成美小学校	藤曲 150	５，７５６	０	５，７５６	０	０
明倫小学校	菅沼 627	２，７７３	０	２，７７３	０	０
足柄小学校	竹之下 2411-1	１，９５３	０	１，９５３	０	０
北郷中学校	用沢 355	５，５３９	０	５，５３９	０	０
北郷小学校	用沢 604-1	４，８６４	０	４，８６４	０	０
須走中学校	須走 99-1	３，３９８	０	３，３９８	０	０
須走小学校	須走 70-18	４，０５６	０	４，０５６	０	０
県立小山高校	竹之下 369	２，７７４	０	０	０	２，７７４
※須走総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	須走 347	（２５，５６１）	―	―	―	―

※須走総合グラウンドは、指定緊急避難場所のみ。その他の施設は指定避難所を兼ねるものとする。

６－３　福祉避難所

協　定　先	協定対象施設名	所　在　地	電　話
（福）ミルトス会	知的障害者厚生施設「駿東学園」	小山町吉久保 1050	76-3808
	駿東学園地域活動支援ｾﾝﾀｰ「こでまり」		
（一社）須走彰徳山林会	須走災害対策センター	小山町須走 81-1	86-3773
	須走東災害対策センター	小山町須走 16-12	86-3037
（福）寿康会	特別養護老人ホーム徳風園	小山町上野 1440-1	76-3388
	デイサービスセンター徳風園		
	特別養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8008
	養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8000
	デイサービスセンター平成の杜	小山町小山 255-2	76-0866
（医）静寿会	介護老人保健施設おやまの杜	小山町菅沼1839-3	78-1911

7　医療救護・衛生

７－１　医療救護本部・救護病院・災害拠点病院

●医療救護本部

本　部　名	所　在　地	電話番号
医療救護本部(御殿場市保健センター)	御殿場市西田中 237-7	８２-１１１１
医療救護本部（小山町災害対策本部）	小山町阿多野１３０	７６-５７００

●救護病院

病　院　名	所　在　地	電話番号	病床数
富士小山病院	用沢４３７－１	78-1200	一般　39 床 介護　60 床
自衛隊富士病院	須走４８１－２７	75-2311	一般　50 床

●災害拠点病院

病　院　名	所　在　地	電話番号
順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410-2295　伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111
三島総合病院	〒411-0801　三島市谷田字藤久保 2276	055-975-3031
沼津市立病院	〒410-0302　沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100
地方独立行政法人静岡県県立病院機構　静岡医療センター	〒411-8611　駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000
富士市立中央病院	〒417-8567　富士市高島町 50	0545-52-1131
富士宮市立病院	〒418-0076　富士宮市錦町 3-1	0544-27-3151

７－２　し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設

◆し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	処理能力
御殿場市小山町広域行政組合衛生センター	御殿場市中丸 19	１４０ｋｌ／日

◆し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	車両台数
富士総業㈱	小山町一色 200-1	７６－５３５３	3
北駿運送㈱	小山町菅沼 367-4	７６－０３３７	2
高森商事㈱	御殿場市竈 498-2	８２－１９１１	11
㈱東海衛生	御殿場市東田中 677-7	８２－０５２６	5

◆ごみ処理施設一覧表

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃ごみ	御殿場市・小山町広域行政組合 焼却センター	御殿場市板妻 862-15	１４３ｔ／日
不燃ごみ 粗大ごみ 資源物（古紙除く）	御殿場市・小山町広域行政組合 再資源化センター	御殿場市神場 2536-23	２０．６ｔ／日

8　災害救助法関連

８－１　災害救助法の適用基準　（災害救助法施行令第１条第１号から第４号）

区　分	内　　容
１号適用	町内の滅失世帯数が「５０世帯」に達したとき
２号適用	被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が「2,500 世帯」以上に達し、かつ、町内の滅失世帯が「２５世帯」以上に達したとき
３号適用	ア　被害が県内全域に及ぶ災害で、県内の住家の滅失世帯数が「12,000 世帯」以上に達した場合で、町内の被害世帯が「多数」であるとき 「多数」とは、概ね５世帯以上とし、町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ　災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも「多数の世帯」の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の２つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補助方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合
４号適用	多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

災害救助の手引き（平成２９年４月　静岡県健康福祉部）

被害報告の区分と内容

	状　況	報告先	報告の内容	方　法	報告時期
発生報告	災害救助法の適用が明らか、もしくは法適用が見込まれる場合	県東部方面本部	・災害発生の日時及び地域名 ・災害の原因 ・調査班の派遣状況 ・発生時の被害状況 ・法適用の有無 ・既にとった措置及びとろうとする措置	【迅速に】 ・電話 ・ＦＡＸ ・無線	発生後可及的速やかに報告
中間報告	災害救助法適用後	御殿場健康福祉センター	・発生報告の内容の変更 ・救助の種類別実施状況（日報）	【具体的に】 ・電話 ・ＦＡＸ ・文書	法適用後、救助の実施期間中毎日報告
確定報告	災害救助法による応急救助が完了後	御殿場健康福祉センター	・被害状況の確定報告及び災害救助費の概算所要額等 ・その他必要と認められる全般的な内容	【正確に】 ・文書	応急救助が完了した後、できる限り早い時期

災害救助の手引き（平成２９年４月　静岡県健康福祉部）

８－２　応急救助事務早見表

H29.4.1

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に収容する。	（基本額） 避難所設置費：１人１日当り３２０円以内 （加算額） 冬季：別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上料又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者	（規格） １戸当たり平均 29.7 ㎡(９坪)を基準とする。 （限度額） １戸当たり2,660,000円以内 （集会施設） 概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用すための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生日から20日以内着工	１　平均１戸当たり 29.7 ㎡、2,660,000 円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事ができない者	１日１人当り 1,１１０円以内	災害発生日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 （１食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増す毎に加算
全　壊 全　焼 流　出	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2　病院・診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の輸送費は、別途計上
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班 使用した衛生材料等の実費 2　助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,300円 中学校生徒　4,600円 高等学校等生徒　5,000円	災害発生日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 210,400円以内 小人（12歳未満） 168,300円以内	災害発生日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,300円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 134,800円以内	害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの供与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は県知事に要請し、県知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助の手引き（平成２９年４月　静岡県健康福祉部）

９　交通・輸送

９－１　緊急通行車両の事前届出手続

（県警察本部）

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

１　事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

⑴指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑵大規模地震対策特別措置法第 21 条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

２　届出の方法

⑴警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。

⑵緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

３　緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

⑴審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。

⑵届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

４　届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

⑴当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。

⑵当該車両が廃車となったとき。

⑶その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急標章

９－２　緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続きは次によるものとする。

１　緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合

⑴段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

⑵確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

ア　警察本部

イ　各警察署

ウ　交通検問所

⑶確認の方法

ア　届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ　前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）を車両１台につき１通交付する。

⑷確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

⑸標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

⑸標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

２　事前届出をしていない緊急通行車両の場合

⑴確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場所に提出する。

ア　警察本部

イ　各警察署

⑵確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両１台につき１通交付する。

⑶確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

⑷標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

⑸標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

通行の禁止又は制限に係る標示

○災害対策基本法施行規則第５条に基づく標示

９－３　第３次緊急輸送路（救護病院、受援拠点に至る道路）

路　線　名	区　間
町道上野大御神線～町道原向中日向線～町道竹之下中島線～県道足柄停車場富士公園線～県道御殿場大井線～町道 2416 号～町道 2415 号	足柄 SIC【東名高速道】～（仮称）小山 SIC【新東名高速道】
町道　富士学校線	国道 138 号～自衛隊富士病院

10　災害協定等

10－1　協定締結状況（行政）

種別等 / 協定名	協定締結年月日	目　的　等	協定締結市町村	備　考
金太郎防災友好都市協定	H９ H9.3.21	大規模な災害発生時にそれぞれ異なる市町の特色を活かして協力	神奈川県 南足柄市	
災害時における相互援助に関する協定	H9.4.2	災害時における応急対策及び復旧対策に関し、総力をあげて相互に援助協力	神奈川県 山北町	
災害時等の相互応援に関する協定	H17.4.1	市町の地域に係る災害発生時に独自で十分な応急措置が出来ない場合に応援	沼津・熱海・三島・伊東・御殿場・下田・裾野・伊豆・伊豆の国市 東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆・函南・清水・長泉町	９市９町
環富士山地域における災害時の相互支援に関する協定	H18.5.10	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援	山梨県： 富士吉田市、西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢村 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野市、長泉町	山梨県 ７市町村 静岡県 ８市町
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定	H18.11.30	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村において災害発生時に相互に応援協力	山梨県： 富士吉田市、西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢・道志村 神奈川県： 小田原・南足柄市 中井・大井・松田山北・開成・箱根・真鶴・湯河原町 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野・熱海・伊東下田・伊豆の国市、河津・松崎・函南清水・長泉・南伊豆町	山梨県 ８市町村 神奈川県 10市町 静岡県 17市町
金太郎姉妹町災害時相互救援に関する協定	H21.2.17	姉妹町に大規模な災害発生時に救援及び災害復旧を支援	岡山県 勝央町	
富士山ネットワーク会議大規模災害時の相互援助等	H21.5.11	地震の発生後の相互援助やその他の大規模災害時の協力	富士・富士宮・裾野・御殿場市	４市１町

災害時における相互応援協定	H24.9.21	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策にかかる相互支援	京都府 福知山市	
災害時における相互応援協定	H25.5.16	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策にかかる相互支援	茨城県 北茨城市	
災害時における相互応援協定	H27.4.27	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策にかかる相互支援	兵庫県 三木市	
災害時における相互応援協定	H28.1.17	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策にかかる相互支援	長崎県 島原市	
環富士山地域における災害時の相互支援に関する協定	H28.5.23	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援（都留市の加入に伴う規約の改正よる締結）	山梨県： 富士吉田・都留市 西桂・身延・富士河口湖町、 忍野・山中湖・鳴沢村 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野市、長泉町	山梨県 ８市町村 静岡県 ８市町
災害時における相互応援協定	H29.6.26	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策に係る相互支援	山形県 上山市	
災害時における相互応援協定	H30.3.12	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策に係る相互支援	山梨県 忍野村	

10－２　協定締結状況（公共機関及び民間等）

種別等／協定名	協定締結年月日	目　的　等	協定締結先	備　考
アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定	H　8.4.22	大規模な災害発生時にアマチュア無線局が非常通信等を使用して情報を提供	小山町 ｱﾏﾁｭｱ無線クラブ	
道路破損等についての情報提供に関する覚書	H10.11.2 (H29.12.18)	郵便局員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合に小山町に通報 （廃止に関する覚書）	駿河小山郵便局 須走郵便局	
災害支援協力に関する覚書	H10.11.2 (H29.12.18)	災害発生時に特別郵政事業、避難場所、物資集積場所等の支援協力 （廃止に関する覚書）	駿河小山郵便局	
災害時の医療活動に関する協定	H10.11.2	災害発生時における医療従事者(医師・看護師・薬剤師)の派遣についてに協力	(社)御殿場市医師会 駿東歯科医師会 北駿薬剤師会	各会と覚書
水道災害相互応援に関する協定	H12.10.2	水道災害時における応援対策及び復旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市 三島市、裾野市、 長泉町	
災害時における応急対策業務に関する協定	H16.11.5	災害発生時に公共土木施設の被害状況の把握及び災害応急復旧工事等の応急対策業務に協力	小山町建設業協会	

災害救助に必要な物資の調達に関する協定	H17. 9. 1	災害発生時に物資の調達の必要があるときに主食、副食、調味料等の調達可能な物資の供給を協力	御殿場農業協同組合	
災害時の災害派遣車両等の用地使用に関する覚書	H19. 2. 1	災害時に電力の復旧に必要な設備・資機材置場、復旧車両の駐車等の用地の提供	東京電力㈱三島支社	
災害時に知的障害者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	H19. 8. 1	災害時に被災した知的障害者等の福祉避難所としての施設使用の協力	社会福祉法人ミルトス会	
災害時における救援物資提供に関する協定	H19.11. 2	災害時に地域貢献型自動販売機内の無償提供及び物資の提供による協力	ｺｶ・ｺｰﾗｾﾝﾄﾗﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	
小山高等学校敷地等を避難所として使用する覚書	H21. 2.23	災害時に避難地として校庭等の屋外施設、避難所として体育館等の屋内施設の提供	県立小山高等学校	
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H21. 4. 1	災害時における家屋被害認定調査に関する協力	沼津・熱海・三島・伊東・御殿場・裾野・伊豆・伊豆の国市函南・清水・長泉町、静岡県土地家屋調査士会	
災害時のおける災害対策センター使用に関する協定	H22. 3.29	災害発生時に災害対策センターを緊急避難場所として提供	社団法人須走彰徳山林会	
災害時における救援物資提供に関する協定	H22.11.10	災害時における物資の無償提供による協力	ﾀﾞｲﾄﾞｰﾄﾞﾘﾝｺ株式会社	
災害時における地質調査等業務委託に関する協定	H23.11.21	災害時における災害応急復旧に必要な地質調査等を協力	静岡県地質調査業協会	
災害時における測量設計等業務委託に関する協定	H23.11.25	災害時における災害応急復旧に必要な測量、設計、用地測量、用地調査業務等を協力	静岡県測量設計業協会	
災害時における非常災害放送に関する協定	H23.12.13	災害時に非常災害放送を通じて人命の救助、災害の救援、交通通信の確保に協力	静岡エフエム放送株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H24. 3. 30	被災した災害時要援護者のための福祉避難所としての施設等の提供	社会福祉法人寿康会	
緊急消防援助隊施設利用に関する覚書	H24. 4. 1	静岡県緊急消防援助隊が出動する場合の施設提供の協力	静岡県	
災害時における救援物資・避難所施設の提供に関する協定	H25. 1.17	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	丸善食品工業株式会社	
災害時支援協定に関する協定	H25. 4. 8	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供するなどの支援協力	富士スピードウェイ株式会社	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H25. 6. 3	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	株式会社リンガーハット	

災害時における資機材のレンタル供給に関する協定	H26. 2. 7	小山町の災害発生時における必要資機材の調達・提供に関する協定	一般社団 日本建設機械 レンタル協会 静岡県支部	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H26. 4.28	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	株式会社 時之栖	
災害時における緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定	H26. 7.22	小山町の災害発生時に緊急物資の荷さばき及び輸送業務の協力	静岡県トラック 協会東部支部	
災害時支援協力に関する協定	H26. 9.29	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	東日本開発 株式会社	
災害時の施設使用に関する協定書	H27. 5.27	大規模災害時において御殿場警察署庁舎が被災した場合に小山町の施設を代替施設として使用	静岡県 （御殿場警察署）	
災害時支援協力に関する協定	H27. 7.14	小山町の災害発生時に施設を被災住民や観光客など一時滞留者収容等の支援協力	シモンズ 株式会社	
災害に係る情報発信等に関する協定	H27. 8. 3	ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
災害時支援協力に関する協定	H27. 9. 1	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 ゴルフサービス	
災害時支援協力に関する協定	H27. 9. 1	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	日本中央開発 株式会社	
災害時支援協力に関する協定	H27. 9.18	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 富士小山 ゴルフクラブ	
大規模災害時における被災者支援に関する協定	H27. 9.29	小山町の災害発生時に行政書士の派遣により被災住民支援協力	静岡県 行政書士会	
災害時支援協力に関する協定	H27.11.11	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	足柄森林都市 株式会社	足柄森林
災害時支援協力に関する協定	H27.12.22	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 宗屋	富士ﾍﾙｽｸﾞﾘｰﾝﾋﾙ
災害時に必要な資機材の調達に関する協定	H28. 2. 3	小山町の災害発生または恐れのある場合に株式会社ナガワの保有する資機材を借用	株式会社 ナガワ	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H28. 3. 1	小山町の災害発生または恐れのある場合に災害予防、応急対策の資料として地図製品等の供給及び利用	株式会社 ゼンリン	

災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H28.7.14	小山町の災害発生またはその恐れのある場合に救援物資、避難施設の提供	信濃高原食品株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H28.7.26	小山町の災害発生またはその恐れがある場合に災害時要援護者のための福祉避難所としての施設の提供	医療法人社団静寿会	
地域貢献型電柱看板に関する協定	H28. 9. 2	小山町内に看板を掲出することにより、町民等に対し、地域に必要な公共的な情報を発信	東電ﾀｳﾝｿﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ株式会社 東海広業株式会社	
災害時支援協力に関する協定	H28.11.21	小山町の災害発生またはその恐れがある場合に物資、集積場所、輸送手段の提供	大万紙業株式会社	
災害時物資供給に関する協定	H28.12.13	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	
災害時支援協力に関する協定	H29. 1.20	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社富士平原	富士平原
災害時物資供給に関する協定	H29. 2.27	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	株式会社ディーエイチシー	
災害時物資供給に関する協定	H29. 12.15	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	アイリスオーヤマ株式会社	
災害時における協力に関する協定	H29.12.18	災害時における広報、道路損傷の通報、郵便業務、貯金及び保険業務等に関し相互に協力	日本郵便株式会社 小山町内郵便局 御殿場郵便局	
災害時における遺体措置の協力に関する協定	H30. 1.29	災害時における遺体措置（遺体の収容、安置、搬送）に必要な資機材、消耗品、設備、役務の提供に関する協力	有限会社小山葬祭センター	